

源氏物語余釈

一

校正訳注源氏物語余釈一之巻目録

桐 壺 卷

女御一丁ウ
更衣
あまたさふらひ給二丁オ
もろこしにもかかる事のおこりにこそ同ウ
楊貴妃のためし
北のかた三丁ウ
玉のをのこ御子
よせおもく四丁オ
まうけの君
坊にも
きずをもとめ
御つぼねはきりつぼなり
うちはし五丁オ
わたどの同ウ
あやしきわざをして
えさらぬめだうの六丁オ
御はかまぎ同ウ
くらづかさ
をさめどの
みやす所
てぐるまの宣旨七丁オ
いかまほしきは

例のさほう同ウ
愛宕オタギといふ所
はひになり給はんを
はだ寒き
ゆげひの命婦八丁オ
やへむぐら
みなみおもて
内侍のすけ同ウ
松のおもはん事だに
歌すずむしの云々
雲の上人
御さうぞく一くだり九丁オ
御くし上の調度九丁オ
長恨歌の御絵亭子院のかかせ給ひて
まくらごと同ウ
歌あらし風云々十丁オ
なつかしうらうたげなりしをおぼし出るに
いとおしたちかどかしき所物し給ふ御方にて
右近のつかさのとのぬまうしの声
よるのおとど同ウ
あさがれひ
大床子のおもの十二丁オ
ふみはじめ
高麗人のまぬれる
宇多のみかどの御いましめ同ウ

鴻臚館

国のおやとなりて
無品親王の外戚のよせなき十二丁オ
すくえう同ウ
先帝

とんじき十六丁オ

蔵人の少将
さとの殿は

帚 木 卷

三代のみやつかへ
名たかうおはする宮
ひかる君十三丁オ
かがやく日の宮
御元服同ウ
穀倉院
いしたてて
申の時にぞ
大蔵卿くら人
御休み所に十四丁オ
さふらひにまかで給ひて
親王たちの御座のす糸に同ウ
内侍宣旨うけ給はり伝へて
上の命婦十五丁オ
大うちき
御衣一くだり
長橋よりおりて舞踏し給ふ
左のつかさの御馬
蔵人所の鷹同ウ
をりびつ物こもの

名のみことごとしう十七丁オ
いとどかかるすき事どもを
なよびかにをかしき事はなくて
御物忌

かしこまりもおかず同ウ
大となぶら
はづかしげなれば
品さだまりたる中にも十八丁オ
ころほひなり
なまなまのかんだちめ
非参議の四位
こと人のいはんやうに同ウ
さらにもいはず十九丁オ
うちあひてすぐれたらんも云々
上が上はうちおき侍りぬ
白き御衣二十丁オ
なほしばかり
女にて見奉らまほし
あふさきるさ同ウ
墨つきほのかに心もとなくおもはせ二十一丁オ
さやかにも見えてしがなと

みみはさみがちに
 びさうなき家とうじ同ウ
 打も糸まれ涙もさしぐみ二十二丁オ
 おほやけばらたたたく同ウ
 あはれとも打ひとりごたるるに二十三丁オ
 物語よみしをききて
 ごだち
 額髪をかきさぐりて同ウ
 うちひそみぬかし
 にごりにしめる
 やがてあひそひて云々あしくもよくも
 実ジチになんよりける二十四丁オ
 つらづゑをつきて同ウ
 人なみなみにもなり
 歌手を折て云々
 臨時の祭二十五丁オ
 はかなき花紅葉といふも同ウ
 かたき世ぞとは云々
 この人のいふやう云々心ぐるしきとて
 おり侍りぬかし二十六丁オ
 和琴
 をりつきなからず同ウ
 歌ことのねも云々
 今一声ききはやすべき人のある時に
 さてそのふみの詞はと問給へば二十八丁オ

むかし物語めきて

歌咲まじる云々
 さればかのさがななものも云々同ウ
 吉祥天女を思ひかけんとすれば二十九丁オ
 はうげづき同ウ
 妻子
 はかなくくちをしと云々子細なきものは侍める
 はなのわたりをこめきて三十丁ウ
 ごくねちの草薬三十一丁オ
 歌ささがにのふるまひしるき
 つまはじきをして同ウ
 むげにしらずいたらずしもあらんすこしもかどあらん人の耳にも目にもとまる事云々
 うたよむと思へる人の三十二丁オ
 五月のせち
 えならぬねを引かけ同ウ
 九日のえん三十三丁オ
 中神
 紀伊守にてしたしくつかうまつる人同ウ
 こゆるぎのいそぎありく三十四丁オ
 きぬのおとなひはらはらとして
 さうじのかみより
 もや三十五丁オ
 歌ずしがちにもあるかな
 いづれかいづれ同ウ
 まうと

いたづらぶし
 なげし三十六丁オ
 心のしるべ
 おくなるおましに
 かやうなるきはきはきはどこぞ侍るなれ
 見なほし給ふのちせもやとも云々同ウ
 かりなるうきねのほどを三十七丁オ
 月は有明にて云々
 ぬるよなければ同ウ
 あこ
 歌数ならぬふせやにおふる三十八丁オ
 御かたはらにふせ給へり同ウ
 空 蟬 卷
 さりげなきすがたにて三十九丁オ
 こきあやのひとへがさね
 なにかあらんうへにきて
 白きうす物のひとへがさね二藍の小うちき同ウ
 かどなきにはあるまじ
 おくの人は四十一丁オ
 たたみひろげてふす四十二丁ウ
 ゆかのしもに四十三オ
 いせのをあまの同ウ
 歌うつせみのはにおく霜の
 夕 顔 卷
 六条わたりの御しのびありき四十三丁オ

ひがき

はじとみ
 玉のうてなも同ウ
 きりかけだつ物
 隨身
 歌ころあてに云々
 揚名介四十四丁オ
 歌よりてこそ云々四十五丁オ
 かごとばかり
 げにをこがましう云々同ウ
 むすめをばさるべき人にあづけて
 御よはひのほどもにげなく
 さぶらひわらは四十六丁オ
 なが屋
 右近の君こそ
 いそぎくるものは四十七丁オ
 かづらきの神
 しひておはしまさせそめてけり同ウ
 あかつきのみち
 あしたの露にことならぬ世を
 何をむさぼる身の祈にかと
 あれたるかどの四十八丁オ
 おきなが川
 べちなふ
 御くだものなどまぬらす

なごりなくなりたる御有さまにて同ウ
 をかしげなる女ありて
 ことなる事なき人を四十九丁オ
 つる打してたえずこわづくれ
 むかし物がたりにこそ同ウ
 いのちをかけて
 神事なるころは

ぬき同ウ
 歌あふまでの云々
 歌せみの羽も云々
 歌過にしも云々秋の暮かな
 見ん人さへ五十四丁ウ

目 録 終

かしこくもとめ奉らせ給ひて五十丁オ
 さらに事なくしなせと云々
 川の道にて手をあらひて同ウ
 ぶくいとくろうして
 けがらひいみ給ひしも
 御名がくしも
 すみわび給ひて山里に五十二丁オ
 さればよと

かのありし院にこの鳥のなきしを

歌見し人の云々同ウ

歌とはぬをも云々

あやしやいかに思ふらんと五十二丁オ

歌ほのかにも云々

うちとけで同ウ

四十九日五十三丁オ

願文

歌なくなくも云々

伊与介かな月のついたち比にくだる

校正訳注源氏物語余積一之巻

萩原広道纂注

此巻は、本文の頭書に入るべきことなるを、其説どもの長くして書加へがたき事ども、或は公事の故実そのかみの衣服調度などやうの注せではえあらぬ事ども、あるは本文義の通えがたき所々の考また旧注どもにははれたる説のいかにぞやおぼゆる条どもを論ひ弁ふべき事などを取集めて物したるなり。引出たる文詞の下におのおの某丁と標したれば、本文と引合せて見るべし。引たる旧注の標は頭書に同じければ更に記さず。

○桐壺巻余積

女御 一丁オ(翻刻四ページ) 岷周礼云、三夫人、九嬪、廿七世婦、八十一女御、比三公、九卿、廿七大夫、八十二元士。

河周礼天官云、女御掌叙御于王之燕寢云云。

新女御は今の夫人に当れり。女御てふ語は、続日本後紀巻八に、「女御從四位下藤原朝臣浄子卒」と初めて見えたれど、是より前、奈良の朝の末などより此称有しにや。此物語に顕れては三人見ゆ云々。雄略紀に女御の字はあれど、是は漢文によれるのみにて、其比女御てふ事あるにあらず。権輿のやうに思ふは誤也。

弄女御は無位以上二位三位にいたるまである也云々。

新女御の事、岷江入楚に諸抄を引て委しくいはれたれど、今は略きつ。
 彼書を見るべし。本居先生の玉がつま十三の巻に云、「女御といふ班を

たしかに定められたるは、何れの御世の比よりのことにか有けん。雄略天皇の御世の稚媛を始といふはひがこと也。書紀の彼御巻に女御とあるは、ただ撰者の例の漢文にこそあれ、そのかみ実に此号ありしにはあらず。すべて彼紀は、かかる文字につきて後の人の思ひまどふ事多きぞかし。そもそも女御といふは、もと漢国にて王の御す女をひろくいへる目にて、一つ定まれる号にはあらず。皇朝にては本は然なりしを、後に定れるしなにはなれる也。かの雄略紀なるも、ただ御す女とし給へるよしなり。

更衣 同(翻刻四ページ) 湖師此局にて天子の御衣をめしかふる故、更衣と云なり。漢書灌夫伝の顔師古注に、「更改也。凡久坐皆起更衣」といへり。衛皇后伝にも、「帝起更衣、子夫侍尚衣」とあり。本朝の更衣は、仁明天皇承和三年、正五位上紀朝臣乙魚授從四位下為更衣、是始なり。河に委し。細流云、便宜の御殿にさふらふしかるべき上達部などのむすめ也。

新更衣は今の嬪にあたり。更衣といふ事は、仁明天皇の御時の紀に見ゆ云々。更衣の字は、漢書に云々。また東方朔伝に「私置更衣」注に「為休息更衣之処亦置宮人」てふより出たれば、更衣を御休息所ともいへり。されど、さらぬ女房も御子をうめばみやす所といひ、はた東宮の御妃をも御休所と申す事となれり。此文の様、ただにては更衣といふも、御子をうめる後ぞ御やす所と書たる。東宮の御休息所は、もとよりなり。

新釈一本には、「更衣を御休所ともいへり」といふ次に、「凡后を大御息所とも申し、東宮の御妃を御休所といひ、又皇子をうみ奉りしをみやす所といふ例也。よりに此文には更衣の御子うみし後に御息所と書たり。是皇子をうみまつれるをいふと有にて、少し後のこと也」と有。「后

を大御息所と申し云々」といはれたるは、いかがあらん。是はいせ物語
又此物語の六条御息所などの事を思ひていはれたりとおぼしけれど、強
説に似たり。御息所の事は小櫛の説よろし。さて、玉がつまに云、「続
後紀に『承和九年正月丙申朔戊戌云云、是日、詔授從五位下秋篠朝臣
康子正五位下、无位山田宿称近子從五位上、並太上天皇更衣也』と見ゆ
この更衣といふものは、いづれの御代のころより有そめけむ、物に見え
たる事はこれ始也。そもそも後宮職員令には『妃二員、右四品以上、夫
人三員、右三位以上、嬪四員、右五位以上宮人』とあるを、中昔より
こなたはこれらの号は絶て、大かた妃夫人にあたるほどなるをば女御と
し、嬪にあたるほどなるをば更衣とせらる。三代実録六の卷に『光孝天
皇更衣』といふことも見え、また仁和三年には『勅以更衣從五位上藤
原朝臣元善為女御、中納言從三位山陰之女也』とも見えたり」とい
はれたり。清涼殿記に「更衣其員十二人、以下不滿其數、尚侍宣下
諸司着禁色」などいふ事も見えたり。

あまたさふらひ給 同(翻刻四ページ) **河延喜御代**后宮 女御五人
更衣十九人 中宮以下都合二十七人也。桐壺帝后宮実名露顯之分、女御
三人承香殿四宮母 麗景殿花散里姉 一人八宮母、更衣二人 桐壺 後涼殿、后
二人 太后弘徽殿 女院藤壺。此物語に書のする所七人なり。

朝延喜の御代の事は、例の准拠なり。 あながちにとるべからず。
もろこしにもかかる事の起に 同ウ(翻刻四ページ) **細股の紵が姐**
巳を愛し、周の幽王褒姒を寵せしより世のみだれたる事等を引ていふ也。

楊貴妃のためし 同ウ(翻刻五ページ) **湖師**玄宗の寵愛ゆゑに安祿山
が乱出来たるためしなるべし。

花桐壺の御門の更衣におくれ給へる事を、唐の玄宗の、楊貴妃にはな
れ給てなげき給へるにたとへて、長恨歌の詞をかりて一卷の始終を書侍

門ヲ信レ馬ニ婦ニ、々リ来テ池苑皆依レレ旧キ、太液芙蓉未央柳、芙蓉如レ面柳
如レ眉、対此如何不レ涙垂、春風桃李花開夜、秋雨梧桐葉落時
西宮南苑多秋草、宮葉滿階紅不掃、梨園弟子白髮新、椒房
阿監青蛾老、夕殿螢飛思悄然、孤燈挑尽未成眼、遲々鐘鼓
初長夜、耿々星河欲曙天、鴛鴦瓦冷霜華重、翡翠衾寒誰与共、
悠々生死別經年、魂魄不會来入レ夢、臨邛道士鴻都客、能以
精誠一致魂魄、為レ感君王展軛思、遂教方士懇勲覓、排
空馭氣奔如レ電、升天入地求之遍、上窮碧落下黄泉、兩
處茫々皆不見、忽聞海上有レ仙山、々在三虛無縹緲間、樓閣
玲瓏五雲起、其中綽約多仙子、中有一人字太真、雪膚花
貌參差是、金闕西廂叩玉扇、軛教小玉報雙成、聞道漢
家天子使、九華帳裡夢魂驚、攬衣推枕起徘徊、珠箔銀屏暈
迤開、雲鬢半偏新睡覺、花冠不整下堂来、風吹仙袂飄々拳、猶
似霓裳羽衣舞、玉容寂寞淚闌干、梨花一枝春帶雨、含情
凝睇謝君王、一別音容兩渺茫、昭陽殿裡恩愛絕、蓬萊宮中
日月長、回頭下望人寰處、不見長安見塵霧、唯將旧
物表深情、鈿合金釵寄將去、釵留一股合一扇、釵擊黃金
合分鈿、但令心似金鈿堅、天上人間會相見、臨別殷勤重
寄詞、々中有誓兩心知、七月七日長生殿、夜半無人私語時、
在天願作比翼鳥、在地願為連理枝、天長地久有時尽、此
恨綿々無絶期。

この次に陳鴻が撰べる長恨歌伝といふ物一編あり。玄宗と楊貴妃との始
終を記したれど、長ければここには略きて、ただ其要とある所のみをい
ささかぬき出て注しつけぬ。委くは本書を見べし。

開元中泰階平、四海無事。玄宗在位歳久、倦于旰食宵衣、政

れば、其事をいはんとて「楊貴妃のためしも引出つべく」と先言出せり。
作者の意趣すぐれて聞え侍り。
岷云々。前の「もろこしにもかかる事の」といへるとは別段と見るべし。
花鳥にはひとつの心に注せらるる歎云々。

釈「かかる事の起」とある中に、楊貴妃の例もこもるなるべし。さて、
此巻は長恨歌によりてかかれたる事は論なきを、かの歌の全文を知らざ
れば此文のいみじき事どもの知られがたき故に、わづらはしけれど白氏
文集のままをここに挙つ。引合せて見るべし。

漢皇重レ色思傾國、御宇多年求不レ得、楊家有レ女初長成、養在二
深閨一人未レ識、天生麗質難二自棄一、一朝選在二君王側一、回頭一笑
百媚生、六宮粉黛無レ顏色、春寒賜浴華清池、温泉水滑洗凝脂、
侍兒扶起嬌無力、始是新承恩レ澤時、雲鬢花顏金步搖、芙蓉
帳暖度春宵、々々苦短日高起、從此君王不早朝、承歡侍
宴無間暇、春從春遊夜專レ夜、後宮佳麗三千人、三千寵愛
在一身、金屋粧成嬌侍レ夜、玉樓宴罷醉和春、姊妹弟兄皆列土、
可憐光彩生門戶、遂令天下父母心、不重レ生男重レ生女、
驪宮高處入青雲、仙樂風飄々々聞、緩歌謾舞凝二糸竹一、尽日
君王看不足、漁陽鼙鼓動レ地来、驚破霓裳羽衣曲、九重城闕煙
塵生、千乘萬騎西南行、翠華搖々行復止、西出都門百余里、
六軍不發無レ奈何、宛然蛾眉馬前死、花鈿委地無人收、翠
翹金雀玉搔頭、君王掩レ面救不レ得、回首血淚相和流、黃埃散漫
風蕭索、雲棧繁紆登二劍閣一、峨嵋山下少人行、旌旗無レ光日色
薄、蜀江水碧蜀山青、聖主朝々暮々情、行宮見レ月傷レ心色、夜
雨聞鈴斷腸聲、天旋地轉迴レ龍馭、到此躊躇不レ能去、馬嵬
坡下泥土中、不見玉顏空レ死處、君臣相顧盡レ露衣、東望都

無大小始委于丞相、深居遊宴以二声色一自娛云々。詔高
力士潛搜外宮、得弘農楊玄琰女子寿邸、既笄矣云々。上
甚悦云々。明年冊為貴妃、半后服用、絲是治其容敏其
詞、婉變万態以中上意、上益嬖焉云々。雖有三夫人、九嬪、
二十七世婦、八十一御妻、暨後宮才人、樂府妓女、使三天
子無顧盼意、自是六宮無復進レ幸者、非徒殊艷尤態致レ是、
蓋才智明慧、善巧便佞、先意希旨、有不可形容者上、叔父
昆弟皆列在清貴、爵為通侯、姊妹封三國夫人、富埒王室
云々。出入禁門不問、京師長吏為側目云々。天宝末兄国忠
盜丞相位、愚弄国柄、及安祿山引兵向闕、以討楊氏
為辭、潼關不守、翠華南幸、出咸陽道次馬嵬亭、六軍徘
徊持戟不進、從官郎吏伏上馬前、請誅錯以謝天下、国
忠奉レ鸞盤水死於道周、左右之意未快、上問之、當時敢言者
請以貴妃塞天下怒、上知不免、而不忍見其死、反袂
掩面、使牽之而去、蒼黃展軛、竟就絕於尺組之下、既而玄
宗狩成都、肅宗受禪靈武、明年大凶歸元、大駕還都、尊
玄宗為太上皇、就養南宮、遷于西内云々。適有道士自
蜀来、知上心意、楊妃如レ是、自言有李少君之術、玄宗
大喜命致其神、方士乃竭其術、以索之不至、又能遊神馭
氣、出三界没地府、以求之不見云々。使者還奏、太上
皇々々心震悼、日々不レ予、其年夏四月、南宮宴駕云々。下略

北の方 同(翻刻五ページ) **河男**は南、女は北に住べき謂也。陰陽につ
かさざるゆゑ也。仍て貴賤ともに妻室を北の方と号する也。后妃を椒房
と号するも、北向に住給ふ故也云々。

玉のをのこみこ 二丁才(翻刻五ページ) **玉**万葉五の巻に「生れ出たる

白玉のわが子古日は云々、うつぼ物語ただこそこの巻に「玉ひかりかがやきたる男の、いとをかしげなるをうみ給へり」、白居易詩に「掌珠一、顆児三歳」。

〔余〕うつぼ物語としかげの巻に「玉ひかりかがやくうなるこ」、同巻に「なやむこともなくて、玉の光かがやくをのこをうみつ云々。此子やしなひもてゆけば、玉光りかがやきて見ゆれば」、杜詩に「掌中探見一珠新」などいへるも、生れたる子をさして玉に比していへり云々。

〔よせおもく〕 同ウ(翻刻八ページ) 〔玉〕続日本紀八の巻に「寄重務繁」、文粹貞信公、辞撰政表に「担重寄於微身、負大任於小材」。これらは寄せ任せらるる事の重きをいへるを、それより転りて、ここなどは、注に「外戚がたのおもおもしき也」といへる、其意也。

〔余三代実録卷一〕安倍朝臣安仁、抗疏請解大将、白云々、此職任当三股肱寄重爪牙。又同書に「窃以、將軍之職寄重責深」などあり。 〔まうけの君〕 同(翻刻八ページ) 〔儲君〕とかきて、即皇太子の御事也。皇太子は、皇位を嗣せ給ふべきために予て儲置るるなれば、儲君と申奉る也。「まうけ」は儲の音便也。

〔坊にも〕 三丁オ(翻刻七ページ) 〔東宮坊〕の事にて、すなはち皇太子の居給ふ所なり。坊は宮殿をさして申す也。東宮のもじは、もろこしの易の理にとりて、震の卦を長男とし、東方とす。時にとりては春とする故に、天皇の長男のおはします宮といふ意にて東宮とまうし、或は字を春宮とかきても東宮とよめる也。

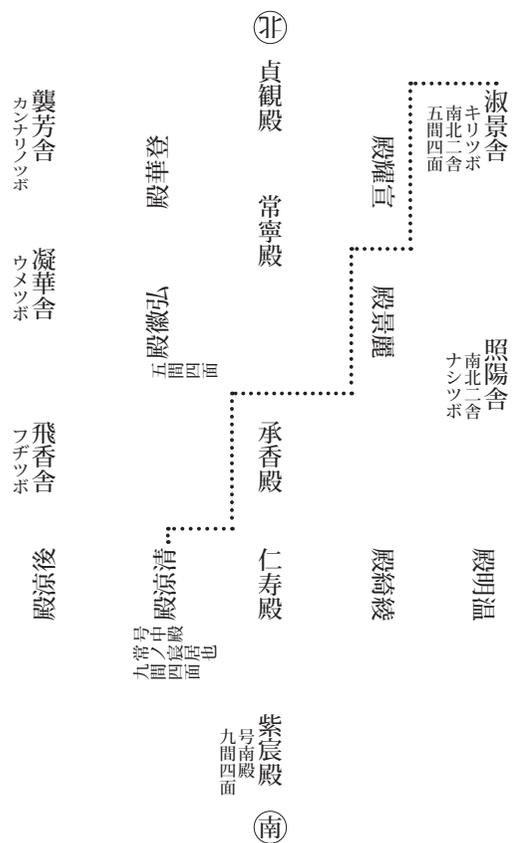
〔きずをもとめ〕 同ウ(翻刻七ページ) 〔河所〕悪則洗垢求其瘢痕(家語) 吹毛求疵(漢書)。なほき木にまがれる枝もある物を、けをふききずをいふがわりなせ。

〔余吹毛求疵〕とは、前漢景十三王伝、また韓非子にもみゆ。歌は後撰元年六月十四日亥時内裏焼亡、同三年十一月十八日□時内裏焼亡、寛弘二年十一月十五日内裏焼亡、同六年十月四日夜半一条院焼亡云々とあり。此事を本朝世記に、『六月十四日内裏火、太皇避之八省小安殿、遷御太政官朝所東、皇太子避火縫殿寮、此夜遷坐朝所東舎』とありて、七月十一日造宮の国を充られ、二十二日造宮雑事定ありし由見ゆ。同八月十四日造内裏始られたりと日本紀略に記されたり。但し、今度は殿舎の寸法を減ぜられたる由、承久二年十一月九日の玉藻別記に見え、又同三年焼亡にて殿舎高大を止られたる事、百練抄に見えたり。かかれば、大内裏の趣もこれまでのさまに違へる事多かり。かくて此内裏翌年九月造営了られ、十月二日新造内裏仁寿殿にて安鎮国家法を修せられて、同十一日夜一条院より遷御中宮も御入内あり。同二十一日造営賞とて叙位五十人ありしよし、権記・日本紀略に載らる。皇太子は十二月十三日東三条院より入内なり。かくてまた同三年十一月十八日内裏焼亡ありて、同五年九月新造内裏なりて、十月八日一条院より遷御なり。此時の造営もいたく省略給へりと見えて、三年十一月二十五日の百練抄に、『造営定止殿舎高大云々』。同四年三月十九日の条に、『定造営雑事、戒梁柱高大』などあり。度々の火災にて、かく事略給へるなるべし云々。○此説いと委しければ因にここに引出つ。物語よまん人、よく心得おくべし。さらでは違ふ事多かるべし。

〔うちやし〕 同(翻刻八ページ) 〔新或説〕に、「うちやしは、切馬道に板を打わたして通ふ道也」といへるはよし。用あらん時、とりはなつべき料なるべし。日本紀・万葉などに「打橋」とあるは、かりに板一ひら打わたせしにて、夕顔巻に見ゆるも同じ。宮中なるは、多く板をわたしながら釘してかためねば、打はしといへり。或説に「内橋と云」は、いかにぞや。「わたどの」は「渡殿」にて、廊をいふ。和名抄、「廊保曾止乃殿下外屋也」。

雑二にて、高津内親王の歌なり。

〔御つぼねは桐壺なり云々〕 同(翻刻七ページ) 〔新〕弄花に「桐壺は清涼殿の丑寅なり」。花鳥に「弘徽殿・麗景殿・宣耀殿などを過てゆく馬道つづきなれば、あまたの御かたがたをすぎさせ給」といへり。今図にて見るに、出方如シ拾芥抄などのおもむき皆かくのごとし。



〔右〕の図にてその大かたを心得べし。今は新釈の図に拾芥抄を見合せて記しつ。猶大内裏図考証などを見て、委きを知るべし。○伴雄云、「世の人、大内裏は順徳院の御代まで延暦創造の時のさま也と心得ためれど、然らず。度々炎上ありければ、次々にやうやう事そぎ給へる也。中右記寛治八年十月二十四日内裏焼亡の事を記されたる条の裏書に、『国史以後、皇居焼亡二十四度、内裏十四度、里亭九度、太政官庁一度』とありて、次に御代御代の焼亡の年月を記されたる中に、『一条院四度、長保

〔玉移橋をつづめたる名也。よのつねの橋は、いつも同じ所にかかりてところをかふる事はなきを、これは時にのぞみて、いつこへもいつこへも用ある所へもて行て渡すかりそめの橋にて、ここかしこへうつす橋といふ意也。ここは渡殿などの間に、横に下を通はん為に、切れたる所のあるに、時にのぞみてわたせる也。内階・打橋など注せるは、かなはず。万葉などに打橋とかけるは、例の借字なるをや。 〔移橋といふ名の釈はいがあらん。なほ考へて定むべし。 〔わたどの〕 同(翻刻八ページ) 〔余禁秘抄〕云、「渡殿、二行各一畳敷黄端、公卿在殿上之日、不レ論花族諸家着レ之、不レ然之時、可レ然之人不着レ之、北方副高欄立布障子二間打付画打毬、向二下戸、横女官戸ヨリノ道ヲ通テ立馬形障子二馬也。注に云、「下戸、禁臈秘抄、『末二脇戸アリ。下ノ戸ト云。女官戸、同抄、『小壁ノ外二南へ向タル脇戸ヲ女官戸ト云。女官、是ヨリ小庭ヲ通ル道也』。波祢馬、古今著聞集、『渡殿にはね馬よせ馬の障子を立て、又同じ渡殿の北辺朝餉の前に馬形の障子あり』。其西南二間有遺戸、其下一間ヲ籠テ下女居住ス。如手水物、置焼火置水、自中古事歟。高遺戸侍臣已下参所也。注に云、「有遺戸、按是高遺戸也。禁臈秘抄、『殿上人ナト春花門ヨリ入テ、南ヲ経テ修門ヲ入テ、殿上ノ高遺戸ヨリ上ケリ』」。

〔余禁秘抄の本書、いたくみだれたりしかば、今は階梯本を写しつ。さて、これはやや後世のさまめきて聞えたり。そのかみはいかにありけん、猶よく考ふべし。さて、新釈に和名抄の廊を引れたるはいかが。渡殿といふものは、今世に釣屋といふ物に似て、彼此の殿舎の中に建渡したる所と聞ゆ。空蟬巻に、中将といへる女房の、渡殿に局したる事あるをも考ふべし。されば、廊とは別也。思ひまがふる事なかれ。

〔あやしきわざをしつ〕 同(翻刻八ページ) 〔花新〕世継物語に、村上天

皇の御時、宣耀殿の女御芳子、小一条左大臣師尹公女藤壺にさふらはせ給ふを、中宮安子、九条右大臣師輔公女のよからずおぼせしままに、中宮の御方人、かの女御の参り上り給ふ道に不浄をまきちらしたる事あり。それによりて、ここは書しなるべし。

〔余安藤為章云、世継物語に、「花山院の女御のまま母のさがなくて、みかどの女御へわたらせ給ふうちはしなどに、人のいかなるわざをしたりけるにか、我ものぼらせ給はず、上もわたらせ給はず」とあり。源氏物語に書たる事は、世間にありしさまをふまへて作りたり。小右記等の旧記をよみし人はしりぬべし。○「あやしきわざをしつつ云々」。此所の文、きたなきものの所をよくかくしてかけり。糞などをまきちらしたる事のありしと云をふくめり。「きぬのすそたへがたう」と書るにてしらる。古へも糞などまきちらしたる事のありしと也。

〔玉不浄をまきちらすは、人を詛ふしわざ也。釈日本紀に見えて、神代須佐之男命の故事よりおこれり。但しこは詛ふまでにはあらで、ただ衣のすそを穢さんためのみにもあるべし。

〔世継物語の准拠はさもあるべし。されど、例のかかはるべからず。これらみな、作りぬしの耳にも目にもあまりておしこめがたき中の事ともなるべし。

えさらぬめだうの 四丁ウ（翻刻八ページ）〔御伴雄云、「馬道・めんだう共に同義にて、和名抄に『弁色立成云、向し堂之道也』とあるがごとし。殿中の真中の板敷をいふ也。簀子よりつづきて孫庇、庇、寢殿、身舎を貫通して、直行すべくわざと構へたる板敷の道なり。さて前後の口に妻戸あれど、昼も夜もあけ渡しおきて、直宿の人などの往来の便とせり。但し殿舎ごとに必馬道あるにはあらず。仁寿殿・承香殿・常寧・温明・後涼・弘徽の六殿に限りて、其他は清涼殿の北庇と宣耀殿の南に切馬道

橘守部云、古注の如く馬道にて、細流に「切馬道に板を打わたしてかよふ道也」といへる、よくあたれる注なり云々、抑かかる道ある事は、事とある時、宮中奥の間所まで馬を引入て乗出ん為の通ひ路なるを、常に横に厚板を敷渡しおきて、廊と同じくかよひ道にはなしおおくにぞ有ける云々といへり。
〔案ニ、此説ハ旧注ノママナシト、馬道ノ名義ハ、ナホ字ノママニ心得ベキニヤアラン。猶考フベシ。

〔新納殿也。「累代の御物は宣陽殿に納む」など、西宮抄に見ゆ。右二所の御物は御料に専ら用ゐさせらるるを、此度の御みたちにさせられしといふなるべし。

〔余拾芥抄云、「納殿、累代御物納之。在宣陽殿。恒例御物納藏人所。綾綺殿紙御屏風在仁寿殿。頭藏人雑色為預、以藏人雑色・出納小舎人爲預人。進月奏」。これらの御物どもをことごとく用らるるを、「云々をつくして」とはいへり。

〔みやす所 五丁オ（翻刻九ページ）〔玉此物語の例をもて考るに、細流にも注せられたる如く、御子をうみ奉り給へば御息所と申せり。さてそは女御更衣などの外に別に此品あるにはあらず、女御更衣などにわたれり。若紫卷源氏君詞に、此御母更衣の事を故御息所とのたまひ、上若菜巻に、明石女御をも御子を生奉り給へる後のところに御息所と申せり。六条御息所といふも、姫宮中宮秋好の御母なるにつきての称也。竹川巻に、髭黒大臣の姫君、冷泉院に参り給ひて懐胎のほどにも御息所とあり。然れば、御子いまだ生れ給はねども、すでに妊み給へば申せるにこそ。

てぐるまのせんじ 六丁オ（翻刻二ページ）〔余和名抄云、「輦周礼注云、后居宮中、縦容所乗、謂之輦。和名天久流万。為輕輪人挽所行也」。

〔新西宮抄臨時に、「輦車、親王・大臣之中、老宿人有此恩。女親王・女御・尚侍、毎出入藏人経奏聞仰閣門吉上雖載雜式云々。或抄云、「手ぐるまは、輿のやうにて、ちひさき輪をかけて、輓は輿のやうに短きなり。石階などを上り下るに、いととごろかず。中の重を出入給ふため也」。又延喜雜式云、「凡乘輦車、出入内裡者、妃限曹子、夫人及内親王限、温明殿後涼殿後」。命婦三位限兵衛陣。但嬪女御及孫王大臣嫡妻乘輦限兵衛陣云々」。巻によりてかの上局に拠ありといふ説は、

とてあるのみ也。かれ思ふに、むねとは天皇通御のための設なるべし。武家さまに大廊下といへる所と同じ趣なり。『めだう』は、間通マドトホの約れる意の語なるべし。古今集物名に、『めどに削花させる』とあるも、馬道の入口の鴨居にさせるをいへる也。『めんだう』は、めだうの延也。

栄花晚明星に『承香殿のめんだうより云々』。平家物語長門本に『主上をば時忠卿いだし奉り、宮の御所のめんだうにたち給ふ云々』。また後の書ながら、年中御成記に『長橋殿にて御冠をめされ、御式装に改られて、めんだうつづぎに御前へまゐり給ふなり』など有。然るを、陽成院の皇子におはしける時、馬を牽上せ給へるより号くといへる古説は、いといまだしき解也。こは承香殿の北廊にて、すなはち弘徽殿南馬道をいへる也。この廊は常寧殿と承香殿の間にありて、いと長き廊也。東の方にては承香殿馬道とも承香殿のはさまともいひ、西の方にては弘徽殿のはさま又弘徽殿の細殿ともいへり。淑景舎より上にのぼるには、桐壺西の渡殿より宣耀殿の南の中門に麗景殿の簀子伝ひに片庇廊へ出て、この廊の中門を南に承香殿の北廊すなはちこきでの南馬道是也を折れて、中殿の北廊つたひに清涼殿の北庇より参のぼるなるべし。かれ女御のさがなわざしたるは、居所近き方にて也。他の馬道と見るときはあたらす。

御はかまぎ 同ウ（翻刻九ページ）〔河皇子三歳着袴の例、冷泉院東宮ノ時、円融院親王ノ時、花山院東宮ノ時、一条院親王ノ時。

くらづかさ 同（翻刻九ページ）〔新余職員令、「内藏寮、頭一人、掌金銀、珠玉、宝器、錦綾、綵、氎褥、諸蕃、貢献奇璋」（義解謂、非常之物。其金銀已下、雜物、皆自大藏省、割別而所送者也）、「之物、年料供進御服及別勅用物事」といふ類の御物なり。式にも委し。

をさめどの 同（翻刻九ページ）〔湖後涼殿にあり。諸国よりの進物などをさむる所と也。

おほつかなし。上御局はまゐりの時の局也。病にふし給ふは桐壺なるべければ、この臨時の勅ありて、そこより乗べき也。

〔玉統日本後紀に、「承和六年六月庚戌朔巳卯、女御從四位下藤原朝臣沢子卒。故紀伊守総繼之女也。天皇納之、誕三皇子一皇女也。寵愛之隆、冠後宮。俄病而困篤。載之小車、出自禁中。纔到里亭、便絶矣。天皇聞之哀悼、遣中使贈從三位也」とあり。桐壺更衣の事これによりて書るなるべし。似たること多し。

歌いかまほしきは 同ウ（翻刻二ページ）〔拾「いかまほしき」とは、「生」に「行」といふを兼たるにてこそ歌なるを、諸抄に此意を注せられず。今類歌どもおぼえたる限り出して証すべし。拾遺別かめ山にいく葉のみありければとどめんよしもなきわかれかな戒秀法師。同恋四何せんに命をかけてちかひけんいかばやと思ふ時もありけり実方朝臣。後拾遺しぬばかりなげきにこそはなげきしかいきてとふべきわが身ならねば小式部内侍。新古今別都にもおもふ人のみおほかれはなほこのたびはいかんとぞ思ふ藤原惟規。同わかれ路はこれやかぎりの旅ならんさらにいくべきこちこそせね道明法師。大和物語しねとてやとりもあへずはやはるるいといきがたきこちこそすれ。後拾遺哀傷わかれにしその日ばかりはめぐりきていきもかへらぬ人ぞこひしき伊勢大輔。

礼のさぼう 七丁ウ（翻刻三ページ）〔新喪葬令に見ゆるごとく、此時もたがはさりけん。されど、「いかめしう」と書たれば、二位に准ぜしほどの礼にし給ふをいふなるべし。

おたぎといふ所に 同（翻刻三ページ）〔河鳥部野をいふ也。細今の六道これ也。昔の葬所なり。

拾今按、和名抄に、愛宕郡に鳥戸の外に別に愛宕郷あり。新云々。されば此葬は鳥部にもあらし。或説は後をもてのみいへり。

はひになり給はんを

同(翻刻二三ページ) **新河**「もえてはひになりなん時にこそ人をおもひのやまんにせめ」。此歌拾遺恋五にありて、よみ人しらず也。

〔**釈**〕これは類例也。引歌にはあらず。

はた寒き

九丁オ(翻刻一五ページ) **玉**「はた」は「又」の意にて、「又寒くもあり」といふ意の詞也。そは秋になりて、大かたはまだ暑くて涼しきがこちよきころ、俄にあまり涼しくなりて、ころよきながらはや又すこし寒くもある意也。今もさることあるもの也。さる故に、此詞はかならず八月ごろにのみいへり。心をつくべし。「几帳などにはたかくれて」とあるも同じ意にて、大かたは顕れて居ながら、又すこし隠れもしたるさまにて居るをいへり。拾遺に万葉の膚寒を引ていへるは、ひがこと也。かの膚寒とは別なるをや。

〔**釈案**〕に、此説「はた」といふ詞のつかひざまをいはれたるはさることなれど、これはなほ膚寒の意也。拾遺・新釈・余滴ともに皆「膚」とあるに随ふべし。「はた」は、「又」の意ながら少し異にて、は又・も又などの意につかひたり。「野分たちてはた寒き」とある語勢、「はた」の意としてはさらに受つきがたし。「野分の風たちて膚寒き」にて、いとよく聞えたり。かならず八月ごろにいふも、其ほどより膚寒くなるころほひなれば也。さて膚寒き故に、常よりも更衣の事をおぼしめし出さるる事の、実にさもあるべき情なり。あちはふべし。旧注又余滴などに「野分だちて」と濁りよみて、「野分めきてふく風也」といへるはひがこと也。「めきて」といふ意ならば、「ふく風」といふ言なくてはさは聞えぬことなるをや。

ゆげひの命婦

同(翻刻一五ページ) **花** 鞆負と書て「ゆげひ」とよめり。鞆は矢を入るしこをいふ。左右衛門は弓矢を帯するつかさなるによりて

「ゆげひ」といへり。

〔**河**〕命婦は、今の世に内侍の外、織物を着せぬ中臈を、昔は命婦と号せり。殿上人已下の女也。

〔**細**〕ゆげひの命婦は、衛門の命婦也。拾遺の詞書にも有。命婦は惣じては禁中にあるを内命婦といふ。私の妻をも命婦といふ、それを外命婦といふ也。當時も禁中に侍ふ女房の中に、内侍より次に御下としてさふらふ其中に、命婦・女藏人とてある也。

〔**新**〕命婦とは令より延喜式のころまでは五位以上の人の妻を外命婦といへり。中右記などの頃よりは女官の中臈を命婦といへり。或説にただ「中臈を昔は命婦といへり」といふは、くはしからず。此女房の父兄弟などの中に衛門の官有しに依て喚名とせしもの也。惣て女よび名はさる事多し。○是は衛門の御おぼえもよく、更衣にもしたしかりし人也。さらではかかる御使はかひなければ、心をやりて書たり。さてかしこに行ての心づかひなどよにことに侍り。○鞆負は、ギオの反ゴなるをゲに転して、ユゲヒと云。さて衛門の官は鞆を負ふゆゑにこの名あり。

やへむぐら

同ウ(翻刻一六ページ) **釈** 和名抄に、「本草云、葎草、和名毛久良」と見ゆ。この草よく生しげる物なる故に弥重葎といへる也。さて葎また蓬・茅などは、人の住ずして荒たる所に殊によく生るものなる故に、葎生・蓬生・浅茅生などいひて、あばれたる家のさまにいへり。あながちに葎・蓬などの一種をさすにはあらず。唯多く草の生たる意までも也。心得置べし。

みなみおもて

十丁オ(翻刻一六ページ) **玉** すべて人の家も南向を正しとする故に、南おもての舍屋を正面とするから必しも南向の家ならで、南おもてにはあざれども、方角は何方にまれ正面のところを南おもてといひならへる也。内々の方を北おもてといへるも同じ。物語の中に多

かる事也。心得おくべし。

〔**釈**〕今案に、此説のごとし。但し古への家は大かた他し方には向ずして、皆南向に建たりとおぼしければ、面は必南なりし也。今も田舎の家は大かた南向ならぬは少し。是古への作りさまの遺れるなるべし。

内侍のすけ

同(翻刻一七ページ) **釈** 令云、「内侍司、尚侍二人、掌下供奉掌侍・奏請・宣伝、檢校女孺、兼知内外命婦朝参、及禁内礼式之事。典侍四人、掌同尚侍。唯不得奏請・宣伝、若无尚侍者得奏請・宣伝」。

松のおもはんことだに

十一丁ウ(翻刻一九ページ) **新** 是は古今集に、何をして身のいたづらに老ぬらん年のおもはん事ぞやさしき、又いたづらに世にふるものと高砂の松をや老の友と思はん、此二首などを以てつづめて書けんかし。例の古歌を取用るに巧なるもの也。然るに或説に、いかにしてありとしられし高砂の松の思はん事もはづかし、てふ六帖の歌を引たり。此歌今の六帖にはあれど、古本にはなし。後に此抄より書入しなるべし。よりに思ふに、歌のつづけも意も穩ならず侍り。恐らくは此文の抄作る人の、詞にあはせて作れるなるべし。此説どもにはさる偽り事多し。はたさる歌を其ま引ては、此文の例にもたがひて拙く聞ゆ。

〔**釈**〕此説一わたりさることの如くなれど、六帖の古本になきは、おとしたる本ならん事もはかりがたし。されば、あながちにしか定むべくはあらぬわざ也。まづは諸抄に引れたるかたをとるへし。さて湖月抄に細流を引て、「いかにしてありとしられし」の歌のしもじを濁りて「しられじ」としたるは、ひがこと也。

歌すずむしの云々

十三丁ウ(翻刻二三ページ) **玉** 此「ても」は常にいふ「ても」の意にはあらず。ももじは、俗言に「まあ」といふにあたり

て、一首の意を深くいふ辞也。後京極殿の、里はあれて月やあらぬとかちてもたれ浅ぢふに衣うつらん、などの「ても」も同じ。

〔**釈案**〕に、此説「一首の意を深くいふ辞也」とあるはさることなれど、「俗言に云々」といはれたるはいかが也。此てもは、「あかすふる」といふへ係れる辞にて、常の「ても」とかはることなし。後京極殿の歌なるも、てもは「うつらん」へ係りたる意にて、常の「ても」也。異なるにはあらず。

雲のうへ人

十四丁オ(翻刻二三ページ) **釈** 雲の上とは、禁中を天に比ふるからにいふ詞也。雲の上人は、雲より上の人といふ意にて、すべて大宮に仕奉る人をいふ。ここは御使の命婦をさしていへり。
玉 花鳥に「昇殿の人を男女ともに雲の上人といふべし」とあれども、ここはただ禁中の人なるゆゑにいふなり。昇殿の事にはあらず。

御さうぞく一くだり

同(翻刻二三ページ) **新** 或説に「裳・唐衣など一領なるべし」といへるは、うたがはし。雅亮装束抄の五節の条に、「童のさうぞくを女院あらば、使に女房のさうぞくを賜ふべき也。裳・唐衣・濃張袴、これを女房のさうぞくといふ也。つつみに入てとり重ねてたまふ也」といへり。やんことなきおまへのたまふには、はかまよりうへのきぬなるべきにや。右は五節に限りていふ事か。又今昔物語に、伊勢の御のもとへ伊衡のまうでられし時も、右のごときさうぞくを出せし事あり。猶うたがはしとぞ仰られし也。おちくぼ物がたりの、中納言どのの八講八月に有しに、中宮よりの御使に「綾のひとへがさね・はかま・くちばの唐きぬ・薄物のかさねの裳をかげ給ひつ」と有。こはことなる御使なれば、事のそひたるにや。猶考ふべし。

みくし上のでうど

同(翻刻二三ページ) **新** 髪をあぐるてふ語は、いにしへ天武紀・万葉などに見えたれど、其形定かにいひがたし云々。内宴

のさま書たる古き絵に、女楽の形あり。その舞妓の髪の様と、紫の日記に髪あげし様をからの絵に似たりと書しをむかへて見るに、げに相似たりといふべきさま也。猶くはしき事はあだしものにも書つ。その調度は、雅亮装束抄に「五節の姫君、髪・笄・差櫛とりぐして打みだれの宮のふたに入て云々」と書し類か。されど、ここは楊貴妃の事もていへるによるに、釵子・鈿合などもあるべし。或説々多けれど、みなよくあたらず。**長恨歌の御絵亭子院のかかせ給ひて** 十五丁ウ(翻刻二四ページ)

新是は寛平のみかどおりあさせられて、後に一条の通油小路の東にわたらせ給ひておはしましければ、ていしのぬんのみかどと申也。亭子院のみかどの、人して長恨歌の絵をかかせられ、いせ・貫之に其心の歌よませられたるが伝りてあるを、今桐壺の帝御なげきにつきてあけくれ御らんずる也云々。

河亭子院七条以南油小路以東一町。伊勢集云、「長恨歌の御屏風、亭子院にかかせ給て、其所々をよませ給ひけり。御手にて、もみぢ葉に色見えわかでちる物はものおもふ秋の涙なりけり。また、玉すだれあくるもしらでねしものを夢にも見じと思ひかけきや」。

余今のいせ集には「亭子院にはらせ給て」とあり。紅葉に云々。後撰恋四「玉すだれ云々」。今本の伊勢集には、初五文字「玉だれの」、結句「思ひけるかな」とあり。

花長恨歌のうた、「紅葉の色にわかれず」の一首は、「帝の御手にてかかせ給へり」と伊勢が集にのせ侍れば、亭子院の御製にてあるべきにや。今一首の「玉簾あくるもしらず」といへるは、伊勢がよめる也。貫之が歌は、いまだ見出し侍らず。可尋也。

玉上に「女房四五人さふらはせ給ひて、御物語せさせ給ふ」といへるは、すなはち此長恨歌のすぢの事を御物語せさせ給ふなり。「ただそのすぢるにや。河内が家の本によらば云々。如此心をやりて見侍れば、前後相違もなきにや。但し源氏の本一様ならず。人の所好にしたがふべし」と有。げにも此御説のごとく、此文ありては中々につたなし。誰人かいたづらに書加へしものなるべき。今は青表紙の諸本にしたがひてはぶきたり。されど、又わたくしに捨べきにもあらねば、ここにかかげてしるし置つ。

いとおしたちかどかどしき所物し給ふ御方にて

同ウ(翻刻

二八ページ)抄大臣など薨ぜらるる時、事の浅深によりて、或は廢朝五ヶ日三ヶ日也。廢朝とは、天子みづから政に臨み給はぬなり。廢朝の時は音楽・警蹕をやめ、禁中に物の音なし。惣別、更衣などの卒する時には、廢朝に及ぶべからず。殊に数日の物の音などをとどめらるべきにはあらず。それを、義を立たるが、かどかどしき也。されども、帝の風のおと・虫のねにも御思ひのまさるべきほどの御愁傷をしらずがほにすべき事、頗無骨の事也。時宜にかかはらざる所をいまして書る也。新釈同

右近のつかさのとのぬ申のこゑ

同(翻刻二八ページ)【癸亥一刻、

左近衛夜行。官人初奏時終子。丑一刻、右近衛宿申事、至卯一刻。内豎、亥一刻、奏宿簡一。

釈「このぬまうし」とは、近衛の武官の人、当夜御直宿に参りたるよしをまうす事也。さるは、武き事もて仕奉る人の御防衛に参りたるよしをまうして、上の御心を安からしめ奉る意也。宿簡とは、其夜とのぬする人の姓名をしるしたる簡也。これをよみて奏するなるべし。猶、夕顔巻にも有。「滝口の名対面」といふ事も見ゆ。そこにいふを見るべし。

よるのおとど

十八丁オ(翻刻二八ページ)【釈「おとど」は、大殿所の

約れる語也。大臣を「おとど」といふも大殿所の意にて、「大殿」といふに同じ。さて、夜御殿は清涼殿にありて、帝の大御寝ます所也。「四

をぞまくらごに」といへる、すなはち上の御物語せさせ給ふよしをことわれるなり。此所かやうに見ざれば、長恨歌の絵・歌の事、ここにはよしなし。

まくらごに

同(翻刻二五ページ)【新左伝に「籍辞」といふに似て、

更衣をおぼしめす筋によりたる事を下敷として、それにつけてなげきの御おもひをのべ語らせ給ふと也。枕は頭の下にしく物なれば、体の中にも第一のしき物也。「まくらごに」とは、其故事を籍もののごとく本として、必それによりつつ今の御なげきの御心をたまへばいふ也。冠辞てふ物とは少し異也。

釈今案に、此説はいかがあらん。まくらごとは、御寝物語といはんがごとき意なるべし。枕さうしといへるも寝ながら見る草紙といふ意と聞ゆれば、ここもその意にて、帝の寝給ひながら長恨歌のすぢの事を仰らるる意なるべし。寝ながら物語するは打とけたる意なれば、「打とけ言」といふにちかきなり。さらでは枕といふこと用なく聞ゆ。枕詞といふは、ただ頭におくといふ意にていへるなれば、別なり。

歌あらし風

同(翻刻二五ページ)【拾遺雅下、東三条太政大臣の長歌

に、「たのもしき、陰にふたたび、おくれたる、ふた葉の草を、ふく風の、あらしかたには、あてじとて、せばきたもとに、ふせぎつつ云々」。

なつかしうらうたげなりしをおぼしいづるに

十七丁オ(翻刻

二七ページ)【釈万水一露の本に、此詞につづけて、女郎花の風になびきたるよりもなよびなでしこの露にぬれたるよりもらうたく」といふ句を載て、花鳥の説を挙たり。其御説に、「此一段、為相脚本にはかかず。其心を案するに、桐壺の更衣のかたちけはひをおぼしいづるに、『花鳥の色にも音にも、よそふべきかたなし』といへるに、又しかも女郎花・撫子にたとへ侍れば、前後の詞相違するによりて、此詞をすべて略し侍

方に妻戸あり、南は大妻戸一間あり」と諸抄に見えたり。猶禁秘御抄にくはし。

あさがれひ

同(翻刻二八ページ)【朝餉二間也。於此供此。

湖師朝餉の間とて、御膳をととのふる所なり。或抄に云、陪膳の女房、御さばをとり、はしをたてて末を折かけて出すばかり也。いづれも儀式ばかりに成て、小供物とて御乳母などの奉る分にて、うるはしう三度常の御所にてまゐる也。

玉此説はいと後世の趣にて、この趣にはかなはず。こののやうは、大床子の御ものは外さま、朝がれひは御内々也云々。

万云々早朝にまゐる也。むかひ給供御にはあらず。神供なるべし。箸をいかりにもよわくけづりて、あまたたつる也。わざと箸を折てたつるといへり。をるるはよき相といへり。

釈これらも皆後世のさまにて、此物語の比のさまにあらず。小櫛の説に随ふべし。さて、いにしへは貴賤にかぎらず、飯は日に二度たうべし也。さる故に、朝の飯は此外なれば、或は粥、或は干飯などを食ひし也。されば、かならず干飯をめし給ふにはあらねど、朝のおものをば朝餉と申す也。下の巻に、源氏君・頭中将なども、御かゆ・こはいひなどをまゐりし事見ゆ。考合すべし。されば、朝餉をめし上らるるは御内々の事なる故に、御陪膳も女房たちのつかうまつるなるべし。

新西宮抄臨時部「倍膳事云々、御本殿朝夕陪膳、四位奉仕女房不。朝干飯陪膳、女房候。無二女房者、五位以上候者。公卿供三朝夕膳二者、挿レ笏不脱レ劍云々」。なほ禁秘抄に委し。其中に、「大床子御膳爾ハ時々必可レ有二着御一。其作法、藏人奏スル御膳時、御直衣、自三帳後一着二大床子一之東向。陪膳人、警候。昔正食レ之云々」。大櫛秘抄云、「おほろけの事候はぬ限りは、日の御膳子につかせおはしますべき事となん、申伝

へて候へ。陪膳も、をこの必つとむべきとなん申つたへて、殿上人の見参のはじめにて候云々」

大床子のおも 同(翻刻二八ページ) 湖禁中に大床子所とてあり。机を二ツたてて其上に御膳をすうる也。

孟「御膳」を「おももの」とよむ也。つねの御膳也。大床子をおきて其上に御膳をたてまつる也。「日の御膳」と号す。

釈「もの」とは食物の事也。今も「物をくふ」などいへり。天皇の御なる故に「おももの」とはいへる也。さて大床子は、孟津にいはれたるところ、大床子を立る故に御膳を「大床子のおもの」といひ、其たてたる所を「大床子所」といへり。これ正しき大御膳也。故に、殿上人陪膳せらるる也。されども、しか正しくいかめしき方は御物思ひにもうく思しめして、朝餉の御心安きかたをのみけしきばかりふれさせ給ふ、と也。諸抄あまりにくだくして、竟によく事の意を説得られたるもなし。又いと後世の書などを引て注せられたるは、たがふ事も多き也。

ふみはじめ 十九丁ウ(翻刻三〇ページ) 河皇子七歳御書始例、村上天皇親王、承平二年二月二十一日。一条院、寛和二年十二月八日。

花御書始には、御註孝経玄宗、或貞観政要を讀始給ふ也。博士讀テ云、御註孝経序五字、尚復云、此許、次尚復讀下五字、如先。皇太子・親王等の御書始には、聊替かる事共有也。

釈これらの事、猶西宮記・江家次第などに委し。

こまうどのまぬれる 二十一丁オ(翻刻三三ページ) 玉延喜のころまぬれるは、みな勃海国の使にて、高麗にはあらざれども、勃海も高麗の末なれば、皇国にてはもといひなれたるままに「こま」といへりし也。

新源氏のみこ、天位にのぼるべき相おはする人ながら、しか定めてみれば、乱れ憂ひやあらんとみゆ。さらばとて、臣下として天皇を補佐する人になしては、既に天皇の相そなはり給へるに違ふべし、といひたる也。故に、臣とはなし給ひたれど、此相をもて終に太上天皇の尊号を得給へりけるをおもふべし云々。

無品親王の外戚のよせなき

二十二丁オ(翻刻三四ページ) 余「むぼう親王のげさく」とよむべし云々。源平盛衰記卷十九「前兵衛佐光能といふ人は、文竟にはげしやくに付てゆかりなり云々」。

新親王は儲の第二といひて、皇太子に事あらん時のまうけなれば、いとおもくおはして、品に叙し給ふにも、后腹は三品、ただのは四品より立給へり。又幼き時に親王宣下あるは、多くは無品也。今源氏君、まだ元服し給はぬ故に、かりに無品親王をもて事をおぼしめぐらすのみ也。さて古へ皇威の盛なる時には、親王は臣下とは格別にて威光おはしつるを、このちかき御代どもとなりて臣下に威のうつりたれば、外戚にしかるべき大臣などの有て、後見申さぬ親王はいづれへもつかぬやうにておはせり。されど、御父帝の御代久しくば、おのづから光君の威もおはさん、わが御よはひも久しからじとおぼしめせば、いよいよ親王にてただよはさじ、臣となして政事とらせん、さらば帝の御いきほひつよくて、其身も時を失はざらん、と也。げにもあさましく皇威のおとろへゆかせられしかな。天皇の御子とまうさんに、臣の外戚のよろしき御後見なくてはかなはぬやうになれるは、くちをしき事也。凡昔は親王こそ政を知給へれば、御代もさかりにましませしを、後には臣下のみかはるがはる政を執し故に、皇威おとろへ給ひて、遠き国のものすら我意をおこしつ、其頃よりぞかの平将門が乱・貞任らが乱も起りにける。然れば、いかで古にかへして、皇子を執政の臣として、后をも皇胤にてたて、皇子

文徳実録一に「高麗国遣使」と記されたり。その時にかの大使橘清友の弱冠にてあるを見て、おどろきて「骨法非常、子孫大貴」と相せし事あり。はたして嵯峨皇太后を生奉れりき。

うだのみかどの御いましめ

同(翻刻三三ページ) 新こは寛平遺戒の事也。それに云、「外蕃之人、必可召見者、在簾中見之、不可直对耳、李環、朕已失之、慎之」と有をいふ也。されども是は、おのづから来る三韓などの人の、故ありて必見させ給ふべきを、猶簾中にて見給ふとのたまふなるべし。きと外蕃の使として来たるをば、専らは節会などのついでに豊楽殿・大極殿などへ召て、百官威儀を備へて、使人礼拜の後に位を叙せられて昇殿すれば、天顔顕れ給ふべき也。かかる事は貞観儀式の正月七日の儀に委し云々。

鴻臚館

同(翻刻三三ページ) 抄日本の玄蕃寮也。細には「今の四塚といふ所の辺也」とあり。漢書心劬注「鴻声也。臚伝也。伝声賛道也云々」新玄は僧尼、蕃は蕃客等を掌るてふ謂也。其玄蕃といふは、或抄云、「此館は延暦遷都の始、東西の大宮にこれをおかる。然るに、弘仁に東の鴻臚館をもて東寺として、弘法大師に賜ふ。西の鴻臚館を西寺として、修因僧都に賜ふ。其後七条朱雀に鴻臚館を立て、三韓の官舎を其中におくと云々。今の四塚辺也云々」。

花僧尼といふ物も、昔は百済国より来朝せし故に、此寮につかさどるなり云々。鴻臚は声をつたふるといふ心也。異国人来朝の時、通事といふつかさありて、両国の心ざしを伝ふる故也。

国のおやとなりて云々

同(翻刻三三ページ) 拾「又」の字に、太上天皇の尊号を得給ふべき意こもれり。「おほやけのかためとなりて天下をたすけば、乱れうれふべからんずる相はたがひてよかるべし」といふ心に見たる人は、「又」の字をうしなへり。

に威あらば、御門のさかえまさん、と思ふ意より、かくは書るなるべし。今より思ふに、この頃臣下のわがまませし余りは、終に平家にうつり、鎌倉に及べり。これを思ふに、此記者は天皇にふかく忠なりけるを、さる事をあらはにかかは罪をも得べく、又俄なることわりは人の心にしまぬ物なれば、かくこのまじき事を表としてつらつら見給ひしらば、おのづからすべらぎのおぼしうたがふべきずを書まうけたるなるべし。源氏君のはふれたるわざどもは、皆ちひさき事也。記者の大なる意は別に有とこそ見ゆれ。

岡部翁の此物語の見やう、すべてかくのごとし。猶所々に評せられたる事あれど、思ふ旨ありて大かた略けり。こは殊に甚しき所なれば引出つ。

すくえう

同ウ(翻刻三四ページ) 新宿耀也。職員令云、「天文云々」。義解云、「天文者、日月五星二十八宿也云々」。これ天文博士の掌ることにて、星の行度を考へて人の運をはかるをいふ。

先帝の

二十三丁オ(翻刻三五ページ) 新当时一条院の前代の花山院なれど、此文はそれよりもむかしのさまに書のがれつれば、いづれの帝などいふ説はわるし。帝を「たい」とよむは吳音なり云々。

三代のみやづかへに

同(翻刻三四ページ) 新伊勢物語に「みよのみかどにつかうまつりて」といふ語例なれば、「みよ」とよむべし。さて此三代をいつよりてふ事は、さてもいはでよし。此文の次を朱雀、其次を冷泉と書たれば、それに泥みて、或は光孝・宇多・醍醐三代などいふは、皆いふにもたらず。

余雅望考るに、此説に随ふべし。既に「いづれの御時にか」と初に書出たれば、時代をあてていふべき書にはあらず。

玉河海に「此先帝は相当光孝天皇歟。典侍詞にも『三代のみやづかへ』

とあり。光孝・宇多・醍醐たるべきか」とあるを、弄花・細流に「さして三代ならずとも、ただ『久しく』といはんためか」とあるは、いかが。「久しく」といはん為ばかりに「三代」とは、いかでかいはん。河海に随ふべし。先帝も光孝天皇に当たたるなるべし。

〔釈〕今案に、小櫛に弄花・細流の説を弁へられたるはさることなれど、「光孝天皇に当たたるなるべし」とあるは、いかが也。しひて准拠をいはんは前後の例ならねは、新釈・余釈に随ふべし。

名たかうおはする宮 二十五丁ウ〔翻刻三八ページ〕新是はみかどの藤壺を見給ふ御心也。「名たかうおはする」とかくは、御かたち人々と世に名高き也。さて此ふたつをあけて、それよりもひかる君の猶増り給ふをいふ也。

〔釈〕新釈一本の説は、頭書にかかげつ。同意也。今案に、此段いとまぎらはし。旧注はみな弘徽殿の宮たちの事とせられたり。げに上よりの文のはこびはさやうに聞えたり。然れども、名高うおはするといふ事、弘徽殿腹の宮たちとしてはいかが也。そは上に「女御子たち二所、この御はらにおはしませど、なずらひ給ふべきだにぞなかりける」とことわりたれば、ここにふたたびいふべきよしなし。もしくは東宮の御事かともおぼゆれど、東宮はただに東宮と申て宮とはかかぬ例なれば、さも聞えず。されば、新釈のごとく藤壺の宮の事なるべし。されど又「世にたぐひなしと見奉り給ひ」といふ事、帝の見奉り給ふこととはすこし聞えがたきやうなるに、下に又「藤つばならび給て」といへれば、たしかにさやうにも聞えがたきにや。猶よく考ふべき事也。拾遺・玉小櫛共にさるさだのなきは、みな湖月抄のごとく思はれしにや。いといふかし。

ひかる君 同〔翻刻三八ページ〕河亭子院第四皇子敦慶親王、号玉光宮。好色無双之美人也。又光孝天皇皇子式部卿是忠親王、始賜源姓。号二

服の式は却て略す。皇太子御元服の式など西宮抄・江次第などに委し。〔釈〕新釈に西宮抄を引れたるはいとよろし。今其文を挙べきなれど、本書いたく乱れ、事の意聞えがたきにつきて、西宮抄四、五本をもて校合しつれど、なほ全く聞えがたければ、しばらく略きつ。よき本を得て糺し竟なば、おひつぎて加ふべくなん。

こくさうぬん 同〔翻刻三九ページ〕新拾芥抄云、「穀倉院、二条南朱雀、西在二大学、西。納畿内諸国銅錢、無主位職田、及没官田、太宰稻等、諸庄物。勤年中饗。有公卿及四位五位別当、預、藏人等。或云、朱雀門前云云」。続日本紀などに、穀布をも収らるとみゆ。

〔釈〕「勤年中饗」とあるごとく、右等の物を出してさまざま饗の料に充らるる故に、今度も穀倉院に仰付られし也。

いしたてて 同ウ〔翻刻四〇ページ〕新天子の御座也。西宮抄・親王元服に、昼の御座を撤して大床子二脚たてて出御の事あり。源氏元服には、殿上の御椅子をここへうつさるる事はあれど、此度は親王の式によるべく見ゆ。

申の時にぞ 同〔翻刻四〇ページ〕湖称名院殿御説云、盛明親王、天慶三年三月十五日申時、綾綺殿の東廂にて、御前において元服を加ふ。此時刻ほどの事も心をつけて見るべし。先例なきことはかかずと云々。

大蔵卿くら人 同〔翻刻四〇ページ〕〔釈〕余滴に、弘安論義の雅有卿と康能朝臣の問答を挙て、「大蔵卿藏人の事つまびらかならぬ事、右の論をもてしるべし。転写の書たがへなども有けることにや」といへり。むかしよりしらがたき事にこそ。頭書に挙たる玉小櫛に随ひてあるべし。とにかくに理髪の事なくては聞えがたし。さて余滴に引たる論義は、とにかくに知れぬ方なれば、引ても用なくて略きつ。又大蔵卿藏人などの令文をも挙たれど、それも略きつ。

西宮記ノ文、校訂シテ此卷ノ末ニ挙ゲタリ。アハセテ見ルベシ。

光源中納言。源光仁明天皇源氏号、西三条、延喜元年任右大臣。○日野系図といふものに、左大臣高明を光源氏とこれを書く云々。

〔新〕光君といふ事を、或は敦慶親王、或は是忠親王、又高明公などをも光源氏といひしなどいふ説々あれど、定かなる記をも引ず。よしきることいひつとも、必其人々の拠ありとは見えず。大かたにておくべし。

かがやく日の宮 二十六丁オ〔翻刻三九ページ〕河中宮彰子御堂女上東門院十二歳入内のまゐらせ給ひしをりこそ、かがやく藤壺と世の人申けれれ花物語。

〔新〕一条院の御時、彰子皇后の藤壺におはせし時かがやく藤壺と聞えし事は、栄花物語に有て、其巻の名にも挙たり。薄雲女院又同し藤壺におはせしを、かがやく日の宮と申す也。今此物語は専ら当代の事を書しと見ゆれば、是をばまさしくいひたれど、ことの心をことなるやうに書しによりてつみなき也。

〔新〕一本ニ云々、栄花物語に見ゆ。是をうつしてかけるならんと思ふには、男君もさるたぐひありて光る君とはいひしにや。或説に云々、此中には、高明公は讒にあひて左遷し給ひし事、其外にもおろ此源氏君と似たる事有にやとおぼえければ、かれをうつしてや書けん。猶いひうつしたる人はなくともあるべけれど、後の考の料にいふのみ。

〔釈〕准拠の事は、例の作りぬしのふかき心しらひ有し事とは見ゆれど、今正しくしらがたき事なれば、大かたにてあるべし。其中に、上東門院の御事に准へたりといふ事はいかがあらん。猶よく考ふべし。

御元服 同〔翻刻三九ページ〕新元服の式はそれぞれ定れる事なるが中に、猶事をそへ給ふなり。さて西宮抄に、親王元服・一世源氏元服などの式は少し異なれども、此度は事をそへて、文句の中に親王元服のさまにあたる事多ければ、親王の条をひく。其条に云々、この外一世源氏元

御やすみ所に 同〔翻刻四〇ページ〕玉注に、「康保二年二月八日御記、下侍東第一間旋立屏風。其中敷土鋪一枚茵一枚」といへり。今花鳥余情を考るに、「茵一枚」の下に「為親王換衣所」といふ文あり。この注には、此文までを引では事たらず。略けるはいかが。

そひぶし 二十七丁ウ〔翻刻四〇ページ〕玉北山抄、皇太子加元服条裏書云、「息所参事、寛平九年七月三日丙子、為子内親王当夜参入、延喜十六年十月二十二日甲辰、故左大臣女参入、用簞、応和三年二月二十八日辛亥、昌子内親王参入、俗謂之副臥平」。

さぐらひまかで給ひて云々 同〔翻刻四一ページ〕余禁秘抄、「下侍三間、有炭櫃、四面敷置、号侍臣乱遊所也。如折松於此所也。或又酒宴等於此所行之。清華人近代不着之」。

〔新〕西宮抄の親王元服を考るに、加冠の儀終て皆しばらく御前を退き、冠者舞踏など有て後に、引入と理髪とを御前にめして緑・引出物など賜はり、退く後に元服せし親王の曹司に引入を召て酒禄などあり。其後又引入を御前へめして、宣陽殿の西庇にて饗を設させらる。此時は王卿も御前の孫庇に候じて酒肴を賜ひ、楽舞など有也。是を以てみれば、ここに「侍に退て大御酒などまゐる」といふは、此度は曹司へ召て、酒禄はなく、下侍にて酒まゐることせしなるべし。曹司にての酒禄は有無不定と有からは、此度は無よしなるべし。さて下侍にて坏酒、例有と見ゆ。或説に、此時に天皇もおはしまして饗ある様にいへるは誤也。此次に引入を典侍御前へ召といひ、又光君へ左大臣どののけしきばみ給ふと云など、御前にてのさまならず。

〔釈〕今案に、西宮抄の注に「親王下下侍改衣」とある下侍と、「引入被召親王曹司」とある親王曹司とは、同所なるべし。さるは、親王は常は何方の御曹司に住給ふにもあれ、其日は事の便につきて仮に下侍

を転じて御曹司に定らるるなるべければ也。「御休所」とあるも、同じく此下侍の事也。されば、「引入被_レ召_二親王曹司_一」とあるは、すなはち曹司にて親王の引入を謝し給ふ也。故に「盃禄の事あり、有無不定」とあるも、これは必しも朝廷より賜る盃禄ならねばなるべし。さて朝廷より賜る方は、「加冠依_テ召_レ着_二御前座_一」とある注に、「内侍於_テ廂妻戸_下」召_二引入_一、女藏人授_レ給_レ禄_二云々_一とあるが、帝より賜はる御禄なり。「又召_二御前_一」とある下の注に、「有_二酒禄_二云々_一」とあるは、帝より賜る酒禄なり。その以下は、事にあづかり給ふ公卿たちをねぎらひ給ふ所の酒禄なり。かく見る時は、まぎらはしからず。但し、此物語にあるぢやうは、曹司にて御酒給ふより後に、内侍宣司承り伝へて大臣をめすさまにかかれたるは、西宮抄といささか異也。此物語にては、彼_レ記に「又召_二御前_一」とある所にて、内侍の引入をめしたるさま也。これは事を記してもゆくついでによりてかくは書れたる歟、或は又西宮抄のかた違へるか、猶よく考ふべし。

親王たちの御座のすゑに

同(翻刻四二ページ) **新**一世源氏の無位は、臣の三位の下に着ること後世のならひなれど、此度は別勅にて、親王の下大臣の上に着給ふと見えたり。花鳥に、「李部王記、延長七年、当代の源氏二人元服の時、盃酒御遊の間、両源氏、四品親王の次に着。仰によりて也。無位の人なれば、親王の次に着べきいはれなき故に、別勅有しさまにて如此かけるかと覺えたり」とあり。

湖源氏元服の時、殿上にての盃酒に、仰によりて源氏、四位親王の次に着座のよし、西宮抄にあり。

内侍せんじうけ給はり伝へて

同(翻刻四二ページ) **新**既に挙る西宮抄に、「加冠依_テ召_レ着_二御前座_一。注内侍於_テ廂妻戸_下召_二引入_一。女藏人授_レ給_レ禄_二。下_二長橋_一不着_レ沓_一。於_二庭前_一拜舞云々」。これに同じく女官

「舞踏_ノ事、再拜置_レ笏_一、立_テ左右左、居_テ左右左、取_テ笏_一小拜立再拜」。

左のつかさの御馬

同(翻刻四二ページ) **釈**左馬寮の御馬なり。職員令云、「左馬寮右馬寮准此、頭一人、掌_二左閑馬_一調習、養飼、供御乗具義解云、謂_二是即自_一内藏寮_所送_テ者_一、其在大藏_一賞賜之料亦同送焉、配給穀草、及飼部戸口名籍事_一云々」。

藏人所の鷹すゑて

同(翻刻四二ページ) **花**鷹飼は、藏人所の所掌也。近衛隨身、さならぬ人も御鷹飼に補せらる。むかし出羽陸奥より鷹を貢ぜしも、藏人所より奏する也。

弄藏人所は、禁中、仙洞、執柄_ノ大臣家にもあり。殿上の次の間に布障子をへだてて、藏人所といふ地下の者の候ずる所なり。

新或説に、「引入の大臣の禄には馬・鷹などはなき也。限ある事に事をそへ給ふといへる、此義歟」といへれど、今考るに、西宮抄親王元服、里亭にて有に、鷹の事見ゆ。吉部秘訓抄にも此例あるよし侍り。ひたふるになき事ともいひがたし。さて令の時主鷹司あり。天平宝字八年に廢して、放生司をおかる。其後又主鷹司をおかれ、また後に藏人所にあはせられしなり。よりにて今は藏人所の鷹といへり。

釈拾芥抄云、「藏人所、在校書殿_一、有_二別当_一、左大臣一人、頭一人、預人八人、出納三人、小舍人六人、有_二熟食_一、年官進月奏、或云、衆十二人、有_二内官_一、或所衆二十二人、滝口二十二人、或藏人八人、五位二人、或三人、六位或五人、是皆職事也」。

をりびつ物こもの

同(翻刻四三ページ) **河**猷物也。或は籠物・葉籠ともいふ。籠をくみて、薄様をききて五菓を入れて、木の枝或は松に付る也。大臣以下これを取り、後は膳部に給て調ぜらるる也。五菓は、柑橘栗柿梨。**花**猷物は惣名也。元服の人の奉る物也。其中に籠に入たるをば籠物といふ。又折櫃に盛たるもあり。親王元服の時は、猷物あり。王卿已下是

の内侍の伝へて大臣を召也。さて「伝へて」といふは、職員令に尚侍勅を承て掌侍に伝へて告るよし有。是に依るに、今のは掌侍の伝へ承りて、出て大臣を召をいふ也。依て、ここに内侍といふは掌侍也。或説に藏人の宣下を内侍宣といふに、おもひ誤りたることあり。

うへの命婦

同(翻刻四二ページ) **玉**帝のおまへちかくつかうまつる内命婦也。弄花に「内裏に伺候するを内命婦といふ。それを上の命婦といふべし」といへるはたがへり。これは外命婦に對へる内命婦のよしにはあらず。「うへ」といふは、「うへみやづかへ」「うへつばね」などある「うへ」也。

釈西宮抄に「女藏人授_レ給_レ禄」とある女藏人にあたるべし。

大うちき

同(翻刻四二ページ) **新**裕のうちきを二ツ重ねたるを大桂といふとおぼし。ただうちき一かさねといふは、袷袷一ツに単を下にかさねたる也。女のうちきに對へて男のを大桂といふと有説は、いかにそや。委しく考ぬ説也。さてうちきは襦に同じくして、裔のあこめよりは長きのみのかはり也。

御そくくたり

同(翻刻四二ページ) **新**御表衣・御下襲・御表袴と三ツをいふべし。江次第・天皇御元服の禄に、「太政大臣、青色御表衣、御下襲、表袴」と有。右に引西宮抄、親王御元服の禄に、「白袷一重、御衣一襲、大臣加_二白椽_一」と有。此「御衣一襲」と書るは、明らかに意得がたし。右の江次第のごとく、御衣・下襲・袴などやうに有けんをおとしてにや云々。

長はしよりおりてぶたうし給ふ

二十八丁オ(翻刻四二ページ) **釈**西宮抄に「下_二長橋_一不着_レ沓_一、於_二庭前_一拜舞」とあり。舞踏は、手の舞足の踏をも忘るばかりに辱きよしを表したる、もろこしさまの儀礼なり。余草木子に、「舞踏_ハ唐制也、自_二武后_一賜_レ宋_一之間始」と見えたり。拾芥抄云、

を取て庭中に列立す。第一の大臣一人、座にとどまりて、何ぞの物とたづぬれば、上首の人奏していはく、其たてまつる御贄と申て名物の名を奏す。其時大臣仰ていはく、かしはでに給へ、即、膳部・内膳司等すすみ出てうけとる也。一世源氏の元服は猷物なきにや。但し此物語には、「かぎりある事に、事を加へさせ給ふ」とあれば、一世源氏の元服なれども、親王の時の例をもて、猷物など右大弁うけ給はりて用意せるにや。**玉**籠物なり。猷物にはあらず。

新折櫃物・籠物なり。諸記録には惣てを称して猷物と書たる多く、又たまたまは外に折櫃といひて、又籠なるをとり分て猷物といひしも侍るに似たれど、ここにかくならべいひては、籠物てふ説に依べくおぼゆ。

或説に、五菓は松子榘棗榴栗と見ゆ。事に随ひて用ゐらるるにや。○西宮抄裏書に、「親王元服、猷物百棒又六十棒」などあり。

どんじき

二十九丁オ(翻刻四三ページ) **河**屯食、つつみ食といふもの也。下臈にたまふ飯也云々。

花元服の人の本家より、諸陣の役者にわかち給ふもの也。

新花鳥云々、西宮抄に見えたり。孟津云、「屯食、つつみいひと訓。下臈に下さるる物也」などいへど、今考るに、屯食は幾十具と諸記にしるしたれば、器に盛て物に居たるを一具といふべし。かつ台記春日詣の条に、「屯食幾十具、裏飯幾百」とあれば、屯食をツツミイヒと訓説はわるし。屯食は、今世に二重の台といふ物ぞ、其遺製ならん。

くらうどの少将

同ウ(翻刻四四ページ) **河**執政息、補藏人少将_一例、清慎公美頼、貞信公一男、母宇多院皇女源順子、延喜十九年正月二十八日、任_二左近衛権少将_一。延長四年二月二十五日、補藏人頭_一。

さとのとの花

三十一丁オ(翻刻四六ページ) **花**菜花物語に、「かくて大殿、十五の宮盛明親王のすませ給ひし二条院をいみじくつくらせ給ひ

て、もとより世におもしろき所を、御心ゆくかぎりつくりみがかせ給へば云々」。今案、法興院は二条京極にあり。もとは二条院と号せるを、正暦三年法興院と名をかへられたる也。源氏の御里の二条院は、是に可_レ准_ニにや。

○上にもらしたる西宮記の親王御元服の条をここにしるす。引合せ見てその大かたをさとるべし。

天皇出御。垂_ニ母屋御簾_一。撤_ニ昼御座_一鋪_ニ毬代_一。立_ニ大床子_一。親王着座。東廂南二間敷_レ茵所錦疊三枚上敷_レ之。有_ニ二人_一敷_ニ二枚_一。北面。元服之時東向。引入着_ニ孫庇南二間_一。依_レ召置一枚置_レ茵。二人候鋪_ニ二枚_一。第一二間。大臣錦端。納言両面茵。本家儲置加冠具。親王座頭。唐匣一合。垆垆一口。巽角_ニ二階御冠_一。入_ニ柳宮_一。

理髮着_ニ親王座東_一。菅_ニ円座_一。理髮了入_ニ巾子_一。候_ニ南小戸前_一。引入進。執_レ冠入了。自_ニ座下_一着_ニ本座_一。有_ニ二人_一之時。引入並進。或自_ニ上臈_一進。

理髮進搔_レ鬢出了。親王退。引入退。親王下_ニ下侍_一改_レ衣。本家立_ニ四尺屏風三帖_一。鋪_ニ地敷茵_一。着_ニ黄衣_一。親王拜。入_レ自_ニ仙華門_一。出_ニ於東庭_一。拜舞。

加冠依_レ召着_ニ御前座_一。内侍於_ニ廂妻戸下_一召_ニ引入_一。女藏人授_ニ給祿_一。下_ニ長橋_一不_レ着_ニ沓_一。於_ニ庭前_一拜舞。懸_ニ頸出_一仙華門。白桂一重。御衣一襲。大臣加_ニ白橡御衣_一。云云

理髮給_レ祿。候_ニ南廂小板敷_一。白桂加_ニ阿古女一重_一。同_ニ拜舞_一。自_ニ仙華門_一退出。_イ挿入

牽出物。左右入_レ自_ニ北門_一。牽_ニ于庭中_一。引入取_ニ小拜_一。授_ニ臈人_一。引入出。

○帚木卷余釈

名のみことごとしう 一丁オ(翻刻八ページ)新此語つづけてよむべし。「いとごとしう」の下にて切はわろし。

◎この説はいかが也。もししかよむ時は「名のみ」といふことうきて聞ゆ。ただ光るといふ名のことごとしき事とすべし。

いとどかかるすき事どもを 同(翻刻八ページ)玉いひけたれ給ふ好色のとが多きに、其中にも殊にいたく忍び給へるかくろへ事をさへ也。「ごど」といひ「さへ」といへるを思ふべし。「かかる」といへる詞は、そのかくろへ事をし給ふ時に、みづからおぼせる心をいふ語なれば也。物語の地よりいふにはあらず云々。宗祇注など、「かかるすき事」といふを物語の地の語と心得たるから、「いひけたれ給ふとが」をば好色の事にはあらざるさまにいへるは、ひが事也。

◎この小櫛の説は中々にわろきよし補遺にいへるを、本文の注には注したり。その方にていはば、「ごど」といへるは、いひけたれ給ふ他の咎の多きうへに「ごど」也。「さへ」といへるは、他の咎の多かるにかかるかくろへ事を「さへ」也。聞えざるにはあらず。さてこれを、源氏君のみづからおぼせる心と見られたるは、いとごどめでたき考也。

なよびかにをかしき事はなくて 同(翻刻八ページ)玉実にをかしき事なしとはあらず。是はかたの少将などのごとき、もて出てたはれたる人の、見てわらふかたの心よりいへる也。

御ものいみ 二丁ウ(翻刻一〇ページ)玉河海に引れたる儀軌の事、拾遺にわきまへたるがごとし。この儀軌にいへる説は、物忌といふ札を簾などにつくる事あるによりて、それをやがて鬼王の名として造りたるも

或引入被_レ召_ニ親王曹司_一。有_ニ盃祿_一。有_ニ無不_レ定_一。

又召_ニ御前_一。有_ニ酒祿_一。或奏見參。

宣陽殿西廂設_レ饗。春興殿西庭立_ニ屯食三十具_一。給_ニ六男女_一。或本家設。

内藏寮備_ニ酒饌_一。賜_ニ王卿殿上人_一。本家献物王卿已_ニ下所人執_一。入_レ自_ニ北廊_一立_ニ御前_一。重行人少召_ニ内豎_一。屯食所所檢非違使分行。

王卿候_ニ御前前孫廂_一。賜_ニ酒肴_一。有_ニ楽舞_一。近衛_ニ加冠同候_一。有_ニ御遊_一。供_ニ天酒_一。

祿。納言已上白桂。親王同。参議紅。四位或御衣。殿上四位五位衾一条。六位。童。疋絹。楽人同。尚侍白桂。典侍更衣乳母命婦紅桂。掌侍命婦藏人衾。已上后腹儀也。

或叙品。后腹三品。親王同_レ之。余四品。

の也。いと拙し。

儀軌の事、不用なれば今は物せず。河海また拾遺を見るべし。余滴に禁秘抄を引るはよろしければ、ここに挙つ。但し、これは後世のさまなるべし。さて、文は本書を考へて引たれば、余滴に引たるとは異同あり。

余禁秘抄云、「御物忌之時、惣不_レ出_ニ御他殿舍中_一、諸事於_ニ簾中_一有_レ之。或出_ニ御広廂_一不_レ固_ニ之時例也云云。同記_ニ江記也_一云、御物忌時、初参_ニ籠人_一丑時可_レ参_レ之云云。御物忌数日相_ニ続_一不快例也云云。禁中御物忌時諸礼、近代公卿参_ニ籠極難_一叶。仍多_ニ不_レ重破_レ之云云。近代万事如此。物忌不_レ加_ニ御字_一。以_ニ柳造_一簡_ニ三分_一。指_ニ御冠纓上_一。御放_ニ本鳥時附_一左御袖_ニ白紙也_一云云。御物忌諸陣立_ニ札_一。御殿之御簾毎_ニ間附_一物忌_ニ書紙_一。外宿人、不_レ参_ニ御前_一云云。諸穢皆大内別司各穢也。不_レ引_ニ禁中_一。禁中穢又不_レ引_ニ諸司_一。有_ニ穢二モ仰_一諸陣_ニ令_レ立_ニ札_一云云。これらにてその大かたのさまを知るべし。

かしこまりもおかず 三丁オ(翻刻二ページ)新大臣の君達と一世の源氏とは後世はいとことならぬ様なれど、此文の比まではまだ一世の源氏は貴く有つらんが中に、既に元服の宴席の座も大臣の上に源氏着給ふ事に書たれば、其君達はかしこまるべき理りなるを、むつまじき御友なれば相いどむなるべし。されど、終に源氏には物ごとに劣れる意を末々にも書たり。

おほとなぶら 同(翻刻二ページ)余延喜式卷七、大嘗祭式「悠紀・主基二国、進御殿油二斗」と見ゆ。此外物語ぶみにあまた見えたり云々。はづかしげなれば 五丁オ(翻刻一四ページ)余この注に「頭中将の体也」とばかりかけることならず。此「はづかしげ」をよく解えたる人なし。此書の中に見えたるは、初音卷に「かきませつつあるを、とりて見給ひつつほほゑみ給へる、はづかしげなり」、夢浮橋巻に「涙ぐまれ

ぬるを、猶僧都のはづかしげなるに、『かくまでみゆべきことかは』と思ひかへして、**手習巻**に「さならんどもしらずながら、はづかしげなる人にうち出の給はせんもつつましく、をとめの巻に「子ながらもはづかしげにおはする人ざまなれば、まほならず見え奉り給ふ」、清少納言に「かちすこしして、『いかに、さわやかになり給へりや』とて打糸みたるもはづかしげなり」、これらにてしるべし。その人の徳に、かたはらの人の恥るなり。古今俳諧「何をして身のいたづらになりぬらん年のおもはん事ぞやさしき」。契沖云、「やさしきは、はづかしき也。心ある人をやさしきといふは、向ひてまみえんも心づかひせられてはづかしき人といふ心なれば、こなたの心をかなたに名づくる也云々」とありされば、やさしきの同じかることは、「年のおもはん事ぞやさしき」「世中をうしとやさしと思へども」などの歌にて心うべき也。

品さだまりたる中にも 七丁ウ（翻刻一七ページ）**新惣ての国の守は、**一わたり品定まりたれど、大国小国によりて位もことなり。それはおきて、ここは右の「なり昇り」なり。下りたるが類にていふ時は、大臣の末にて前播磨守なる明石入道の女、中納言の子にて伊与守の妻となれる空蟬君など也。又惟光が女も既に宰相までなりたる上なれば、中の品には入べし。されど、ここはなり下りたる方にて専らいふと見ゆれば、上の方につきていふべき也。

ころほひなり 同（翻刻一七ページ）**玉**当時のさまをいふ也。又「ほど」といふ意にて、受領の分際をさしていへるごとくにも聞ゆれど、上よりの語のはこびを思ふに、なほ然にはあらじ。

なまなまのかんだちめ 同（翻刻一七ページ）**玉**花鳥に「物のなまなりなる心」とあるは、言の本の意にはかなふべし。「始めて公卿になりたる家」とあるは、いたくたがへり。そは「なまなり」より出たるひが

は、子共もその蔭にて左大殿の宰相中将と同じなみにすすみ居んものと、玉がつらの君のなげき給ふよしをいへる也云々。されば、かく非参議の四位にても、世をうれふるもあり、またかはらかにもてなしふるまふもありて、さまざまなれば、よくよく文義をあちはひてあげつらふべきこと也。されど、三位の非参議には、撰関大臣の御子たちの外、さらに世のおぼえくちをしからずといふきは人はあるべきならねば、この文、青表紙に三字なきを正しとすべきなり」といへり。なほ委しく寄居歌談に見ゆ。本文には玉小櫛を注したれども、此説いとこまやかなれば随ふべし。新釈に、四位の大弁にかぎりていはれたるは、よろしからず。**こと人のいはんやうに** 八丁オ（翻刻一八ページ）**新源氏**は、何の意もなく右の論どもにつきて「にぎははしく富るかたによるべきなりけり」と戯れてたまふを、上の「宮つかへに出て幸あり」といふは御母更衣にちかく、はた「打あひてよろしく、又自然にわろきふしはかくるる」などいふは頭中将のかたなどにあたれば、中将は耳とどめてにくくおもふと也。「心得ず仰せらるる」などいふ詞にてしらる。しかれば、ここに一段きれて、又そのやんことなきがおとれることを書るは、馬頭も右の源の語をとりなほし論ずる意なるべし。

余末摘花巻に、「こと人のいはんやうに咎なあらはされそ」と有。ここは中の品の女のうへなどは源のしらせ給ふべきにあらねば、くちいれ給ふべきにあらずと思ひてしかいへるにや。

釈案に、新釈の説委しきやうなれど、さてはあぢきなし。余滴に引たる末摘花巻の詞は、畢竟他人がましくといふ意なり。ここもその意にて源氏君は帝の御子にて、かつ左大臣殿の婿なれば、この上もなくにぎははしく富栄え給へるを、それしらぬ他人のいはんやうに「にぎははしきによるべき」など心得ずげに仰らるるとて憎む、といふまでにて、中将

こと也。たみ詞に「もとは筋目なき人の公卿になりたるをいふ」といへるも、同じひがこと也。

新「なま」とは、物の熟せぬを云。ここは先、凡家から高からぬ人は参議の公卿とならず。されど、時を得て三位の上達部には至れども、寄かろくて勢なし。非参議の四位とは、終に大臣ともなるべき家の子の、まだ四位の大弁にてあるほどをいひて、即非参議の四位とは、四位大弁をいふ名目也。しかれば、家がら高くしておのづから勢も富もなまの上達部の及ぶ事ならず。是は、おとろへたるならで盛まつほどの浅官の人の女なれば、おとしめがたき也。

非参議の四位 同（翻刻一七ページ）**釈**近藤芳樹云、「三位にも四位にも非参議あれども、三位にての非参議は、公卿補任の所見、前官か散三位か也。四位の非参議は、いまだ参議にはならざれども、大弁・藏人頭・衛府督などの頭職に居て、宰相にすすむべき途すでにするき人々をいふ。されば、たとへ位は三位にても、齢のほどややたけて、昇進のおぼつかなきかたがたは、みな『なまなまの上達部』也。夕顔巻に『父は三位の中将にてなんおはせし。わが身のほどのおぼつかなさを』とあるは、三位にておはしながら、まだ参議にもえなり給はぬをなげき給ふよしにてこれらを『なまなまの上達部』といふ。但、撰関大臣の御子達に非参議の三位のあるを、『殿の三位中将』などいひて諸書に見えたるは、やがて此源氏の君・頭・中将などにひとしき御方々にて、品定の内には引出べからぬかみの品なれば、別也。同じ三位の非参議にても、かくけぢめある事也。又四位の非参議にても、竹川巻に『左の大殿の宰相中将、大饗のまたの日、ゆふつけてここにまぬり給へり云々。右兵衛、右大弁にてみな非参議なるを、うれはしとおもへり』とあるは、この非参議の四位とは少し意かはれり。これは、髭黒のながらへ給ひて家門おとろへず

のわが方の事、或は桐壺更衣の事など思はれたる意にはあらず。もしそれしかいはば、源氏君の心の底にあたる所ありて、いとひにくき情景となるべし。よくよく前後の勢ひをあちはふべし。余滴の説は「心得ずして」といふ意に見たるならめど、ひがことなり。

さらにもいはず 同ウ（翻刻一八ページ）**玉**此詞は、次の「うちあひてすぐれたらんも云々、心もおどろくまじ」とある下へかけて心得べし。さやうの品の人は、何事も打あひてすぐれたらんももとより然るべきことなれば、めづらしからぬを、ましておくれたらんはさらにもいはず、いふかひなくおぼゆべし、と也。

釈此説はまぎらはし。ここはよく聞えたる所にて、さるやんことなきあたりの内々のけはひのおくれたらんは、殊更に論ずるにも及ばず、といふ意を「さらにもいはず」とはいへる也。さる故に、「何をしてかくおひ出けん、といふかひなくおぼゆべし」とことわりたる也。「打あひてすぐれたらんもことわり」とは、さる品の人は何事も打あひてすぐれたらんも、尤しかあるべきこと也、といふ意を「ことわり」といへるにて、文の抑揚よく意貫きたるところなるをや。

うちあひすぐれたらんも云々 同（翻刻一八ページ）**玉**上にいへる条々は、或はもとのしなはよけれども時代のおぼえなく、或はときよのおぼえはあれどもとのしなわろきなどをいへるを、これはともに打あひてよきをいへるにて、これもなほ中の品の一種也。上が上の品をいへるにはあらず、思ひまがふることなかれ。もとの品とは、家がらのよきをいふ也。「もとの」といふに心をつくべし。」やむことなき」といふも、もとの品と時代のおぼえとうちあひたるをいふ也。上が上のよしにはあらず。されば、これを女三宮にあたり、薄雲にあたりなどいへるはかなはず。

此説いはれたることなれど、これをなほ中の品の一種也といはれたるは心得ず。上が上の品の事也。もとの品とは種姓のよきをいへるにて、家からの事にはあらず。血脉の事也。』もとの『といふに心をつくべし』といはれつれど、ここに「もとの」といへるは、上に「もとよりさるべきすぢならぬは」といひ、又「もとはやんことなきすぢなれど」といへるをうけていふ所なる故に、「もとの」といへるにて、もとはよかりしがおとろへて、後に又時世のおぼえあるをいふにはあらず。もとより種姓の貴きをいへる也。さて、さる貴き人も、時代のおぼえなくてはあかぬ事なるを、それも打あひてやんことなきなれば、此上もなく貴きをいふにて、上が上なる事論なし。されは、次の詞に「上が上はうちおき侍りぬ」とことわりたる也。此一語にても上が上の事なるをしるべし。女三宮にあたり、薄雲にあたりなどいふ注は、しかあてたる事こそはよからねど、上が上としたる品はげにさばかりのあたりの事なるべし。

上が上は打おき侍りぬ 同(翻刻一九ページ)玉まつ此品定は、みな中の品の事にして、上が上と下が下とはあつからざることをしるべし。はじめに中将の詞に、「人の品たかくうまれぬれば云々、中の品になん云々、下のきざみといふきはになれば云々」、此語のやうを思ふに、もはら中の品を論すべき下がまへに書るもの也。かくて中の品の事をいふうちに、おのづから上と下との心ばへもこもりてある也云々。

女にて見奉らまほし 同(翻刻二〇ページ)余祇注「我女になりて見奉らば、猶無類なるべき義歟」。此説非なり。ここは源氏君のしどけなくおはして、もとよりうつくしきかたちし給へるをほめて、女ともいはまし、女なりともかばかりなるは上の品なるべし、といへる也。紅葉賀巻にも、「女にて見奉らまほし」と有。そこにも、細流・孟津の説あやまりときたり。絵合巻にも、「限の御さま、女にて見奉らまほし」と有。みなこと同し。其証をいはば、榊の巻に、藤壺の尼になり給はんとて、御子の冷泉院へ参り給ふ時に、冷泉院の御かたちをあげいへる所に云々、「糸み給へるかをりうつくしきは、女にて見奉らまほしうきよらなり」と有。冷泉院のいときなきさまのうつくしくて、女子となして見奉るともにげなからず、といへる也。皆うつくしきすがたをほめていへる也。見る人のみづからの女になりて、源氏にむかひたく思ふ也ととけるは、いとおろかなる書の見さま也云々。

玉補江戸人石川雅望が源注余滴に云、この語いづくにありても皆その人を女にしてといふ事也、わが女になるにはあらず、といへり。されど、葵の巻に「女にては、見すててなくならんたましひ、必とまりなんかし」、又榊の巻に、藤壺の宮の東宮の御事をばの給ふ事あるなどを見れば、此説ひがこと也。

余滴の説をかしきが如くなれど、なほ補遺に弁へたるごとくなるべし。冷泉院の幼きほどに申せるも、ただうつくしきかたを主と書る所なればぞかし。これによりて其証とはなしがたし。補遺に引る葵巻のかたししか也。そのうへ「女にて」といへる語は、おのづから然るてにをばにて、「女に為て」といふ意にはならぬ物をや。おのれも始は「女にして」の意とおもへりしかど、いとわるかりき。

あふさざるかに

十丁才(翻刻二二ページ)河古今集俳諧歌そへにとて

るなどは、下が下の品ならずして何とかせん。されば、「かたかどにても、いかが思ひの外にをかしからざらん」ことつよく論し、また「すぐれて疵なきかたのえらびにこそおよばざらめ」などいへる、みな下が下を論する詞なり。これをおおしくるめて中の品とせられたるはいかにぞや。「はじめに中将の詞に云々」とあるをもて、「中の品を論すべき下がまへに書るもの也」といはれたるはさることなれど、かく三つにいひ分てるにても、なかなか上中下三つの品をいふこととは聞えたるをや。とにかくに、中の品のみの事にはあらずとしるべし。

しろぎ御衣 九丁才(翻刻二〇ページ)弄「御そ」とは、先きぬをいへり。但、衣裳の惣名をいへる所もあるべし。

新「みそ」とは服をすべていへど、ここは御下着の単・襦などの白きをいふ也。一条院の比よりは小袖てふ物も出こしいへど、「なよよかなる」とあるからは、小袖にはあらず。

なほしばかり 同(翻刻二〇ページ)孟下がさねをばぬぎて、直衣ばかりをめしたる体也。白衣にてはましますと遣遥院説云々。

細夜陰なれば、知音の中にては指貫を略して直衣ばかり引かくる事勿論なるよし、一条禅閣の説也。然れども、直衣には必下にきぬをかさぬる物也。ここにはきぬをかさぬざるを「なほしばかり」といふか。指貫を略する説はあまりなるか云々。

新下がさねをばぬぎて、単などの上に直衣のみ着給へるをいふならん。「さしぬきもなく」などいふはいかが也。末に、右大臣殿へおはする時、なほしに下がさねの尻ながら引て有しを「おほきみすがた」といひたり。此時のみならず、常にも御門の御前へ出給ふなど、常の昼のさうぞくは直衣に下襲ならん。さらば、下がさねを去たるを「直衣ばかり」といふべし。(※この「おほきみすがた」は行幸の巻)

とすればかかしくすればあないひしらずあふさざるかに
釈この歌いかなる事をよめりとも聞えがたけれど、一わたりいはば、「そへにとて」は、旧説に「領状する事を『そいに』といふ」といへる意とは聞えたり。俗言に、「さうじやといふて」といふ意也。さて、人の物する事を「そへに」といひて、左すれば右あり、右すれば又左あり、といふ意をつづめて、さてあないひしらぬまでわづらはしと歎息たるにつづけていへりと聞ゆ。「あふさざるさ」は、余滴に引る往左来左などのごとく、合にも離るにもといふ意にて、さは往左来左の左と同じ意也。諸抄に「あふ」「きる」といふ語を、ただに「往」「来」といふことにしてとけるは、言の本にかなはず、ひがこと也。さて、此歌をここに引出てたらはであしかるべき大事はかたがたにあれど、かのあふさざるかにといひけんやうに、一事よければ一事あしく、なのめながらにさてあるべき女はいといと少きを云々、といふ意にひびかせたる也。此歌をかくとかがれば本文の意聞えぬを、諸抄に其さだなきはいとおろそか也。新釈に、「そへにとて」と添荷といはれたるは、いみじきひがこと也。

余万葉三「白菅之真野乃榛原往左来左君こそ見らめ真野の榛原」。このさは、さま也といへり。散木集、恨射恥連、雑歌百首「今よりはうれしからせよおしかへてあふさざるさの我身とおもはん」。

すみつきほのかに心もとなくおもはせ 十一丁才(翻刻三三ページ)余詞をえらびかすめてかける故に、よむ人その心を得ず、こころいられて、とく其ふみのこころをしらばやといらちおもふを、「こころもとなく」とかける也。

さやかにも見てしがなと 同(翻刻三三ページ)余このふみのかうおぼつかなきを、かくはあらであざやかにつつますかきたるをもみまほしと思へど、せんすべなきまでに、うちすてて女のおくをいへるなり。

余滴説ハ、藤壺女ノ御身ニテ女にてトノタマハレバ、女にしてノ意ナルベシト思ヘルナレド、カシコハ地ノ語ナレバ、ソレニ拘ハルベキニハアラズ。

みみはさみがちに

十三丁オ(翻刻二四ページ)余うつぼ物語蔵ひらきの巻に、「しろきあやの御そを奉りて、みみはさみをしてまどひおはず」と有。又横笛の巻にも、「みみはさみしてそそくりつくるひて、いだきてね給へり」と有。紫式部家集に、「やよひのついたち、川原に出たるに、かたはらなる車に、法師のかみをかうふりにて、はかせだちをるをみて、はらへどのかみのかざりもみてぐらにうたてもまがふみみはさみ哉」としるせり。これによりて、みみはさみといふ物は別にある物なるべしとひさしく思ひぬたるに、円光大師の剃髪の所を系がきたるを見るに、耳に袋のごときかたちの物をはさみてあり。是いにしへにいへるみみはさみなるべし。むかしの女は髪をたれて有ければ、かほに髪のかからざる為にかかる物を用ひたりとみゆ。

〔釈〕此説は、いみじきひがこと也。頭書に挙たる玉小櫛のごとくなるべし。みみはさみといふ物の別に有しことは、何の書にも見えぬ事也。引たる紫式部集の意は、法師の髪なき故に、紙を冠にして博士めきてあるををかしく思ひて戯れたるなり。「みみはさみかな」とよめるは、かの冠を耳にはさみてとめたるを、髪ある人の耳はさみするさまにいひなして戯れたる也。されば、これをもて証とせんことはいとあぢきなし。

〔玉〕或物語に、「わかけれど、すこしもはちらひたることなくみみはさみして云々」といへり。この物がたり、題号に正三位とあれども、此名はうけがたし。

びさうなきいへとうじ

同(翻刻二四ページ)拾今按、無三美相

主人母といふなるべし。遊仙窟に、主人母を「いへとうじ」と点ぜり。六帖第五の題に「家童子をおもふ」とあるを、ある人、流布の印本に他のかきたる本にて校合したるには、仮字にて「とじ」とあり。日本紀第十三に、允恭天皇の后忍坂大中姫、いまだをとめて母の御許におはし

となく腹立しく思ひあまる事の多かるを、うとき人にわざと打まねはんやは、近く見ん妻にかたりもあはせばやと思ふに、ききわき思ひしる事もなければ、何事かは聞せんと思ふにつけて、おのづから打そむかれて、人しれぬ思ひ出わらひもせられ、「あはれ」とも打ひとりごたるに、其妻の、心を得ずて「何事ぞ」などいひて、あわつかにさし仰ぎ居たらんは、いかがはくちをしからざらん、といふ意なるを、かくあやなしていへるは例の文法にて、いとめでたし。「かたりもあはせばや」と、「心ひとつに思ひ余る事など多かるを」とつづく語脈の中に、其事のさまを挿みたる法なり。心を付べし。然るを、よのつねのごとく上よりつづつと書たるやうに見られたる故に、かかる説は出こし也。「其妻のいふかひなきを笑ふ」といはれたるはさる事ながら、「相すむくちをしさに涙ぐまる」とあるは言の意過たるべし。又「其妻の事を笑ふならば、思ひ出といふべからず」といはれたるは、さることごとなれば、これは公私の事の耳目にあまる事を思ひ出るにもあるべし。然れども、其妻のいふかひなく、さし仰きぬたるさまのをかしきを見て、人にかたらふべき事にもあらねば、人しれず思ひ出笑ひをする意としてもきこえぬ事はなし。「あはれと打ひとりごたる」は、其妻のいふかひなきと相すむ事を歎息する意也。「かたりもあはせばや」といふ語よりつづきたれば」といはれたれど、ここはいはゆる隔句法なること、上にいへるがごとし。然れども、かたはらつづきたる語の意は、耳目にとまる事のよきあしきをかたらはばやと思ひて、かたらぬさきより打ゑまれ涙ぐまれといふ意として、いとよく聞えたるをや。そのうへ「涙もさしぐみ、もしは云々、思ひあまる事など多かるを」といふ勢ひ、皆一ッ事をさしたりと聞えて、さらに別に妻の事をいへりとは聞えず。もし此説ごものごとくならんには、「涙もさしぐみ」にて暫く句て、「何にかは云々」へ

ましける時、鬮鶏国造と申ものの「とじ」と呼まぬらせけるを、はら立てぶづくませ給へる事あり。そこに「戸母、此云「觀自」とあれば、家をまかなひをさむる以上の老女をいふ故に、腹たたせ給へるなり。和名抄、負刀自劉向列女伝云、古語老母為負。漢書五、娼武負佐引之。今按、俗人謂「老女」為負。字從「自」也。今訛以「貝」為「自」。今案和名度也。万葉の一に「吹黄刀自」、おなじく四には坂上郎女が娘におくる歌に「わが子の刀自」とよめれば、老少に通じていへり。「家童子」とわるく心得たるより、六帖にも後、人真名に書る歟。「とじ」を「とうじ」といへるは、音便なるべし。(※和名抄の引用の「負」は旧字体のままとした。)

〔新〕いにしへは只「とじ」と云て、「戸」は即ひとつの家をいひ、「じ」は主の略にて、宮主といふがごとくなりしを、中頃より又家てふ語を上

うちもゑまれ涙もさしぐみ

同ウ(翻刻三五ページ)新これは「語り

も合せばや」とてつづきたれば、其女のいふかひなきを打わらわれ、又かかるものと相すむくちをしさに涙ぐまるといふなるべし。さなくはいひつづけたる意通らぬが上に、次に「うちそむかれて人しれぬ思ひ出わらひもせられ、あはれとも打ひとりごたる」といふ詞、其妻の事を笑ふならば、思ひ出といふべからず。是を思ふに、ここは却て其愚なる女をあざけりゑまるるにて、次なるは公私に有し事を思ひ出で独笑し独歎といふなるべし。又上も下も同く世に有し事をかたりあはせんよしなければ、思ひいでて笑ひもあはれともいふにて、同じきに似て少しことなるを、二ッ拳たりとせんか。されど、上の詞のつづきはさとも聞えず。〔釈〕この説いかが。玉小櫛にもかうやうにとかれたれど、なほいかが也。この意は、朝夕の出入につけても公私の事につけても、よきあしき事の耳にも目にもとまる有さまを思ひて、打ゑまれ涙ぐまれ、もしは何

かかる語とし、「もしは」は、上の「耳にも目にもとまる有さまを」といふより受たる語とせでは、語の脈とほりがたし。然れども、「有さまを、うとき人に」とつづきたる勢、さらにさやうには聞えがたし。見ん人よくよく思ひわかつべし。さて「又上も下も同じく世に有し事を云々」といはれたる説はまさりたるを、「詞のつづきはさとも聞えず」とあるは、中々にひがこと也。

さしぐみ

同(翻刻三五ページ)余後撰に、いにしへの野中の清水見る

からにさしぐむ物はなみだなりけり。

〔釈〕此歌は類例までなり。引歌とは心得べからず。

おほやけばらたたく

同(翻刻六ページ)玉枕冊子に、「あさまし

うおほやけばらたちて、けんぞくのこちも心うく見ゆべけれど、身のうへにてはつゆ心ぐるしきを思ひしらぬよ、紫式部日記に、「すずろに心やましう、おほやけばらとかよからぬ人のいふやうに、にくくこそ思ひ給へられしか、榮花物語見はてぬ夢巻に、「げにはおほやけばらたたれる」など見えたり。「あやなき」とは、我身にあづからぬ事に腹たつをもていへる也云々。

思ひ出わらひもせられ

同(翻刻二六ページ)玉有し事を心のうちに

思ひ出してわらふをいふ。ここは、心ひとつに思ひ余る事の中に笑ふべき事を思ひ出しては、わらひもする也。「思ひあまる事」は、必しもうき事かなしき事などにはかぎらず、あやしき事をかしき事などにてても心にあまりて人にかたらまほしき事はある也。宗祇注に、「くちをししく思ふ相手などを云々」といへるはひがこと也。

あはれとも打ひとりごたるに

同(翻刻二六ページ)玉これは思

ひ余る事ごの中に、歎息すべき事ごどもを思ひては歎息する也。さて、「人しれぬ」といひ、「ひとりごたる」といへる、皆妻に語りてもかひな

るべきが故也。宗祇注に「あはれ我身が云々」といへる、又ひがこと也何事とさしていふべきにあらず。

〔釈〕こは此説のごとくにも聞ゆべし。然れども、上にもいへるごとく、「うちもゑまれ涙もさしぐみ云々」とあるが其事なれば、こは妻のかひなきを笑ひなげくなるべし。見ん人えらびてとるべし。

物語よみしをききて 十五丁才(翻刻二九ページ) 拾今按、大和物語に「平仲が色好みけるさかりに」といふより、「男ぞよにいみじき事にしける」といふまでの武蔵が事の一段、ここに似たり。

〔新〕此条は、いせ物語の、男の家を出たる女「心かろしといひやせん」とよみて出しに、又有しよりけにいひかはせしが、終には中ぞらに浮たる雲のごとくてはなれはてたると、又有常のめの、尼になりてわかれしなどをかねて、それに事をよそへて書たりと見ゆ。

〔余〕これは大和物語に、平仲がむさしの守の女をよばひて、さてあひて後いかざりければ、女うらみわびてこもりゐて、つかふ人にも見せで尼になりけるを、平仲聞てゆきけれど、ぬりごめにかくれていらへをだにせねば、事の有やうを、つかふ人々にいひてなきけるよし、かの物語に有。こと長ければここにいはず。蜻蛉日記にもさること見えたり。ここに「物語よみし」と有は、これなどにやあらん。

〔釈〕げにかやうの事を思ひてなるべし。然れども、しひてかかはりていふはわろし。かかる事は何の物語にも多き事なれば、昔物語よみしを聞てしか思ひし、といふばかりに心得て有べし。

ごだち 十六丁才(翻刻三〇ページ) 拾御等といふ意なるべし。本朝文粹第一「慰少男女」詩。曾徒跳彈琴者、閻巷称弁御。注二俗謂貴女、為御。蓋取貴人女御之義也。何御といふたぐひ、貴女よりおこりてさらぬにもいへり。

きは、同言の下にもある故にわづらはしと思ひてさかしらにはぶけるにや。又一本に、「その思ひ出」といふより「あしくもよくも」といふまで二十七もじのなきは、「あひそひて」といふ詞の二つあるによりて、その中間の語を見おとしておちたる也。此語どももなくては聞えず。「やがてあひそひて」とは、一たびそむきし後、男の心のなごむべきふしもなくてそむきしままにて、又かへりてあひそふ也。「その思ひ出」は、さきにそむきて家を出しことを思ひ出るをいふ。

〔釈〕右の説どもさることなれど、かくながらにても聞えたり。拾遺に、「やがてその」といふ下にをりなどいふことの落たらんか」とあるは、そのをりの思ひ出といふ事なるべければ、これはおだやか也。小櫛に、「やがて』の下に『あひそひて』といふ五もじのあるぞよろしき」とあるは、理はさることなれど、文づらむべに手づつに聞ゆ。いくたびもよみあぢはひて考へしるべし。此語のここにある本は、下の語よりまぎれて衍りたる也。『やがて』といふ詞聞えず』といはれたれど、これは例の隔て係る文法にて、「やがて、うらめしき」とつづく意也。されば、今はもとのままにして、「あひそひて」といふ事は省きつ。又案に、此下の「われも人もうしろめたく心おかれじやは」といふ語は、上下に縁なく、はなれて聞ゆ。もしくは「たづねとりたらんも」の下に此句のありて、さて「やがてその思ひ出云々」とつづきたるを、此所いたくみだれて写しひがめたるを、後に補ふとてかく入ちがへたるにはあらずか。もし然らば、事の意貫きて聞ゆべし。とにかくに、ここの落着は、「あしくもよくもあひそひて云々、ちぎりふかくあはれならめ」といふ所なれば、其下に又立かへりて「われも人も云々」といふべくはおぼえされば也。猶よく考ふべし。

なほじちになんよりける 二十丁ウ(翻刻三六ページ) 玉三つのだと

ひたひがみをかきさぐりて 同(翻刻三〇ページ) 新いにしへはそぎ尼とて髪のをそぎたり。額髪をばことに短くそぐ故にいふといへど、額髪を殊に短くせし事、何の証あるにやおほつかなし。思ふに、是はくやしき時頭かくてふ事を本にて、かのそぎたる髪のかやしさを思はせてかく書るのみなるべく覚ゆ。

うちひそみぬかし 同(翻刻三〇ページ) 拾万葉第四に、「百年爾老舌出而与余牟とも家はいとほじ恋はますとも」家持。これを六帖第二、おむな姫ななり。老女の事な。女にはあらず。の題に「おいくちひそみなりぬとも我は忘れじ」と引なほして入たり。「よよむ」とは、下にかをる大将のいときなき時、「たかななをつと握りて、しづくもよよにくひぬらし給へり」とあるに合せて案すれば、よだれをたるるをいふか云々。

〔新〕これは泣どきの口つきをいふ。万葉に「云々」てふ歌を六帖に「云々」とよみて有。万葉にては只「おいじた出て」とよむ事にて、六帖はよみ違へなれど、また「口ひそむ」てふ事のあれば、語例にはすべし。或人「まゆをひそむ」といひ、又老舌出を「遊仙窟にあり」といふもわろし。

にごりにしめる 同(翻刻三〇ページ) 余古今集夏蓮葉のにごりにしまぬころもてなにかはつゆを玉とあざむく

やがてあひそひてうらめしきふしあらざらんやあしくもよくも 同ウ(翻刻三〇ページ) 拾今按、注に此二十七字異本になしといへり。なきは落たるなり。其故は、「あまにもなきでたつねとりたらんも、やがてあひそひて、とあらんをりも、かからんきさみをも、見すぐしたらん中こそ、ちぎりふかくあはれならめ」とはことわりのつづかぬ也。猶おもふに、「やがてその」といふ下にをりなどいふことの落たらんにや。

〔玉〕一本に、「やがて」の下に「あひそひて」といふ五もじのあるぞよろしき。此詞なくては、「やがて」といふこと聞えず。湖月の本に此言な

へ皆同じ意にて、女のけしきはめるうはべのなきけと、実なるのとたとへ也。注に、その実なる方のたとへを、「本妻たるべき女のたとへ」などあるは、意たがへり。又宗祇注に、「源氏君・頭中将は、世をまつりごち給ふべき云々」といへれど、さる意はなし。とにかくに、しひてから書の意にかなへんとするは、むかしのものしり人のあぢきなきくせなりかし。

〔釈〕ここにいはれたるごとく、三ツのだとへは、さればみたと実なるのとたとへにはあれど、その実なるが本妻となるべき意をいふなれば、つひにはたがふことなし。さて、この実によるといふ事、品定の中のむねとある所なる故に、かく三ツのだとへを挙て、何のうへにもたがふまじく、万の事皆かく有べきことわりを、くりかへしねんごろにいひ定めたる也。

つらづゑをつきて 同(翻刻三六ページ) 余伊勢集「よもすがら物思ふ時のつらづゑはかひなたるさぞしられざりけり」。古今集俳諧大輔「なげきこる山とし高くなりぬればつらづゑのみぞまつつかれける」。契沖云、「買之集に、ことしげき心よりさく物思ひの花の枝をばつらづゑにつく」。

人なみなみにもなり 二十二丁ウ(翻刻三九ページ) 拾万葉十八、大伴家持、教諭史生尾張少昨、歌の中に云、「ちさの花、さけるさかりに、はしきよし、そのつまのこと、あさよひに、ゑのみゑますみ、うちなげき、かたりけまくは、とこしへに、かくしもあらめや、天地の、神ことよせて、春花の、さかりもあらんと、またしけん、時のさかりぞ云々」。ここに似たり。

歌手を折て云々 二十三丁ウ(翻刻四一ページ) 新意は、指を折て物をかぞふる也。さて、指をかがめてといふをそへたり。さて、上句は、伊

勢物語の句を皆用ゐたり。惣て物語ふみには、かくのごとくするを興とする也。其伊勢物語に、先古歌を詞をかへ、又上句と下句と別の古歌をよせなどして作れるを始として、此文をも作れる事しるべし。

〔釈〕古歌を用ゐたりといはれたるはさることなれど、ここは「指をかがめて」といふ詞の縁よりの句を用ゐたるまでにて、下句をいたく転じてこの意をかしくいひなしたるがめでたき也。さるを、古歌をとり合せたる例のやうに此文をも評せられたるは、あたらしぬ事也。

〔玉〕「やは」は、ただやの意也。やといふべきを「やは」といへる例多し。「君がうきふし」は、女の馬頭をうしと思ふべきふし也。一首の意は、指を折て、逢見せめしよりこなたの年月をかぞへて其間の事を思ふに、君が我をうしと思ふべき事は、ただ此度の一ふしのみこそはあらめ、外にはなし、と也。次の言に「え恨みじ」といふも、此意にてこそたしかなれ。注は誤なり。もし四の句「これのみならず」の意ならば、「これ一つかは」とこそ有べけれ。やはといふべき語にはあらず。古人の歌にさやうのつたなきことはなき也。

〔釈〕旧説のひがことなるよしは、小櫛に弁へられたるがごとし。さて、小櫛の説も猶いかが也。「これ一つ」とさしたる詞は、此度の一ふしをさしていへりとは聞えず。すべて「これ」などいふ時は、一つの物をとらへてさす語の例なれば、一時の事としては似つかはしからず。なほ嫉妬をさしていへりとぞ聞ゆる。「え恨みじ」といへるも、馬頭が女に對ひていふに、女の馬頭をえ恨みじといふ意としては、事からの情穩かならず。よくよく味ひ考ふべし。さて、「うきふし」といへるは、馬頭が心にうしと思ひたるふしを見るべし。さらば、「え恨みじ」といへるも、馬頭が女をえ恨みじといふ意となりて事なく聞ゆる也。ずといはずして、じとしもいへるは、女の方を推量りていへるやうにも聞ゆれど、猶さに

しを難としていへるもたがへり。ここはかの女の事はもはらほめたる所にて、難の方をいへる所にはあらず。「定めかねたり」といふは、かのごとく大かた何事もたらひたるは有がたき世中なる故に、定めかねたるよし也。次の詞に「いひはやし給ふ」とあるを以て、かの女をばもはらほめたるにて、難の方をいへるにはあらざることをしるべし。さて又、湖月に「世は定めがたき物ぞ」といへるも、いみじきむがこと也。「定めがたき」は女の事にこそあれ。世のにはあらず。つひのよるべとも定むべき女は有がたき世中なる故に、「定めがたき」也。

〔この人のいふやう云々心ぐるしきとて〕 二十八丁ウ(翻刻四七ページ)

〔玉〕これは、馬頭が木枯女の家に立よらむと思ひて、殿上人にいふ語也。然るを、昔よりこれを殿上人の語と心得たるはいかが。さては此所聞えがたし。されば、「この人のいふやう」とあるは、もと「この人に」と有けんを、殿上人の語と心得たる人の、にをのに改めたるか、はたのと誤りたるから殿上人の語と心得たるにも有べし。もしこれを殿上人の語とする時は、下に「もとよりさる心をはせるにや有けむ」といへることたがへり。其故は、待やどのあると初にいひたらんには、心かはせるはもとよりの事なれば、「にや有けん」など疑ふべくもあらず。そのうへこれ殿上人の語にては、とてといふ辞も下にかかる所なし。おのれもさきには殿上人の語と心得て、此「とて」の下に、「そなたさまに物するに」などいふ詞の落たるかと思へりしを、なほよく考ふれば、とにかくに殿上人の語にてはかなはず。馬頭が語にて、「とて」は下の「下り侍りぬかし」といふへかかれる辞也。「殿上人に云々」といひて、車よりおる也。されば此語は、「さすがにて」といふ下へうつつして心得べし。〔釈〕この小櫛の説、珍らしきやうなれど、猶つらつら考ふるに、殿上人の語なり。其故は、まづ「此車に」とあるは馬頭が車、「あひのりて侍

はあらじ。俗言に「ユメユメ恨ミハスマイ」といふ意なれば、さても聞ゆる也。

〔りんじのまつり〕

二十四丁オ(翻刻四二ページ)〔余〕大鏡五十九代寛平「十一

月二十よ日のほどに、かものみやしろのへんに、鷹つかひ、あそびありきけるに、かの明神たくせんし給ひけるやう、『此へんに侍る翁なり。はるは祭おほく侍り。冬のいみじくつれづれなるに、祭り給はらん』と申給へば云々、『おのれはちからおよび候はず。おほやけに申させ給へ』と申させ給へば云々、かいけつやうにうせ給ひぬ。いかなることにかとこころえずおぼしめしけるほどに、かく位につかせ給へりければ、りんじのまつりせさせ給へるぞかし。かもの明神のたくせんして、『祭せさせ給へ』と申させ給ふ日、酉の日にて侍りければ、やがて霜月のはての酉の日、臨時の侍るぞかし云々。

〔はかなき花紅葉といふも云々〕

二十七丁ウ(翻刻四六ページ)〔玉〕

〔玉〕上支二筆「をりふしの色あひ」とは、花紅葉はもはら色をめづる物なる故にいへるにこそあれ。人の物染る色のくらべ物にいへるにはあらず。ここは上に「はかなきあだ事をも、まことの大事をも云々」といふより、「そのかたもぐして」といふまでをすべてうけて、花紅葉をくらべ物にいへる也。これをただ物染る事のみくらべ物としては、次の語に「さるによりかたき世ぞ、とは云々」といへること似つかはしからず。物染ることのつたなからんばかりをば、かくはいふべきにあらず。女の身のうへのすべての事としてこそ、次の此語もよくかなへれ。又たみ詞の此あたりの説もひがこと也。

〔かたき世ぞとは云々〕

同(翻刻四六ページ)〔玉〕此所、湖月又たみ詞など、

すべての意を誤れるによりてひがこと多し。かの女の早くうせて、契のみじかりし事を難としていへるはたがへり。又或説に、嫉妬の深かりれば、とあるはうへ人なる事、論なし。さて「大納言の家にかかりとまらんとするに」とあるは馬頭なれば、「この人にいふやう」とありては、語つづかず。もし「此人に」の意とせば、「まかりとまらんとして」、などなくては、ととのひがたし。「下に『もとよりさる心をはせるにや有けん』といへることたがへり」といはれつれど、さもあらず。人待らんやどのある、といひたるは、殿上人の、馬頭が車に相乗てゆく道のほどの物語と聞えたれば、馬頭はその「待らんやど」を何処とも知るべきやうなし。下にてしかいへるは、既に殿上人の車よりおりて、此女の家に入て簀子スゴだつ物に尻かけたるを見て、はじめて此殿上人と木枯女と心をはせる事をさとりて、さては今宵のみならず、元來心をはせるにやありけん、と思ひたるなれば、難なし。又「とて」といふ辞も下にかかると所なし」といはれたれど、殿上人の語としても、「とて」は同く「下り侍りぬかし」へ係る也。「侍りぬ」といへるは、馬頭めきて聞ゆるやうなれど、これは源氏君・頭中将などに對ひて語り申す敬ひ詞なれば、論なし。上にも「あひのりて侍れば」とあるも殿上人の事なれば、しかいふべき例也。かしといふ辞も、わがうへにては用なく聞ゆるを思ふべし。されば、かたがた殿上人の語といふかた、穩か也。但、「月だにやどるすみかを、すぎんも、さすがにて」といへるは、馬頭が思へる心めきても聞ゆれば、此あたりに必脱文はあるなるべし。』とて『の下に、『そなたさまに物するに』などいふ詞の落たるか』といはれたるは、さもや有ぬべき。もし然らば、「おり侍りぬ」といふ語は馬頭のうへとなるべし。されど、正しくさなりともおぼえず。すべて此一段は、殊にかすめたる筆つきにていとまぎらはしきを、なほ試に其さまをいはば、上に「忍びて心かよはせる人ぞ有けらし」といへるは、後に此段を語らんとての結構なれば、重りたるにはあらず。さて「神無月のころほひ云々」といふ

より此物語の始なるが、馬頭が内裏より退出るに、或殿上人来会て、馬頭が車を乞て相乗しつ。かくて、なにがしの大納言といふ人の家にて行とまらんとしてゆくに、この殿上人のいふやう、「今よひ云々」といひて、車より「下侍りぬ」といふ中間に、此女の家のけしきを挿みて語れるなり。「大納言の家にかかりとまらんとするに」といへるは、大納言の家の門にて車をとめんとするやうにも聞ゆれど、「この女の家はた、よきぬ道なりければ」とあるは、大納言の家までゆくによけられぬ道の家なれば、といふ意なるべければ、なほ大納言の家にゆきてとまらんとてゆく道の事とすべし。さて、女の家の前を過んもさすがにて、馬頭も立よらんと思ふうちに、殿上人のまづ下て内に入て、簀子だつ物にしりかけて月を見たるなるべし。此所の文、さばかりくはしくは聞えねど、前後のさまをおして思ふに、さる意と聞ゆ。さて此殿上人の、先車よりおりて入るを見て、もとよりさる心をはせるならんと、馬頭のさとりたる也。さて此時、馬頭はもろともにおりて物かげなどよりうかがひ見たるか、或は又車に在ながら見聞したるか、其ありさまを省ける故に、今少しまぎらはし。されど、女の体、馬頭が来れる事はつゆもしらぬさまなれば、馬頭は外にありてかいまみたる事は著く聞えたり。これら名文の故にもあるべけれど、かいなでの筆にては、必馬頭が所在をあらはしおくべき所也。さてこの大納言は、河海に「馬頭が父歟」と注せられたる、げにさもあるべし。少しゆくりかなり。されど、なほ誰ともなし。又「とまらんとするに」とあるも、車をとめんとする事か、或は行て宿らんとする事か、何れにても聞えたれど、猶まぎらはし。

〔釈〕「おり」は殿上人のおるる也。「とて」は、といひての意にて、なほ殿上人也。又案に、上にもいへるごとく、「すぎんもさすがにて」といへるは馬頭が心めきたれば、馬頭ももろともに下たるにもあるべし。殿上人のいへる詞と、馬頭が思ふ心とを引、すべて相共に下たるを語る也。かやうの法、をりをりあり。さらば、馬頭は物陰よりかいまみたる也。

〔和琴〕二十九丁才〔翻刻四六ページ〕河和琴に能鳴調あり。それにそへていへる也。和琴は、伊弉諾伊弉册尊御時、令作出給云々、仍諸楽器乃最上二置之也。あづま琴ともあづまともいふ也。鴨長明記云、「和琴は、もとは弓六張をひきならべて用ぬけるを、後に琴に作りたる也云々。」「りちのしらべ」とは、春夏は呂双調也。秋冬は律平調也云々。

〔新倭琴の始を神代に有といふは抛なし。仲哀紀に、弓六張をならして神託を申させ給ふより始めりといふ説は、さも有ぬべき事也。さて万葉には「梧桐日本琴一面」と書れたれば「やまご」といひしを、其後倭琴とも書しより、後には字音にて「わごん」といふ。此物語には、いかで「やまご」とかかざりけん。末に「あづま」といへるを思へば、ここにも「あづま」とや有つらん。おぼつかなし。此琴は、鷓尾琴ともいひしこと、和名抄にみゆ。(※「あづま」は若紫その他に見える。)

〔余和名抄云、「日本琴、万葉集云、梧桐日本琴一面。天平元年十月七日、大伴淡等、附使監贈中衛将督房前卿之書所記也。体似箏而短小、有六絃、俗用倭琴二字、夜万止古止云々。〕

〔釈〕河海に「能鳴調」とあるは、さる曲名か、いとまぎらはし。ここはただすぐれてよく鳴る琴とのみ見るべし。伊弉諾云々の事うけがたきこと、新釈のごとし。天照大御神の岩屋戸にこもり給ひし時に起るなどもいふにや、皆抛なき妄説也。琴の事は、古事記上に天詔琴と見えたるが始也。されど其形はいかなりけん、知れがたし。又これを諸楽器の上

おく事は、わが御国の物なれば也。伊弉諾云々の故にはあらず。さてまた新釈に「いかでやまご」とかかざりけん」といはれたるはいかか。「わごん」となべていへりし世なりしかばしか書たるまでにて、何の事もなし。「あづま」といへるは、又しかいひてよろしき所也。「わごん」と書たるが拙きにはあらず。さて又、呂律を陰陽五行四時などに充たる説は、其器をたふとくせんといふこと也。あながちに此理有にはあらず。

〔をりつきなからず〕 同〔翻刻四九ページ〕余をりふしのをりにもつきなからず也。「つきなからず」は「つきづきしき」にて、をりからに似つきたりと也。

いふと解れたり。いみじきひがこと也。よくよく味ひて知るべし。

〔さてそのふみの詞はと問給へば〕 三十三丁才〔翻刻五三ページ〕玉補此詞にて、中将の思ひ入てしほし物をもえいはざる体のしらるるは、面白きかきさま也。かの左伝の有窮后羿、晋侯曰、后羿何如とある所も是に同じ。左伝の注家はさらにこれを得しらぬを、式部は才子なる故に、よくさとりてうつし取たるにや。又はさらずとも、才子どちのしわざはおのづから符合もしつべし。此巻の品定は、皆論のみなる中にまことに有し事の昔語のあるも、此巻限にて、後につづく事なし。そのなからに此一段を挟みいれて、後の巻々の伏脈としたる、いとおもしろし。

〔釈〕この説賞たる所はげにさることなるを、左伝を引て「うつし取たるにや」などいへるはわるし。これほどの事の似たらんは何のうへにも多かなるを、こればかりしかいはんものかは。「此巻の品定は」といふより下つたの論は、いとよく見出たるにてめでたし。

〔歌琴のねも云々〕 同ウ〔翻刻四九ページ〕新「月」を一本に「菊」とあるは、「菊を折て」と有に菊のよせ少しも歌に見えねば、本は「菊」と有しにや。されど、ことの様、「月」とあらんぞ、歌には似つきたる。此二つ穩ならぬをおもへば、もしいは「つれなき人」は「うつろふ人」とや有けん然らば、今菊のうつろひ盛ならんによし有、其上「つれなき人」と打つけていはん理も此前後に見えねば、かたがた此句も違へるかとおぼし。

〔釈〕「月」とあるは、実に縁なし。「菊」とあるかたをとるべし。この新釈にいはれたることく、「うつろふ人」などあらば歌のよせはあめれど、事がらに似つかはしからず。『つれなき人』と打つけていはん理もなし」といはれたれど、そは「つれなき」を普通に見られたる故也。「つれなき」は、必しも其人に對ひてつらき意のみにはあらず、俗言にナンノヘンモナイといふにあたる詞なれば、ここに論なし。予が説は頭書のごとし。

〔むかし物語めきて〕 同〔翻刻五四ページ〕新うつほの俊陰のむすめの、あれたる家にひとりぬたるさまなどよく似たり。其外にも今見えぬふみにも有べし。是もさだかに何れとは聞えぬにて、却てよし。物の注などの如く思ふべからず。

〔今ひとこゑ聞はやすべき人のある時に〕 同〔翻刻五〇ページ〕釈この「今」といふ詞は、今一声のきかまほしきになどいへる「今」にて、俗言にモ「コエといふモにあたり。然るを、諸注に即今といふごとく見られたる故に、この「ききはやすべき人」とあるを殿上人のみづから

〔歌さきまじる云々〕 同〔翻刻五四ページ〕新「なでしこ」「とこなつ」同じ花ながら、二つの名あるにつけて、「なでしこ」は撫あはれむ子にたとへ、「とこなつ」は相ぬる床にいひかくれば、女の方にたとへなしたるのみ。さて此花、夏を専らとして、秋の末、冬かけてもかつがつあれば、夏を常とはにするいひにて「とこ夏」とはいひ、はた其花いともらうたげにてうつくしまるれば、「なでしこ」ともいふ也云々。「心をとる」は、其人の心にかなふべき筋をとりなす也。上の夕顔の歌は、我身をおきてわが子のうへをいひたるを、中将は、わが子をばおきて母の心をと

るべき返しなり。これもかへしの一つにて、おもしろし。

さればかのさがなものも云々 三十四丁ウ(翻刻五六ページ)新これよりは、或人は馬頭が語といひ、或人は猶中將の詞といひて、とりどり也。中將のならば、「かのさがなもの」とは馬頭にむかひてのたまはじか。馬頭ならば、「あきたき事もありなんや。ことのねのすすめりけんも」などの詞、よそよそしき也。仍ておもふに、ここは下に「みなわらひ給ひぬ」といふ詞などをもておもへば、右の「されば」といふよりは、中將と馬頭ととりどりの詞を一ツに書ませたりとすべし。余りに各いひことわりたれば、又かく二人の詞をかきまじへんも文なり。

玉これより又馬頭が語といふ説と、中將の語といふ説と、いづれもすてがたき所ありてさだめがたきを、たみ詞に、「賀茂翁のいはく、これより下の『皆わらひ給ひぬ』といふまでは、まづ馬頭のいふよりはじめて、中將の詞も有。上には問答を分て書、ここにては二人の語をひとつに書たる物也。さて『皆わらひ給ひぬ』といふにいたりては、源氏をまかねたり」とある説よろし。それにとりて、なほ二人の語を分ていはんには、「さればかの」といふより「ありなんや」といふまでは、馬頭也。其故は、中將の語にては、馬頭に対してかの女を「さがなもの」とはいふまじく、「わすれがたけれど」といふも人のこととは聞えされば也。「有なんや」のやは、「よ」の意也。次に「琴の音云々」より「うたがひそふべければ」といふまでは、中將の語と聞えたり。「すすめりけん」は、馬頭が物語をききていへるやうに聞え、「この心もとなきも」といふは、おのがうへの事をいふやうに聞ゆれば也。さて「いづれとつひに」といふよりは馬頭とすべけれど、上よりの詞つづきたれば、猶中將の語なるべく、「このさまさまの」といふよりぞ馬頭なるべく。これも猶中將とせんもあしからじ。

の上山寺に來り住るが、其寺にある吉祥天女の像を見て愛恋の心を生じ、いかで天女の容のごとくなる好女をあたへ給へと、毎日六時に願ひけるほどに、或夜、夢にかの天女の像と交合すと見てけり。あくる日かの像を見奉れば、裙腰淫精に染穢し給へり」とぞ記したる。そのかみの物語にて、誰も知たる事にこそありけめ。

玉狭衣云、「御供の人々はまだかかる事はなかりつる物を、いかばかりなる吉祥天女ならん。さるは、いとものげなきけしきなるを、とおののいひあはすべし云々」。これ狭衣大將の御供の人々の、飛鳥井の姫君の事をいふ也。

余うつぼ物語初秋の卷に、「みんな心にとめられぬべき心ありて、吉祥天女にもいかがせましとおもはせつべき大將なり云々」。

ほうげづき 同(翻刻五七ページ)玉浜松中納言物語に、「にびいろかうぞめなど、あまたかさねてうちやつれ給へる、いろいろにしやうぞきたらんよりもなまめかしく、さまかはり、ほげづきたふとげになりて」。

さいし 三十七丁オ(翻刻五九ページ)新統日本紀八、元正養老三年四月、三位以上妻子及四位五位妻子、並聴服蘇芳也」と見えたるも、妻の事のみを妻子といへり。

余妻をさして妻子といふこと、唐人の俗語にもしかいへり。

はかなしくちをしと云々しさいなき物は侍るめる 同(翻刻六〇ページ)細藤式部が詞也。女を、或ははかなし、或はくちをしなどは思へども、宿世にまかせてあれば、男はしさいもなき物なりとす也。「すぐせのひくかた侍れば」とよみきりて、「をのこしも」といふよりおこして見る也。大かた男子はやすきものなり、となり。花鳥の義には、上へつけ、ひとつに見る也。をのこのためしさいなきと云々、いかが。**箋**此段猶思惟すべきよしあり。

釈右の説ども、さることごとくなれど、猶よく案に、花鳥に中將の語とせられたるにしがふべくおぼゆ。其故は、「さればかの」と打出たる詞、わが語をつぎて端を起したりとのみ聞えて、人の語を受けて答へいへりとはきこえず、此物語の文、かかる所にてきはやかに自他の差を立ぬは例の事ながら、猶誰が語とも分らぬやうにはあらず、自より他に移る所などは、必その人の形容などを挟みて其わかちをば立られたるを、此所は聊もさるさまには聞えされば也。「さがな物」といひたるは、上の馬頭が詞に「このさがなものを、打とけたるかたにて」といへるを受けていへるにて、人の物語するには其人のいふままにかたる事、今世にもある事也。「わすれがたけれど」とあるも、馬頭が物語をさながらうけていへるなれば、これはた中將の語とせんになでふ事かあらん。「ありなんや」のやを、小櫛に「よの意也」といはれたれど、これも激辞のやにて問かけたる意なれば、中將の語として論なかるべし。「琴の音」といふよりを中將の語とせられたるはさることなれど、上を馬頭が語としては、ゆくりなく聞ゆべし。この「心もとなき」といへるは、「かのさがなもの」とある「彼」に對へたる詞なれば、かたがた一つづきの語なること決し。さて「いづれとつひに」といふよりを又馬頭が語といふ説はとられざりしかど、「このさまさまの」といふよりをば馬頭とも中將とも定まらぬさまにいはれたり。されど、これも皆中將なり。然れども、「又わびしかりぬべけれ、とて皆云々」とある語勢を思ふに、「このさまさまの」といふよりは誰ともなくて、みなみな同じくいひしらがはれたる語とすべし。「皆」といふにて然聞ゆ。よくよく味はふべし。

吉祥天女を思ひかけんとすれば 三十五丁オ(翻刻五七ページ)玉小櫛に引れたる日本靈異記の事は、げに此事のよりどころなるべくみゆ。その事は、「聖武天皇の御世に信濃国の優婆塞、和泉国和泉郡血淳

万大かた男子はやすき物也云々。「すぐせのひくかた侍れば」とよみきりて、次の詞を見るべし云々。

祇をのこほどよき物は侍らずの心也云々。

湖女は才智なくてくるしからぬゆゑをいふ也云々。男にしも子細なくて大やうなるものある物を、まして女は才学はいらざる物ぞ、との心也。

子細は、物のこまかなる事也。「子細なき」とは、大やうなる義也。**新**既に馬頭のいひけん、かたちなどよきも、心したらねば口をしきこと多き、とは異なるやうなれど、此さかしものは、ただかたくなる男のさまなれば、はたいふにもたらず。かかる女よりは、まだかのはかなくくちをしきも、縁にしたがひて男の心に捨がたく思ふをば、さてもある事なれば、ただ男ばかりぞ何のいひどころなくよきもの也、と申す也。とかく女には、既にいひしごとくの難あり、又申すごときも侍るぞ、といへり。女の心かしききを、ひたぶるにすてよ、といふにはあらず。次に、そのよきほどのまなびなどをばことわりて書たるを、あはせて見るべし。○しさいなき物は云々、是は男ぞ何の難なき物也、といふを、かくなき物は侍るとも書、又なきものはあるなども、物語ぶみ、枕草紙などに書たり。後の俗は、しさいなきものはなしといふをのみ思へる人の説には違ひ侍り。且此しもの二辞は「必しも」と云入れ、又は「青柳の糸よりかくる春しもぞ」などいふが類にて、一つの辞也。常にいふしは助辞、もは物をかねていふ辞と思ふべからず。且此なんは、ぞといふがごときいひさま也。

釈此段いたくまぎらはしきを、諸注解得られたりとおぼゆるも見えず。されば、いづれも引出てここに挙たり。くらべ見て考ふべし。この中に、細流は大かたよろしと聞えて、花鳥の義をいかがと論じ給へるものとわりあり。万水一露は、ただ花鳥・細流のむねを記したるのみにて、

事のすぢ聞えず。湖月は、「子細なき」といふ注はかなひたりと聞ゆるを、「女の才学はいらぬ物といふ心」とあるは、すべてひがこと也。新釈は、長々しく解られたれど、すべて何事とも聞わきがたく、大かたはあだし事をのみいはれたるやうなるは、いかにぞや。その中にも、「男ばかりぞ何のいひどころもなくよきもの也」といはれたるは、いみじきひがこと也。頭書に拳たる玉小櫛は、すべての意をば得られたりとは聞ゆれど、「女の学問はなくてもありぬべき」といふ事をふくめたり」といはれたる、本文にさる詞なければ、うつなくさやうには聞えず。すべて何れも何れも、かなへりとおぼゆるはなし。さて今試にいひたりとも又かなふべくはあらざめれど、おのが思へるよしを聊いひてん。さは先「はかなし、くちをし、とかつ見つつも」といへるは、わがあひそふ女をはかなし、くちをしとかつは見ながらも、といふ意、「ただわが心につき、すぐせのひくかた侍るめれば」とは、ただ相見る男の心につきて宿世の因縁のひく所もありと見えたれば、といへる意にて、「わが」は相見る男の我なり。「心につきて」は、俗言に「きにいりて」といふにひとし。「宿世」は、例ののがれがたき自然の理をいふ。「侍るめれば」はありと見えたればの意なり。「めれば」といふに心をつくべし。「をのこしもなん、子細なきもの」とは、をのこは男子也。しもは、例の物一つとり出たる意の辞にて、女もあれど男をつよくとり出でしもといへる也。「子細」は、字のごとくこまやかなる意なれば、「子細なき」は、こまやかならず大やうなる意なり。かくて上文の詞どもよりつづけて解んに、「才学ある女を妻としては、無学の夫のなまわるならんふるまひなど見られん時、其妻に対してはづかしきやうにも見え侍りき。我等だにかくのごとし。まして君たちの上なき御ためには、さる才学だてする後見をまうけて何にかはし給はん」といふ意にて、「すべて女といふものは、

ただなつかしきをのみこそめづべき物なるに、さはなくて才学のしたたかなるは、我妻といはんにもかかやかしく、心おかるるもの也。然れども、我らがごとき賤しき者は、其妻の才学にて身を立る事などなきにしもあらぬを、君たちは、さる後見せん人は他にいくらもおはすべければ、なつかしかるべき女の、さはなくてなかなかにしたたかに才学ある後見は、何にかし給はん。ただなつかしくらうたきをこそとめ給はめ」といふ意を含めたる也。そはたしかにふくめたりと見ゆる語はなけれども、上文よりつづけたる語の勢にて、さる意とは聞ゆる也。さて、「はかなし、くちをしと、をりふしにつけてかつは見つつも、いはゆる宿世の因縁といふものにひかるる所もありと見ゆれば、我心にかなひだにすれば、男ほど何のむつかしき子細もなく、大やうに事すむものはなし」といふ意也。「わが心につき、すぐせのひくかた侍るめれば」とは、宿縁ありてきに在るといふ意なり。そは氣に在るも即宿世の因縁にひかるるなれば、「我心につき、すぐせの云々」とはいへる也。かくして見る時は、大かた事もなく聞ゆるやうなるは、猶ひがことにやあらん。

「をこ」は、今いふバカ、アホウなどにあたれり。
「ごくねちの草葉」 三十八丁才(翻刻六三ページ)拾後拾遺俳諧に、「ひるくひて侍ける人、いまは香もうせぬらんと思ひて人のもとにまかりたりけるに、なごりの侍けるにや、七月七日につかはしける、皇太后宮陸奥、君ががすよるの衣をたなばたはかへしやしつるひるくさしとて」。

としたるは、山を「あしひき」、奈良を「あをによし」といへる類にて、枕詞を其物に転していへる歌詞の例なり。
「つまはじきをして」 四十丁才(翻刻六三ページ)或抄に、この下に「かのにほひはかげどもまたまねびなせそ」といふ詞ある本あるよしいへり。然れども、「かげども」とある所、今少し言の意たしかならねば、諸本の此詞なきにしたがへり。後人考へて定むべし。
「むげにしらずいたらずしもあらん」 同ウ(翻刻五七ページ)玉学問のすぢを也。

〔余〕宇津保物語国ゆづりの巻に、「日比はかくごくねちのところに侍れば、くるしうて、内にもまあり侍らず」と有。
 〔釈〕古事記云、「到足柄之坂本、於食御粮処、其坂神、化白鹿而来立。爾即、以三其昨遺之蒜片端、待打者、中其目、乃打殺也。日本紀景行四十年「日本武尊云云、山神令苦王、以化白鹿立於王前。王異之、以一箇蒜、彈白鹿、則中眼而殺之云云。先是度信濃坂者、多得神氣、以瘞臥、但從殺白鹿之後、驗是山者、嚼蒜塗二人及牛馬、自不中神氣也」とあり。此草、げにかかる効ある物にて、寒暑の邪氣、山海の瘴氣を防ぐにきはめてよし。されば、夏の土用にも暑氣をはらはんとて喰ふ故に、「極熱の草葉」といへるにこそ。細流にも記されたるをおもへば、ふるき世よりのならはしと見ゆ。風病に効あることは、小櫛に引れたる春記の葎草にて明らか也。葎も蒜も、効は大かた同じき物から、蒜は殊に勝れたり。

〔歌〕**「ささがにのふるまひ」** 三十九丁ウ(翻刻六二ページ)〔余〕「わがせこが来べきよひなりささがにのくものふるまひかねてしるしも。是は古今集墨滅の歌也。日本紀に見えたるは、「我せこがくべき宵なりささ餓泥のくものおこなひこよひしるしも」。

〔釈〕日本紀なるは、「小竹之根の」「隠る」とかけたる枕詞にて、小竹の根はいとしげくこもりて隈ある物なるを、蜘蛛にいひかけたる也。「隠る」と「隈」とは通ふ音にて、同言なり。然るを、古今集に「ささがに」とよみそこねて入られたるによりて、蜘蛛は小竹の中にすむ蟹のごとき物なる故に小竹蟹といふなどいへる説も出来にたるは、笑ふべし。蜘蛛と蟹と、いかでか同じからん。もし足の八ッあるをもていふといはば、蛸なども其類なるべしとかへすがへすをかし。日本紀の泥字は、ネにのみ用ひて、二にはあらざるをや。さてここに、ささがにを即て蜘蛛の事

すこしもかどあらん人の耳にも目にもとまること云々 同(翻刻六四ページ)玉「かどあらん」にて切べし。たてて学問とてはせねども、すこしもかどあらん女は、世の人の耳にとまるしわざはおのづからおほかるべきことにてめづらしからねば、それに高ぶりほこるべきことにはあらず、との意也。「かどあらん人の」とつづけて見るはわろし。「かどあらん」は其女の事にて、「人」は世の人也。
 〔釈〕この小櫛の説は、ひがこと也。まづ「おほやけわたくしにつけて云々」とあるを、学問のすぢと見られたるはいかにぞや。「三史五経の云々」といひたるこそ、学問の事なれ。こは、「世にある事の、公私につけて」とあれば、ただ公私の事につけたる世中の事なる事、論なし。はじめに学問だてすることの愛敬なきを先いひて、次に世間の事を知らざるけにくさをいへるにて、おのづからよく別れたるをや。案に、「かどあらん人の」とある「かど」を、ふと学問の事と思ひたがへられたるより、かくは解れけん。才字を「かど」とはよめれど、「かど」といふ時は才智の事をいひ、「さえ」と音にていふ時は学才の事をさす例なれば、さは聞えがたし。さて「さるままには云々」といへるは、学問だてと事しりがほど二つの事をうけていへる也。『かどあらん』にて切べし」とい

はれたれど、切ては、「あらん」とある、んの辞ととのはず、何事とも弁へがたくなる也。よみあぢはひて知るべし。さて又湖月抄に、「おほやけ私の事につけて、態と習ひ字ばねども、又かどある人の耳をとどめ、目をとどむほどの事、女のしわざにも自然に多かるべし。さやうにありとて、又女文字を真名にかきなどせんは、あしからんと也」といへるは、「耳にも目にもとまる事」とあるを女の行状と見たるにて、いみじきひがこと也。かくては、「女といはんからに」とある語の勢にかなひがたく、「さるままに」といへるにもつきなし。「かどあらん人」とは、「女といはんからに」といへる女をさしたるにて、其女にすこし才智あらば、世間大小の事につきて耳にも目にもとまる事、自然に多かるべし、といへる意なるをや。

歌よむと思へる人の

四十一丁才(翻刻六五ページ)〔**釈**〕玉小櫛に、これを消息文かく事をいへるやうに釈れたるはいかが。消息ぶみの事は、「さるまじき中の女ぶみに」とあるが消息の事にて、そはすずに「此かたのたをやかならましかば、と見ゆかし云々」と評じをはりたれば、これよりは歌よみにほこるかたのわるきをいへる事、論なし。「歌にまつはれ」とは、我は歌よみなりと思ひほこれる其歌に、やがて我身のまつはれて、さまざまつきなきふるまひするをいへるなり。「やがて」といふ詞に心をつくべし。然るを、『やがて』とは、歌よみ也と思ひをる心にて、そのまま消息文も歌にまつはるる也」といはれたるは、事のすぢいたくたがへり。「人の歌にまつはれ」とあるが、「消息ぶみの歌にまつはれ」とはいかでか聞ゆべき。かく思ひたがへられたる故に、「よみかけたる」とあるをも、「消息ぶみに、歌をよみてやる也」と注せられたり。「よみかけ」といへるは、たとひ消息ぶみの中にかきてやるにもあれ、言のすぢはただよみかけたる事のみなる物をや。

こは聞えたり。「江にはあらで瀬をいふ歎云々」とあるは、殊に何事とも聞わきがたし。「引かけ」も、薬玉まではかからざるべし。新釈に、「えならぬ」を「えもいひしらぬといふ略語」といはれたる、略語とてはわるけれど、意はさること聞えたり。然るに又、「あやめの根を引かけといひて足れるやうなれど、しからず」とていはれたることは、例のくだくだしくて聞とりがたし。あやめの根の縁に「引かけ」といへるにて、事足れること也。何のふかきえにかあらん。頭書に拏たる玉小櫛を、得たりとすべし。旧注どもに、「えならぬ」を「縁ならぬ」、或は「艶ならぬ」など注せられたるはいみじきひがことなるを、拾遺も新釈もそれにかかづらはれたるからに、かく何事とも聞えぬことをばいはれたるなるべし。「えならぬ」のえは、いかなる心とも思ひ得ざれども、湖月師説に「只ならぬ様とほめたる心也」といへる意に、いづこもいづこもつかひたりされば、ここも急ぎ参内するとて心あわたたしき朝に、ただならぬ根をよせにしたる歌をよみかけてわづらはする意なり。されども、「えならぬ」にては猶あらぬやうなれば、もとは「えさらぬ」とや有けん。さらば去ることを得ぬ意となりて、「引かけ」とどめられたり、といふにいとよくかけ合て縁あるここちする也。

九日のえん

同(翻刻六五ページ)〔**花**〕重陽の宴には、天皇南殿に出御ありて、内弁外弁等有。文人博士を召れて、題を奉らしめて各韻の字を探りて詩を作て、文台の上にて講ずる也。三献あり。氷魚を賜ふ。御帳の左右に茱萸の袋をゆひつく。御前に菊の花を瓶にさして立らる。近代は、宴の儀絶たるによりて、宣陽殿にて平坐とて上卿以下着座して、菊の酒を給ふよし仰らる。そのよし斗なり。

なか神

四十四丁才(翻刻七〇ページ)〔**余**〕古今雜上「かたがへに人の家にまかれる時に、あるじの衣をきせける」。後撰恋四「かたふたがり

五月のせち

同(翻刻六五ページ)〔**花**〕五月五日の節、天皇あやめのかづらをかけ給ひて、武徳殿に行幸あり。内弁外弁等節会のごとし。宮内省献(ス)菖蒲。内侍蔵人続命縷を群臣に賜ふ。三献をはりて六府騎射の事あり云々。

えならぬねを引かけ

同(翻刻六五ページ)〔**拾**〕「なにのあやめ」は、菖蒲にかけていへり。「えならぬ」は、伊勢物語に「木の葉ふりしくえにこそありけれ」「わたれどぬれぬえにしあれば」など、「江」に「縁」をかけて浅き事にいへば、浅からぬを「えならぬ」といふ歎。それにとりて、深きためしには堀江などを引ていふ事にて、江は浅からぬ物なれば、これは江にはあらで瀬をいふ歎。えとせと同韻にて通ずる故に、兄を「せ」とも「え」ともよむ。これになすらへて知べし。然らば、「えならぬ根」はふかき根、すなはち上のあやめのね也。それを「深く思ふ」「長くわすれじ」又は「いはひ」にもよみかくるは、薬玉(ツクシメ)かくるに縁ある詞なれば「引かけ」といへり。

〔**新**〕「えならぬ」とは、えもいひしらぬといふ略語にて、是はあやめの長き根とほめていふ也。さて、ここには只あやめの根を引かけといひて足れるやうなれど、しからず。ここは参内に心いそがしくてのみ有時に却て似合ぬ艶なる詞をもていひかくるなれば、わざとえならぬなどの語をおきて侍り。かくわざと詞などの似つかぬを用るも、又文なり。文意をさとらぬ説々あり。いふにもたらず。○「引かけ」とは、其あやめの根にいひよせて歌をよみかくるを文にいへり。次の句に、「菊の露を託よせ」といへるにむかへてしるべし。「かこち」は繋着(カケツク)る事なれば、引かけといふに意同じ。

〔**釈**〕石の説ども、くだくだしくして言の意聞わきがたし。拾遺に、「えならぬ」に江を兼たるやうにいはれたる意はあるべき歎。さらすとも、こ

て男のこざりければ、あふことのかたふたがりて君こずは思ふ心のたがふばかりぞ。大和物語に「監の命婦のもとに中務の君おはしましかよひけるを、かたのふたがれば、『こよひはえなんまうでぬ』とのたまへりければ、その御返りことに、あふことのかたはさのみぞふたがらんひとよめぐりの君となれば」。貫之集詞書に「ちかどなりなる所に、かたがへにある女のわたれると聞て云々」、又「三条のなしいのかたがへにわたりて、つとめてかへるに」。伊勢集に「かたがふとて、京極なる人の家にいきて云々」。金葉集恋下「をとこの、けふはかたがへにものへまかるといはせ侍りければ、つかはしける。よみ人しらず君こそは一夜めぐりの神ときけなにあふことのかたがたらん」。江次第抄云、「天一巳酉至(ヲ)甲寅(ヲ)六日、在(リ)良方(ニ)、乙卯至(ヲ)巳未(ヲ)五日、在(リ)卯方(ニ)、庚申至(ヲ)乙丑(ヲ)六日、在(リ)巽方(ニ)、丙寅至(ヲ)庚午(ヲ)五日、在(リ)午方(ニ)、辛未至(ヲ)丙子(ヲ)六日、在(リ)坤方(ニ)、丁寅至(ヲ)辛巳(ヲ)五日、在(リ)西方(ニ)、壬午至(ヲ)丁亥(ヲ)六日、在(リ)乾方(ニ)、戊子至(ヲ)壬辰(ヲ)五日、在(リ)子方(ニ)、癸巳至(ヲ)戊申(ヲ)十六日、在(リ)天上(ニ)、在(リ)天上(ニ)之時、向(テ)乾拜(レ)之、為(ル)秘事(ト)」。以上、

きのかみにてしたしくつかうまつる人

同(翻刻七〇ページ)〔**新**〕紀伊守は、源氏の家人也といふ説あり。いにしへは、其家につかふるを家人といふは、諸氏にていふ名也。令を考るに、職事の親王には、一品以下四品以上、皆文学・家令・扶・書史等あり。今源氏親王にはおはせねども、別勅にて親王の下、大臣の上に座するほどの事なれば、文学以下を賜はるべきか。然れば、それらが中より考撰にあひて、昇進して国守ともなる有べし。又さなくとも、女房などのよし有て名簿(ミヨコヅ)まぬらせて、家来の様にして終に官に仕るもあるべし。必家人とさだむるは、おぼつかなし云々。

〔**釈**〕中ごろ唐国の制度を摸(ツ)されし時は、よろづ彼国ぶりに物せられしか

ば、君臣の分別ワズカもさばかりけちえんにはあらざりけん。我国の上古のさま、又今世のさまをもて見るべきにあらず。また令条に記されたる事も、やや後世となりてはさながらに行はれたる事のみにもあらねば、ひたぶるにそれをもていふべからず。この一条院天皇の御世のころは、地下の官人などは大かた権勢ある家々に私につかへて、その労をもておほやけにつかうまつるくさはひととして、官位をも賜はるさまなること多し。この紀伊守もさる人にて、国守にはありながら源氏君に心よせつかうまつる人なるべし。空蟬巻に、「紀伊守国へ下りなどして」とあれば、ここは暫く上京せしほどなるべし。とにかくに、朝廷よりさだめ給へる文学などのさまとは聞えず。今俗の言に「出人の者」といふべきさまと聞ゆ。

こゆるぎのいそぎありく

四十五丁ウ(翻刻七三ページ)余拾遺恋四、小式部命婦、いかにしてけふをくらさんこゆるぎのいそぎいでてもかひなかりけり。同雜恋、よみ人しらず、こゆるぎのいそぎてきつるかひもなくまたこそたてれおきつ白波。

釈これは類例なり。「こゆるぎのいそぎ」といひかけたるは枕詞の例にて、「津の国のなにはおもはず山しろのとはにあひ見んことをのみこそ」、又「みちのくのしのぶもぢずり」「高砂のをのへの鐘」などの類ひなり。さてここに引る風俗歌に、「あるじはいもどさかなまぎに」とあるを、旧注どもに「なぎに」とせられたるは、「まぎ」といふ事を心得かねてさかしらに改められたる物と見えて、なかなかいみじきひがこと也。又「玉だれの小がめ」を「こがめ」とあるも誤也。「玉垂の」は「緒」とかけたる枕詞なれば、「こがめ」といひてはあらぬこととなれり。改むべし。

きぬのおとなひはらはらとして

四十六丁オ(翻刻七三ページ)細夏はみなすずしをきるべきほどに、音あるまじき、といふ説あり。頗いりほが歟。夏もひねりがさねとて、下のかさねは板びき也。音あるべし。

え給へる御有さまを」とある語の勢をおもふに、これはもとより簀子にて、人ある処にもあらねば、ここより西の方へゆかぬへだてにかりに小障子をたてたるならめば、さばかりきびしくさへぎるべきにもあらず。かつ「小障子」としもいへれば、上のあきたる事もしられたり。然るを、小櫛にこれをも「紙より」の意として、破れそけたる所のある穴などより見ゆる意と解れたるは、上より見え給へるといふ語勢にかなはず。破れたる穴などより見ゆる意ならば、必その故をいはずとは聞えぬ事也。然るを、「小障子といへども、上よりあなたの見ゆるばかりひきき障子は有べくもあらず。たとひ有とも、上より見んにはあなたよりもよく見ゆべければ、ひそかにはいかでか見ん」といはれたるは、中々にいかにぞや。ひくからぬ障子を小障子とは、いかでかいふべき。よしや又常さまの障子なりとも、簀子にたてたるならば其上は必あきてあるべき事なるをや。「上より見んにはあなたよりもよく見ゆべければ」といはれたれど、彼は西さまの格子をそそぎ上て遠くかくれて見出すべければ、こなたよりしか見ゆべきやうもなし。されば「ほのかに見え給へる」とことわりたるにて、いとよく情景をほづさすかかれたるもの也。されば、これは「上より」とすべし。たとひ同語の似たればとて、それのみもて一つ事といはんは、猶委しからずとやいふべき。(※後半は、翻刻八八ページの記述について言っている。)

もや

同(翻刻七三ページ)拾上又延喜式に「身屋」とかかれたる所

あり。みともとかよへば、これも「もや」歟。「身狭」とかきて「むさし」とよむも、みとむとかよへば也。「身狭」は大和高市郡にある地名也。

玉

「身屋」也。「身」を、古はむといへる例多し。さてむともとは殊にちかく通ふ音にて、「も屋」といひなせるを、母字を借て「母屋」と書る、そは母を「おも」といふ故に、借て書るのみ也。「おも屋の義也」とい

やはり袴もいたびきなれば、音なくては不レ可レ叶。拾日本紀に、喧響の字を「おとなひ」とよめり。詞花集雜上に「しのびたる男の、なりけるきぬをかしがましとておしのけければ、よめる。いづみ式部音せぬはくるしき物を身にちかくなるとていとふ人もありけり」。

さうじのかみより

同(翻刻七三ページ)新「障子の上より」なるべし。

「紙より火かげのもる也」てふ説は、今の紙一重はりたるあかり障子の事と思へるにや。さらばいかにもすきかげ有べきを、「ひましなれば」といへば、必古へ絹布などを表として紙の中へをはりたる障子にこそあらめ。且次下に、「すのこの中のほどにたてたる、小さうじの上より、ほのかに見え給ふ御ありさま」といふは、ついたてさうじなるべけれど、「かみより」てふ詞の同じきを思ふに、さうじひきたるなげしの上に透たる所あるより火かげは見ゆるなるべし。源氏をおはしまさせたる間のへだてを、うすき紙してはれる今の如きさうじのみにては有べきにあらず。

釈この説、一わたりいはれたり。然れども、ここは猶紙なるべきにや。「火ともしたるすきかげ、さうじのかみよりもりたるに」とある語の勢、あつき障子とは聞えず。あつき物としては透影の漏るといふこと、いかがなり。上文に、「格子はあげたりつれど、守心なし、とむつがりておろしつれば」とあれば、なげしの上より見ゆるさまとも聞えず。格子にそへたる障子に女の影のうつりたるが、格子の間よりもりて見ゆる意と聞えたり。「ひましなれば」とあるは、しか影のもりたる故に、もし見ゆるかとおぼしてのぞき給へど、障子の紙にさへられて間隙のなきよし也。されば、ここは猶「紙」なるべし。又次下なるは「上」なるべし。其故は、「簀子の中のほどにたてたる、小障子のかみより、ほのかに見

ふ説はわるし。さて「身屋」とは、屋の内の真中に在て、主とある所なるよしの名也。俗言にも、物の真中を「身」といふに同じ。

釈案に、この二説のうち、小櫛の説よろしげには聞ゆる物から、なほ「身屋」といふはいかがしくおぼゆ。いにしへは、「身」をむといひ、且みとむとは殊にちかくかよふ音にはあれど、家の真中なればとて「身屋」といはんは、ことやうなる名也。延喜式に「身屋」とかかれたる所あるこそ、却て借字めきては聞ゆれ。拾遺の説は、「母」を「おも」といふ義をもていはれたるに此説ハ頭書ニ引タリ、ほそどの・ひさしなどを「子に似たれば」とあるも、故なきにはあらざるに似たり。且「おもや」とは、今俗の言にもいひ、「おも」のおを省くも、あいうおの喉音を省く例なれば、さること聞ゆ。「身屋」の意なるを、「みや」とはいはで、おして「むや」といはんもいかなるに、又転しかよはして「もや」といはんは、余りに迂遠マハリトホク聞ゆる也。されば、かたがた拾遺の説に随ふべくおぼゆ。但し、そだつる恩のおもき故に、母を「おも」といふやうにいはれたる説は、ひがこと也。さてまた、小櫛に「身屋」とは、屋の内の真中に在て、むねとある所なるよしの名也」とあるもいかが。真中には母屋のみならず、寝殿も中にある也。家の中には、寝殿こそ主とある所なれ。「母屋」は主人の居る所にて、今世にいふ勝手がたの所なれば、かたがたいかが也。

歌ずしがちにもあるかな

四十七丁オ(翻刻七四ページ)釈万水一露

本又一本などに、此下にもどもじあり。案に、「されど」とありしを写し脱して、ともじばかりのこれなるべし。されど猶見おとりはしんかし」とあれば、事の意たしかに聞ゆるなり。

いづれかいつれ

同ウ(翻刻七四ページ)釈此語いささかまぎらはし。さるは、「いづれかいつれか」ととひ給ふ意なるを、下のかを一つ省き

たるにやと思へど、さては今少したしかならぬ意となれり。又かもじを濁りて、「いづれがいづれ」といふ意とすれば、今の俗言にてはこともなく聞ゆれど、かかる所のかを濁るは雅言の例にあらざれば、それもいかげず。さればなほかもじは清てよむべし。「いづれかいつれなる」といふ意なるを、下のなるといふ辞を省きたる例とすべし。かもじはなるにて結ぶ意也。

まうと 同(翻刻七五ページ) **新真人也**。古へは皇子に氏賜へるは、某人といひて、八等の姓の第一真人、第二朝臣と天武紀に見えたるを、後に藤原朝臣盛になりてより、源にも朝臣の姓を賜へり。さて後に、此物語の比となりては、かく対へる人を称していふ語にも用ゐたり。故に、此同じ人をさして真人とも朝臣とも源氏のたまひしなり。

釈いにしへはさまさまの姓ありしを、天武天皇の御時に混じて八姓と定められたり。其中に、朝臣は字がらのよろしき故にや、後にこれを申し賜はるをいみじきめいばくとしたるさま也。史を讀てしるべし。藤原朝臣の故のみにはあらざるべし。朝臣はもとより借字なれど、朝臣もじの朝廷の臣といふがごと見ゆるからに、おのづから尊びたるなるべし。さて又唐さまの御制度より後は、人の実名をいふをば無礼き事としたれば、かく姓をもて呼しことも有しにこそ。されど其もとは、其人の正しき姓をこそ呼つらんを、この比となりてはさる事も既に失て、ただ朝臣とも真人ともいふが、其方などいふばかりの事となれりし也。

いたづらぶし 四十九丁ウ(翻刻七五ページ) **余孟**「いかなりし時くれ竹のひとよだにいたづらぶしをくるしといふらん」。此歌拾遺恋三に有て、よみ人しらす也。またいせ集に「人まちてなきつつあかすよなよなはいたづらねにもなりぬべきかな」。後撰恋四、藤原成国「秋の田のかりそめぶしもしてけるかいたづらいねをなにつままし」。兼盛集「あ

玉かやうに夫ある女は夫ある女と、そのきはをたつることにてこそ侍れ、といふ也。
釈頭書に拳たる余滴にいへることく、「きは」といふは例の分際のこと、引たる末摘花巻の詞にてあきらか也。もしくは、「きは」とは極の意にて、かやうにおしたち給へるはあながちなる事の極といひつるにやあらんと思ひしかども、前後のやうを考るに、それも猶わるかりきとにかくに諸説のごとく、夫ある事を「きは」といはんは、例なき事にていはれなし。花鳥余情に随ふべし。

見なほし給ふのちせもやとも云々 五十四丁オ(翻刻八四ページ) **河若狭**なる後せの山のちにまたあはんかならずけふならずとも
余此引歌、六帖卷二、国の部にあり。三句「後もあはん」、四句「吾思ふ人に」とせり。またく此歌也。しかるを、真淵の説に、「万葉に「後湍山後毛将相と思へこそしぬべき物をけふまでもあれ」てふ歌の、本語を取てかけるのみにて云々。或説に、『若狭なる後瀬の山』てふ歌を引たれど、何より引たるや云々」と新釈にかけり。六帖に有をば忘れしと見えたり云々。式部が心は、六帖の歌を思ひて書たるにたがはずこそ。

玉こよひこそかく心なきものに思はれ奉るとも、後には又さもあらざと見直し給ふやうもあらんかと思ひて、わが心をなぐさむべきに、といへる也。なぐさむるは、源氏君になさけなきものに思はるがかなしきをなぐさむる也。花鳥に「御心ざしおろかなりとも云々」とあるは聞えず。又河海に引れたる「わかさなる云々」の歌は、万葉四に「かにかくに人はいふとも若狭路の後瀬の山の後もあはん君」といふ歌を、おぼえたがへ給へるなるべし。

釈こは引歌に及ぶべからず。「のちせ」は、ただ後の時といふほどの

ふことのなきつつかへるよなよなはいたづらねにもなりにけるかな」。
釈孟津に引れたるも類例のみ也。引歌にはあらず。ただ女と共に寝ぬを、「いたづらぶし」とも「いたづらね」ともいへるなり。

なげし 五十丁ウ(翻刻七九ページ) **余契冲**云、「夕顔の巻に、『おまへちかくもえ参らぬつつましさに、なげしにもえのほらず』。柙の巻に、『三寸ばかりひききて、なげしにおしかかりて』ともあり。殿舎の中に上段と下段と有て、其上段の敷居の下になげしを付る、是也。なげしの下とは下段をいふ。宇治拾遺三に、『なげしのうへにのぼりて、扇かきて引よせられけるほどに云々』。雅望考るに、和名抄「本朝式云、長押、和名奈介之」と有。源平盛衰記卷十七に、「祇王祇女をば一長押落たる広廂にすゑられたり云々」。

心のしるべ 五十一丁ウ(翻刻八〇ページ) **余古今恋一**、よみ人しらす「しるしらぬ何かあやなくわきていはんおもひのみこそしるべなりけれ。拾新同引也。

おくなるおましに 五十二丁オ(翻刻八一ページ) **余真淵**云、「このおましを母屋といふ説はわろし。上に『寝殿の東おもてはらひあけさせて』といひ、其の次に、かの女房どもの物語をたちぎきし給ふ所に、『このちかき母屋につどひたるなるべし』とあれば、源のおましは東西に二間あるか。その二間のおくのまに、夜のおましはしたるなるべし」。

釈此説よろしきを、新釈一本に、ひさしのおましのやうにいはれたるはわろし。案に、一本はまだかたなりなるほどの説にぞあるべき。

かやうなるきはきはとこそ侍るなれ 五十二丁ウ(翻刻八一ページ) **釈**心は、ぬしあるものにはかかるたはふれせぬ習ひのよし也。
新既に夫定りてはかくは有べからずてふ物のさだめはしるしめすべきに、いと押たち給ふは見下しあなづり給ふものなりと、是ははら立たる

ことにて、せは「うれしきせ」「かなしきせ」などいふせにて、時といふ意也。かつ右の歌どもには、「後瀬の山」とこそあれ。ただに「後瀬」といへるにあらねば類例にもならず、いたづらごとなるを、かにかくにあげつらはれたる説ども、皆ひがごと也。さて、小櫛に「こよひこそかく心なきものに思はれ奉るとも云々」といはれたるは、いかにぞや聞えたり。こは、うき身のほどの定まらぬありしなからの身にて、といへるにて、ただ大かたの事をせめていへる所なれば、畢竟はものたへとまでにいへるにて、さらに今宵の事にはあらず。「御心ばへを見ましかば」とあるましかばの辞を味はひてしるべし。されば、「見直し給ふ」は、我らがごときいやしく見にくき者なれど、もし後には見直し給ふ事もやあらんと思ひなぐさめてもしたがひまつべきに、といふ意なる事は、「あるまじき我だのみにて」といへるにしるきものをや。花鳥の御説のごとくなるべし。

かりなるうきねのほどを 同(翻刻八四ページ) **釈**「かりなる」は、かりそめなるといふ意。「うきね」は、打とけて寝たるにあらず、たださながらに逢たるなれば、「うきね」といへり。「うき」は、浮ただよひたる意なるべし。小櫛に「拾遺集恋二、かた岸の松のうきねと思ひしはさればよつひにあらはれにけり」、余滴に「六帖、人ごとのしげみはされば水鳥の鴨のうきねのやすけくもなし」といふ歌どもを引れたるは、類例なり。然るを、余滴に「水鳥のうきてぬるといふよりいへる也」といへるは、いかがあらん。ここにては本末たがへるやう也。

新こはいと心をいひのこしたる物にて、上の「有しながらの身にて云々、おもひ給へなぐさめましを」といふ次に、人の妻と定りて思ひもかけ侍らぬに、かく源とかりそめながらもそひぶしするは、又げに宿縁も有ての事にやとおもひまどはる、といふ也。さて折がたになりての詞

なるにてもしらる。下に「心えぬすぐせ打そへりける身を、思ひつづけ」とあるも、即是なり。

月は有明にて云々 五十七丁才(翻刻八八ページ) **新月**は猶有て夜の明る比は、月の余光はなくなりて、月の形のみ空にさやかに見ゆるをいふ。此影を地にうつれる影也といふはいかにぞや。古今集に「白雲にはね打かはしと雁のかげさへ見ゆる秋夜の月」といふ歌をも、地にうつる影と意得そこなへる説あるによれるにや。彼も是も地にうつれる影をいふべき所にあらず。ただその形のみゆるを影とはいへる也。惣て影といへるは物にうつれるを多くはいへど、又其物をも遠く幽かに見てもいへり。**玉**「ひかり」は、月のあかり也。「をさまる」は、きゆる也。「影」は、地にもあれ物にもあれ、あたりて見ゆる月のかげ也。有明のさま、まことにここにいへるごとくなるもの也。

釈ここは新釈よろし。小櫛影の説は、猶いかが也。光をさまりては、物にうつる影はあるべからねばなり。

ぬるよなれば 五十九丁才(翻刻九二ページ) **余**細「恋しさをなにつけてかなぐさまん夢にも見えずぬる夜なれば」。この歌出所しらす。ただし「ぬるよなし」といへるは、万葉集卷十一に「しきたへの枕をまきて妹と我ぬるよはなくて年ぞへにける」、また古今恋一「夢のうちにあひみんことをたのみつくらせるよひはねんかたもなし」などを思ひていへるにや。

釈此歌、奥入・河海にも引れたり。余滴に見る所なしといへれど、この歌なくては此所は解得がたし。されば、昔ありて今伝はらぬ集などに有し歌とすべし。此事惣論にいへり。余滴に引たる万葉も古今もここにはかなはず。

あこ 六十丁才(翻刻九二ページ) **拾**日本紀にはこに濁音の字を用ゐたれば、

ふけばあぜづたひしてうづらおとなふ。是は「谷のふせ屋」「賤のふせや」などいふ体かと存するに、信濃の岐岨にもかの布施屋あるにや。又、きそ・その原、相近しといへり。

新或説に、或は各ひとりごち也といひ、或は贈答也といへる、二つながら委しからず。光君は、右の歌を小君して贈り給ふを、女の見てかくはよみたる事、同じくふせやのははきぎの事を詞とせるにてしるし。されど、女は返しをまゐらせしにはあらで、かくよみたるのみなるべし。詞に「聞えたり」とあるは、「よみたり」てふ意のみならん。光君に返し聞えしならば、上の詞に「まどろまれざりけり」とはかかじ。此詞の様、かの御歌を見て、いと久しくねもいらずありてよめるをしるべし。

釈余滴に引たる袖中抄は、岷江入楚にも引れたり。然れども、猶かの歌の意は詳ならず。さて新釈の説は、弄花にいひたる趣の委しきもの也。然れども、岷江入楚にもいはれしごとく、下に「小君いといとほしきにねふたくもあらでまどひありく」とあるは、取伝へたるさまをあらはしたるなれば、返しとはなくよみたるを伝へたりとは見るべき也。さて又此歌の下旬は、源氏君のわたり給ふをまちつけ奉らずして逃かくれたる事を「きゆる」とはいへるなり、と或人いへり。「あるにもあらず」といへるを思へば、さもやあるべき。

御かたはらにふせ給へり 六十四丁才(翻刻九八ページ) **釈**この小君が事を頭書に男色なるべくいへりしを、かたふきいふ人もあらめど、吾邦にもふるき代よりそのさまこれかれ見えたる中に、この物語の比、小舎人童などいひしものは、近き世、武家にて童小姓などいひけんものさまになん見ゆる。神楽歌に「大宮のちひさ小舎人玉ならばひるは手にとりよるはさねてん」。拾遺集に「山ぶしも野ぶしもかくてこころみつ今はとねりがねやぞゆかしき」などあるを考へ合すべし。

ば、「あこ」なり。「あぎ」ともいへり云々。万葉十九「大船にまかぢしじぬきこの吾子をから国へやるいはへ神たち」。是は光明皇后の御歌にて、藤原清河をさして吾子とのたまへり。

釈案に、「日本紀に」とあるは、余滴にもいへるごとく、神武紀の歌に「阿誤予阿誤予」とある事なるべし。かれは歌のはやし詞と聞えて、吾子の事とはさらに聞えず。又「あぎ」とあるは、古事記伝の説のごとく「吾君」也。さればこれはひがごと也。こもじ清へし。

くびほそしとて 同(翻刻九二ページ) **余**和名抄「陸詞切韻云、頰也、頰居并反、和名久比、頭莖也」とあり。今の人、頭を「くび」といひ、頰を「のど」といへり。みな誤なり云々。

釈此語にて、源氏君はなよやかに瘦てなまめきたる姿、伊予介は物々しくふとり過たるかたちをおもはせてかけるにもあるべし。

歌かずならぬふせ屋におふる云々 六十三丁ウ(翻刻九七ページ) **余**

袖中抄に「勘三国史云、仁明天皇承和二年六月勅、如聞、東海東山両道、河津之处、或渡舟数少、或橋梁不備、由是、貢調担夫、来集河边、累日経旬、不得利涉云々、宜每河加増渡舟二艘、其働重者須正税、又造浮橋、令得通行、及建布施屋備于橋、寄其造作之料、共用救急稻云々、又云、陽成天皇元慶四年云、弘仁十三年、国分寺尼法光、为救百姓济度之難、於越後国古志郡渡戸浜、建布施屋、施擧田四十余町、渡舟二艘、令下往還之人、得其穩便、而年代積久、無入勞、屋宇破損、田疇荒廢、望請、被充越後国僭五人、永令預守云々」。今按するに、信濃国その原といふ所に「ふせや」といふ別に有かと思ふに、「布施屋」とて所々につくれるにこそ。されば、信濃国そのはらにも此布施屋をたてけるにや。又、俊頼朝臣、田家秋興の歌に、山田もるきそのふせやに風

○空蟬卷余釈

さりげなきすがたにて 二丁オ(翻刻六ページ) 湖師今夜のさま然るべからずとは思ひしり給ひながら出給ふ故、源氏とは見えぬやうにしておはすなり。

新夕顔の宿へかりぎぬ姿にておはせしがごとく、光君のさまならずして也。

〔釈〕按に、此説どもは「この子ををさなきを云々」とあるよりかく考へられたるならめど、いかが也。ここはただ御忍びありきなどのさまならで、何事なきさまにもてなして出給ふ意なり。「さりげなき」といふ語は「やつす」などいふとは異にて、さあらぬさまにもてなす意ばかりなり。

こきあやのひとへがさね 三丁オ(翻刻七ページ) 花女房の装束、五月五日よりひとへがさねをきるなり。ひとへ二つをひねりかさねたる物なり。此時は、さらにひとへをきず。「こき」とは、こうちきの事也。濃き紫にそめたるべし。河海には「紅の色こき」としるされたり。いかがとおぼえ侍り。

〔細花説可然。紫なるべし。〕

〔釈〕新釈にも「こき」を紅といはれたれど、いかがなり。伴雄云、「濃は紫のいと深く染たるにて、今に滅紫と見えたる色、是なり。今も濃といふ色一種あり。後世の紫色にはあらず。朱を奪ふといへる色、また枕草紙に「紫だちたる雲の」といへるやうの紫を、やしほに染れば濃といふ色になる也。赤み底に沈みて、いとなつかしきもの也。打まかせて濃とある、みなこの色なり。その余は、『某の濃』『濃き某色』などことわりて物する例也云々」。此説のごとし。

ささか打とけさまなるは、あるじさびたるにや」といへり。

〔細〕「二藍」なり。「ふたへ」ともいふ也。同じ事なり。あか花あを花二色にて染る也。

〔花〕「こうちき」は、唐衣を着せざる時、表着のうへに唐衣の代に着する物なり云々。

かどなきにはあるまじ 四丁オ(翻刻八ページ) 余契沖云、「源の心なるべし」。朗云、上の「内よりはささざりけり」は、草子地ながら源の心也。下の「姉君まちつけて、いみじくの給ふ云々、はづかしめ給ふ」は、草子地ながら小君になりていふ也。此たぐひ猶あるべし。(※「内よりはささざりけり」は、帚木七九ページの「あなたよりはささざりけり」を指すか)

〔釈〕この鈴木氏の説のごとく、源氏君の心ながら草子地より評じたる語なり。下の「すこし品おくれたり」とあるも同じ。長沢氏は、「脱文などあるべし。本のままにては解しがたし」といへり。

おくの人は 同(翻刻九ページ) 花此時源氏君のかいまみは、東のつまどより西さまに見やり給へり。「母屋の柱にそばめる人」は、空蟬の君なり。「今ひとり東へむきたる故に、のこりなく見ゆ」、西の御かたをいへり。東より見れば、母屋のはしらがくれにゐたるは西へむきたれば、うしろでばかり見ゆべし。西はおくのかたなれば、むかふ方をとりて「おくの人」とはいへるなり。西の御方、おくに居侍れどあらは見ゆるは、はしのかたへむきたる故なるべし。

〔細〕空蟬なり。座敷のおくなるべし。花鳥の義、有「不審」。

〔釈〕細流のごとくなるべし。さて此段のすべてのやうを考るに、まづはじめに「ひんがしのつま戸に立奉りて、我は南のすみの間より格子たたきののしりて入ぬ」とあるは、源氏君を東の妻戸ある所に立せ奉りおき

なにかあらんうへにきて 同(翻刻七ページ) 新「こきあやのひとへがさね」は、色もこくて火ちかければ、てり合てまがはぬ也。さて「何にかあらん上に着て」と云は、これは小桂なるが色のいとうすくて見わきがたきなるべし。小桂なる事は、下に見ゆ。

〔釈〕伴雄云、「『こきあやの単重なめり』とは、今まさしく見とめ給へるおもふきをいひ、『何にかあらん云々』は、その単重のうへにうちかけて着たる物の、何ともわかねども一種ありしをいへる也。その着たるを小桂とさしたる新釈の説もわろし。小桂を着たらんには、其下なる単重の色は、濃とも何とも知らるべきやうはあらじをや。ここはいと打とけたるさまなれば、上に着たる物も何物ともしられぬが、よそめに見えたる文章のあやと見るべきにや」といへり。細流もこの説のごとく、唯「火かげにさだかに見えわかぬなり」と有。これに随ふべし。但し猶新釈をたすけていはば、下に着たる単重の色は、衣領袖口などより見えたるにもあらんか。次なる軒端萩は、「ないがしろに着なして」とあれば、小桂をはづれて単重の色の見えたる事勿論なれど、それに准へてもいささか見えたりともすべしにや。又上に着たる物も、小桂の外に着べき物もあらねば、しひて小桂ならずとも定めがたきか。されど、さばかりいはんはあまりにこちたきわざなれば、ただ右に挙る説其のごとく見てあるべし。

しろきうすものひとへがさねふたあゐのこうちき 同ウ

〔翻刻七ページ〕〔釈〕「白き羅の単重、二藍の小桂」なり。伴雄云、「軒端萩のさうぞく、単重も小桂もあざやかに見せたるは、白き羅に二藍の色のうつろひたる透かげと、『東向にて、のこる所なく見ゆ』といふ文を利用せたるたくみ也云々。萩は西の対よりただ今来たる人にて、まづは客人なり。故小桂も着たるなるべし。空は上に着たる物何物とも見えず。い

て、小君は角の間の南の方より格子をたたきあけさせて入たるなるべし。此格子は角の間の南の格子のごとくなれど、下文のさまを思ふに、東庇のへだての格子と聞えたり。さるは、真に東より入らば、源氏君のかたを内より見とほすべければ、南の方より入たるなるべし。さて次に「やをらあゆみいでて、すだれのはさまに入給ぬ」とあるは、妻戸の所より歩み出て、少し南の方なる東おもての格子と簾との間に入給へる也。此所、常は格子をおろして、其外に簾をかけたるべし。次に「この入つるかうしはまだささねば」とあるは、小君が入つる東庇の隔の格子にて、其あきたる所より西さまに見とほし給ふなり。細流に「たつみの方よりすぢかひて物さまに見とほし給ふ也」とある、よろし。さて次に「もやの中柱にそばめる人」とあるは、空蟬の柱に側み倚て西へ対ひたるさま也。この中柱は、母屋の北の長押ある所の柱にて、母屋と北庇との界なるべし。基盤はその内にすゑたるなるべし。長沢氏は「庇の方なるべし」といへり。猶考ふべし。さて帚木巻に、「わた殿より出たる泉にのぞきみて酒のむ」とあるは、この下に「渡殿の戸口より給へり」とある所と聞ゆれば、東おもてよりつづきたる渡殿也。そこよりいへる詞に、「此西おもてにぞ人のけはひする云々」といひ、「この近き母屋につどひゐたるなるべし」といひ、又「この北のさうじの(※ここで次ページの図が入る)あなたに、人のけはひするを、こなたやかくいふ人のかくれたるかたならん」といひ、又「女君は、ただこのさうじぐちすぢかひたるほどにぞふしたるべき」とあるなどをあはせておもふに、空蟬の居る所すなはち母屋にて、其西に對の屋など有て、そこに軒端萩はすむさま也。かくして見る時は、母屋の奥は東南にて、西北は端なるべし。かれ、空蟬を「奥の人」とはいへるなり。此段の事を長沢氏のもとへかたらひやりてあげつらひしに、図を作りておこせられぬ。かくては心得やすげな

中河の家の図

ソノカミノ家ノサマ、大略如此。サレドナホサマザマノ作リザマモアルベケレバ、強テハカカハリ泥ムベカラズ。且コノ本文ニアルコトヲノミ記シタレバ、漏レタルコトハイト多キヲ、其ハ准ヘテ考ヘ知ルベシ。

放出

① 中川のわたりなる家なん
このころ水せきいれてすず
しきかげに待るときいぬ

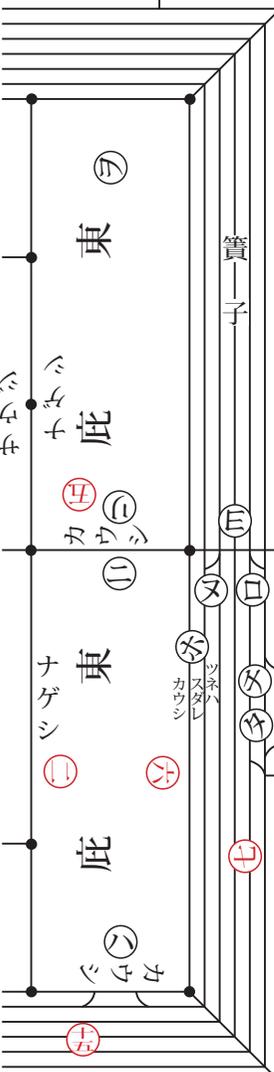
② 此の御格子はさし
てんとてならず也
③ このたびは妻戸を
たたきて入る
④ 東のつま戸に
たて奉りて

⑤ 母屋の木丁のかたばら
ひきあげていと
やをら人給ふとは
すれど
⑥ このさうじぐち
まろはねたらん
⑦ したち東のひさしに
いとあまたねたるべし
⑧ みたびくまに
母屋の

⑨ 小兼田のいふにからぶれかし
かしたれ給ひぬ
⑩ われらのいふにからぶれかし
はあまに人給ひぬ
⑪ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑫ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑬ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑭ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑮ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑯ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑰ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑱ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑲ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑳ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ

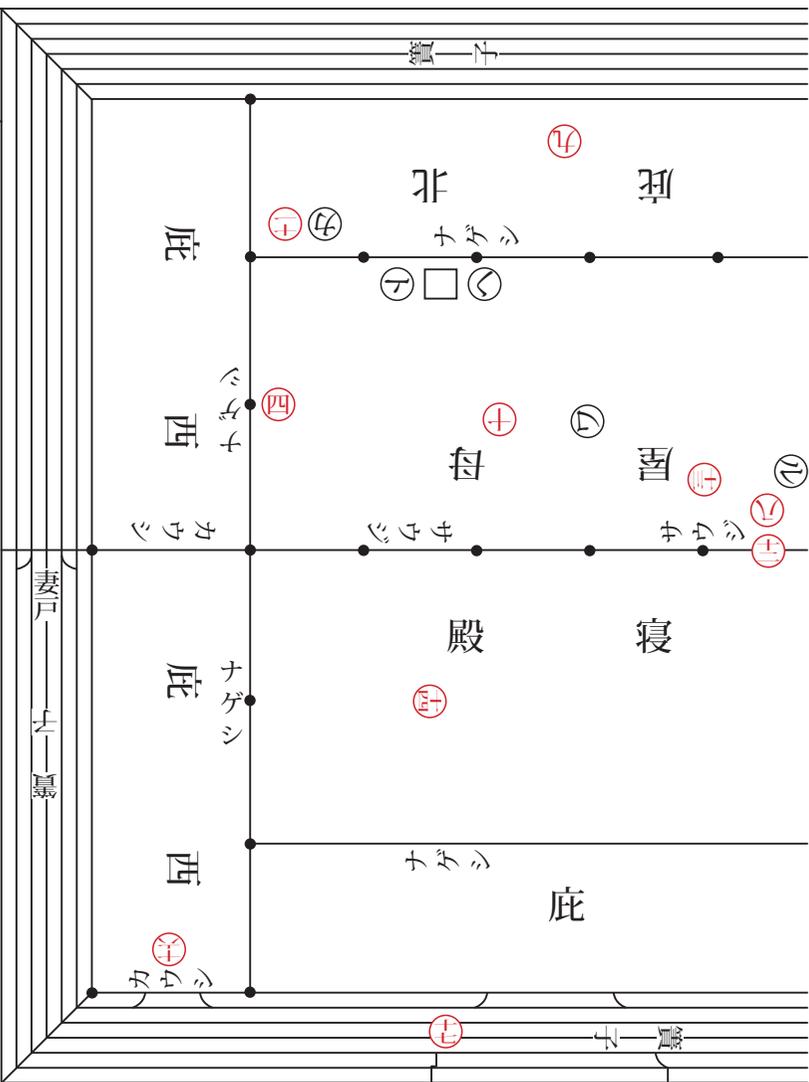
① 此の御格子はさし
てんとてならず也
② このたびは妻戸を
たたきて入る
③ 東のつま戸に
たて奉りて
④ 小兼田のいふにからぶれかし
かしたれ給ひぬ
⑤ われらのいふにからぶれかし
はあまに人給ひぬ
⑥ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑦ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑧ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑨ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑩ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑪ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑫ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑬ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑭ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑮ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑯ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑰ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑱ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑲ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑳ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ

① 我は南のすみの間
より
② 格子たたきののしりて
いりてぬ
③ しん殿の東おもて
はらひあけさせて
かりそめの御しつ
らひしたり
④ 南のこうらんに
しばし打ながめ給ふ

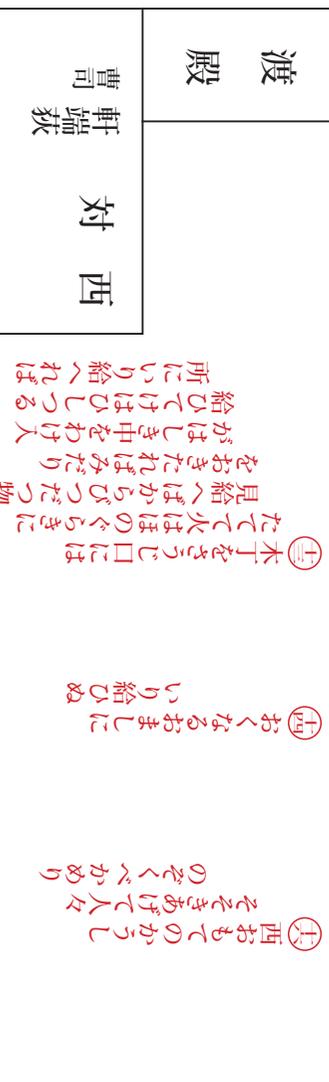


① 此の御格子はさし
てんとてならず也
② このたびは妻戸を
たたきて入る
③ 東のつま戸に
たて奉りて
④ 小兼田のいふにからぶれかし
かしたれ給ひぬ
⑤ われらのいふにからぶれかし
はあまに人給ひぬ
⑥ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑦ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑧ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑨ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑩ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑪ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑫ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑬ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑭ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑮ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑯ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑰ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑱ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑲ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑳ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ

① かけがねをこ
ろみに引あけ
給へればあなた
よりはさきざり
けり
② 人見方より
引入れて
③ すのこの中のほどに
たてたるこさうじの
かみよりほのかに見え
給へる御ありさまを
云々
④ このしおもてにぞ
人のけはひする



① 此の御格子はさし
てんとてならず也
② このたびは妻戸を
たたきて入る
③ 東のつま戸に
たて奉りて
④ 小兼田のいふにからぶれかし
かしたれ給ひぬ
⑤ われらのいふにからぶれかし
はあまに人給ひぬ
⑥ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑦ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑧ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑨ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑩ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑪ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑫ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑬ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑭ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑮ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑯ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑰ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑱ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑲ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ
⑳ 元からあるまことしからぬ
はあまに人給ひぬ



① 木丁をさうじ口には
たてて火はほのぐらきに
尾緒へばからびつだつ物
をおきたれはみだり
がはしき中をわけり
給ひてけはひしつる
所にいり給へれば
② 西おもてのかうし
そそきあげて人々
のそくべかめり
③ おくなるおましに
いり給ひぬ
④ 木丁をさうじ口には
たてて火はほのぐらきに
尾緒へばからびつだつ物
をおきたれはみだり
がはしき中をわけり
給ひてけはひしつる
所にいり給へれば

れば、右にて図をさながら挙て初学の人に示す。帚木巻のさまをもついでに記したれば、合せ見て大かたをさとるべし。

たたみひろげてふす

六丁ウ（翻刻二ページ）**細**屏風なるべし。次の詞にて見えたり。

拾今按、「畳広げ」歟。あつさをわびてくつろぎふす心歟。「たたみひろげにふす」と有けんを、「ひろげて」と写し誤る歟。そのゆゑは、「風吹くとほせ」といはば、広げたる屏風もたたむべきことわり也。又、たたみたる屏風を「たたみ」といふべからず。又、「とばかりそらねして、火あかきかたに屏風をひろげて」といへる、重畳せり。

新後に火ある方をさへんに便あるかたへ屏風をたたみよせて所をひろくし、さて人々しづまりて後、和らおきて火有かたへ屏風引ひろげて入れ奉る也。

玉屏風をかたはらへたたみよせて、ふす所をひろくする也。又「ひろげて」は、風の吹とほすべき道をひろくする意にても有べし。「人ある方にたつる也」といへる注は、ひがこと也。ただ源氏君の入給ふべき道をあけんため也。拾遺に「云々」といへれど、いかが。下に「屏風をひろげて」といへるを「重畳なり」といへれど、然らず。たたみよせたるかの屏風を、火あかき方に引ひろぐる也。

余いにしへの畳は、今のうすべり也。御座といふものは、今の畳のごときものなるべし。物語ふみに畳とかけををかれこれかよはして考えるに、皆うすきものと思はる。さていにしへの家居は、みな板にてはりて其上にうすき畳をしきて、いぬる時は別に床などをおく事なるべし。しからばここは、風の吹とほさんため、手もて畳をおしひろぐるなるべし。後世の畳見たる意にては、こここの解通ぜず。古の畳の今のうすべりといふ物なる事は、別にいへり。

なれば、さるむつかしき物に入て臥たらんには、かならずそのけしきをもあらはし書ではえあらぬ所なるを、さはなくて「ただ一人ふしたるを心やすくおぼす」とある文の勢ひ、さらにさる事とは聞えぬものをや。○伴雄云、「ゆか」といへるは、母屋一間みながらをいふ也。母屋と寝殿とは、床一段高くつくれり。庇の間は低し。長押を堺とす。これいにしへの家作のさまなり云々。

いせをのあまの

十一丁ウ（翻刻一四ページ）**余**河海すずか川いせをの

あまのすて衣しほなれけりと人やみるらん後撰恋三。伊尹朝臣集には「すずか山」とあり。四句「しほなれたり」とせり。詞書に、「女のもとにきぬをぬぎおきて、とりにつかはすとて」と有。このはしがきにて、よく聞えたり。

歌うつせみのはにおく露の

十二丁ウ（翻刻一四ページ）**玉**此歌の事、

拾遺に「この歌全編伊勢集にありといふ。古本にはありけるにや。今考るに、あることなし。うつせみをおもふにこゑのたたざらばまた衣手に露やおきなん、此歌のみ有。古人おぼえ損じけるか」といへり。今思ふに、「此歌伊勢集にあり」とは、河海に見えたり。後の注どもは、そのもとをば尋ねたださずして、ただ河海によりていへれば、伊勢集にあるよしいへるも、とりがたし。さて河海は、古歌をおぼえたがへて引れたるたぐひなどいと多かれば、これもおぼえたがへにこそ有けぬ。此歌もしかの集の古本には有しかとも思はるれど、此物語の例は、古歌を今の歌に入れて入れたる事なければ、河海に他の物語のさる例どもをあげられたるは、よりがたし。又、「これは空蟬の贈答にはあらず。此時に相応したれば、伊勢集の古歌を御たう紙のはしに書をへたる也」といへる注も、とりがたし。此歌をあげたるやう、ただ空蟬のあらたによめるさまにこそ聞えたれ。すべて此物がたりのやう、しか古歌を全く一首あ

釈伴雄云、「余滴の解いまだ尽さず。『いにしへの畳は、今のうすべり也』といへるはよろし。『御座といふは、今の畳のごとき物也』といへるはわるし。今の畳のごときを、いにしへは字音に帖といへり。御座はおましにて、貴人客人の来る時に敷設る座なるゆゑにしか唱ふるにて、必しも畳にはかぎる事ならねど、まづ畳を敷てその上に褥櫛などをしきて座とする故に、うちまかせて畳を御座とはいひならへる也云々」。○広道案に、古の説どもの中には、余滴に「畳はうすべりなり」といへるを得たりすべし。右の説の次に畳のうすき物なるよしの例どもいと多く挙たりしかど、うるさくて今は皆はぶきつ。本書を見るべし。但し、御座の事は長沢氏の弁へたるが如し。又、「風の吹とほさんため、手して畳をおしひろぐる也」といへるもいかが。畳をひろげたりとも、風の吹とほすべきことわりはなし。「風吹とほせ」といひたるは、はしに寝る事を人に疑はせじとていへるまでにて、畳の事にはあづからぬことなるをや。さて又、これを屏風と見られたる説どもは、すべてひがこと也。上に屏風ともいはずして、ゆくりなく「たたみひろげて」といはんものかは。拾遺にいはれたることく、下の屏風といたづらに重なりて、さやうには聞えがたし。常には寝ざる障子口の板敷にふす故に、畳をひろげてしきたりとして、事もなく通ゆべし。

ゆかのしもに

七丁ウ（翻刻一四ページ）**新**よき人は、浜ゆかの上にぬ

るなり。侍女などはただ下にふしたり。

釈案に、帚木巻に「なげしのしもに、人々ふしていらへすなり」とあると全く同じさまなれば、これも長押より下の方を「床の下」といへるなるべし。新釈の浜床のことはいかがなり。余滴にも帳台の事といふ説をあげ、又、六窓軒記聞といふ物を引て浜床のことをいへれども、したがひがたし。猶いはば、ここは空蟬と軒端萩と二人もろともに寝たる所

げたるやうの例はなきことなるをや。

○夕顔卷余釈

六条わたりの御しのびありき 一丁ウ(翻刻四ページ) **河六条**、秋

好中宮母儀、前坊御息所の在所也。中将御息所、貞信公女、前坊御息所後に重明親王の北方になる、此例歟。齋宮女御の母、大臣女以下一同也。伊勢物語に、「むかし、左のおほいまうち君いますかりけり。かも川のほとりに、六条わたりに、家をいとおもしろく作りてすみ給ひけり」。

湖前坊は、保明親王(諡号「文彦太子」)になぞらふ。これ延喜の御宇、春宮にたち給ひて、早世也。北方御息所は、中将御息所、貞信公の女になぞらふ。これ保明親王かくれ給ひて後、重明親王の北方になりて、齋宮女御をうみ給へり。此物語の御息所も大臣のむすめとかけり。准拠相当なるべし。

岷前坊とは、文彦太子などの如く、春宮にて位につき給はぬ以前早世し給ひ、或は小一条院は春宮の位を辞し給ふ、是皆前坊也云々。

新保明太子の事になぞらふなどいふは例のことにて、ここは似ても侍るべけれど、惣てさることにはあらねば心ゆかし。

ひがき 同(翻刻四ページ) **釈檜木**をうすくへぎて、それを組合せて垣にしたる物也。ふるき絵どもに見えたり。

はじとみ 同(翻刻四ページ) **花下**はかうし、はた板などをうちて、上にしとみをつりて外へあぐるやうにしたるを云。車にも「はじとみ」とあり。上の葩ばかりをあぐれば「半葩」とは名付たる也。

細後拾遺雜一「月のあかく侍ける夜、はじとみに女どもの立て侍けるを、男『まゐらん』などいひ入させ侍ければ、よみ人しらず、誰とてかあれたるやどといひながら月より外の人をいるべき」。

り其府を司り給へば、隨身を召使ひ給ふ也。さて隨身は、太刀を帯び弓箭をとりて、先驅にたちて非常をまもる事也。

歌ころあてに云々 四丁ウ(翻刻一〇ページ) **新おしあてに源氏**にて

おはすらんとおぼゆるは、光りもことなる御顔なれば、と也。さて此歌は、次の詞に「いかに聞えむなどいひしろふ」と云、且夕顔上の様、かくさし出たることすべき女とも見えねば、女房のよみて夕顔のかきしなるべし。「あてはかにゆゑつきたれば」と有は、女房にはあらじとおぼゆる。此事、旧注にもさまざまに論ぜられたること、岷江入楚に委く見えたりされど、さばかりにいはんは、余り委しきに過たるべし。ただかの宿より誰ともなくて出したりとのみ見て有べし。

揚名介 五丁オ(翻刻二ページ) **秘今案**、揚名二字、諸国介にかぎるべからず。故に、揚名関白と清慎公はの給へり。又、揚名掾・揚名目ともいへり。揚名は、ただ名ばかりといふ心也。たとへば其官になりたれども、職掌もなく得分もなきをいへり。或抄に、「揚名介は不給籤府」と見えたり。官府を給はるほどにては、国へくだりて吏務をしるべき也。寛弘二年除目、藤原維光、望揚名介申文にて、常陸権介に任ぜらる。近比、貞和二年除目、執筆後菅光園撰政自給申文に、藤原良清、望揚名介とありて、山城権介に任ぜらる。愚老も先年、執筆の自給に此申文を献じて、常陸権介に任じ侍りき云々。

拾つれづれ草に、政事要略に揚名目ありといへり。介と目とのあひだに掾あれば、揚名掾といふものもあるべきことわり也。かやうにかねて思ひしに、揚名問答にひかれたるに、はたして掾の字あり。新続古今集雑中に云、「源氏ものがたりの揚名介の事を、忠守朝臣に尋ね侍るとて申おくりける、藤原雅朝朝臣、つたへおく跡にもまよふ夕がほの宿のあるじのしるべともなれ。かへし。丹波忠守朝臣。心あてにそれかと

余和名抄「周礼注云、部音部、字亦作部、和名之度美覆、暖障、光者也」と有。これは常のしとみ也。「はじとみ」は、それを半ら上の方へあぐるやうに作れる物を云。

玉のうてなも 同ウ(翻刻五ページ) **余**「何せんに玉のうてなも八重むぐらしげれる宿もふたりこそねめ」。此歌六帖卷六、むぐらの部に有て、四句「はへらん中に」とせり。もとは万葉集卷十一に、「玉しける家も何せん八重むぐら覆小屋毛妹与居者」。

きりかけだつ物 同(翻刻五ページ) **河紫明抄**に、公良三位が説などとして秘事にいひたれども、あながち然らざるか。大嘗会のしとみやといふ物也。今陣座の前に是をたつ。裏書云、へいのおほひを切かけてしたる也。俗にへいのおほひをきりかけといふ。

巴かべにせん所を、板にてかりそめにしたり。大裏などにもあり。がんぎなどのやうに、板にてしたるなり。

余宇拾遺に「水干のあやしげなりけるが、ほころびたえにたるを、きりかけの上よりなげこして云々」。更科日記に「関ちかくなりて、山づらにかりそめなるきりかけといふ物したるかみより、丈六の仏の、いまだあらづくりにおはするが、かほばかり見やられたり」。大和物語「此大徳、坊にしける所のまへに、きりかけをなんせさせける。其けづりくづにかきつけける」。籙する所に、板をめんとりばにしてふちをして、垣のやうにせし物也。

ずぬじん 二丁オ(翻刻五ページ) **釈隨身**は、字のごとく身に随ふといふ義也。執政大臣また左右大臣などの召使ひ給ふ武士を隨身といふ。すべて唐さまの御制度の時には、やんことなき人も文官にて兵器など帯給はねば、路次の警固の為などに衛府の武士を賜ふ。これを「兵杖を給ふ」といふ。そは執政大臣などにかぎれる事也。近衛の大中将などはもとよ

ばかりつたへきてぬし定まらぬ夕がほの宿」。揚名介は、所伝もたしかならぬ事、此かへしに明白なり云々。

釈年山紀聞に、「薩戒記中院定親 応永三十三年三月二十七日、除目の処に云、今度右府臨時被申之文、揚名介申文也。件文云、被任常陸介、正六位上藤原朝臣国貞、望諸国揚名介。応永三十三年三月二十七日。同二十九日記云、揚名介事、自院以葉室中納言被尋下云、揚名介、先例任国并請文等可注進者。此事迷惑。凡任国者、山城・上野・常陸・近江等之由、見抄物。此事、大内記為清朝臣、後日談曰、上皇就揚名介事、被尋仰少納言良資入道常宗。常宗注進五国。其時被散御不審云々。此事、若以源氏物語之説可定一国之由思召処。今度申文望諸国揚名介云々。依之御不審出来歟云々。或古人物語云、円明寺関白、見物賀茂祭之時、山城介渡之由、人々称之。円明寺殿被仰云、揚名介渡被仰。人々聞之。其後諸使等渡大路之時、又同揚名介渡被仰了。揚名介秘事也。而無左右。山城介渡之時、被仰出、忽覚悟。為令隱揚名介事、後々毎度被仰云々。此時以来、人々皆揚名介知山城介事云々と有。賀茂祭の揚名介は山城介に限るべし。源氏物語のは、いづれの国と定めがたし。右の諸国の間なるべし。作り物語なれば、ただあるじの留守をいはん為までに書るなるべし」。已上紀聞。伴雄云、「この薩戒記の説いか。円明寺関白、賀茂祭を見物せられし時『云々』と仰られしは、既にこの頃は諸国の守介掾目等みな有名無実の職にて揚名なるを、なほ旧例のままに山城介がいかにめしくそうぞきてわたるを見給ひて、『あの様にいかめしくして渡れども、揚名介なれば詮なき事よ』と、したには慷慨を含みて仰られし一時の詞也。然るを、その詞によりて『此時以来、人々皆揚名介知山城介事』と記せるは、あさましき事也。また、揚名介の任国を上野・上総・常陸・近江に限れ

るよし記されたるも、いかが。何国にても、無実の職掌ならんには皆揚名なる物をや。為章が年山記間に『云々』といへるも、なほくはしからず。又云、揚名は漢書に『揚名於匈奴』とあるなどにもとづきて、名のみききては有実職のごとく辺鄙の者は意得べきのよしを含みてつきたる名なるべし。頼業私記に、『故信西入道云、揚名介正権之外介也。不預公廨云々』とあるもてあきらか也。なほ、揚名といふ事は、小右記に揚名関白あり。九条相国除目抄に、『正六位上加茂朝臣忠信、望揚名介、寛弘二年正月五日。正六位上藤原朝臣維光、望申請国揚名介、寛弘二年正月二十一日』など見ゆ。又うつほ物語祭使の巻に、『そのやうめいをやはくうにつまんとす』とあるは、揚名を功に申立んとするにやとの義にて、揚名は勲功になるまじきを云立にするにやと咎めたる也。『く』は功也。万葉に『功にまをさば五位のかがふり』とあり。印本に『く』とあるは、誤也。又同物語初秋上に、『やうめいらうある人にて』なども見ゆ。考合すべし』といへり已上伴雄説。やうめいの事、大かた右の説どものごとし。ただ名のみ揚たる介といふ義也。然るを、余滴に「揚名とは、孝経に『立身行道、揚名於後世』、以顯父母孝之終也」と有よりとりたる文字也。思ふに、いにしへは学問なりて、さて官に任じたる人をいひたるなるべし』とて、書生よりなり出たる官人を皆揚名といふもののごといへるは、いみじきひがごと也。よしや揚名の字をば孝経などより取たるにもあれ、ここにいへる揚名は事の意いたく違ひたる事、上に引出たる諸記の文をもて知べし。又新釈に、給料を賜ふために、その人はなくて儲おく名のやうにいはれたるは、うらうへのひがごと也。

歌よりてこそ云々

同ウ(翻刻二ページ)新よそながらの夕ぐれにほの見て定むるはいかにぞや、したしみて見よかし、と也。

聞えず。ただ然るべき人に預けて国へ下らんとする事のみと聞えたり。されば、人に預んなどいひわたりしほどに、蔵人少将のかたらひつきたりと見るべし。

御よはひのほどもにげなく

十丁オ(翻刻一九ページ)この御息所の御齡の事は、諸抄にいはれたるごとく、柙巻に「十六にて故宮に参り給ひて、二十にておくれ奉り給ふ。三十にてぞけふ又このへを見給ひける」とあるは、源氏君二十三の年なれば、ことは源氏君十七、御息所二十四なること論なし。故に「似げなく」とはいへり。この柙巻の詞につきて、周防国岩国の賀屋千邦が、もとより同じ里の春田正頼といふ人の考なりとていひおこせける事を、因にここに書つく。そはかの柙巻に、「申の時に内にまあり給ふ。御息所、こしにのり給へるにつけても、父おとどのかぎりなきすぢにおぼしころぎして、いつき奉り給ひしありさまかはりて、末の世に内を見給ふにも、物のみつきせずあはれにおぼさる。十六にて云々」とある、此「父おとどのかぎりなきすぢに云々」とあるを思ふに、御息所をつひには皇后にもとおぼして前坊の御妃に奉り給ひしなるべし。然るに、「十六にて故宮に参り給ひて」とあるは、源氏君九才の時にあたれば、朱雀院春宮に立給ひし後也。桐壺巻に、源氏四つになり給ふ年の春、一のみこ朱雀院東宮に定まり給ふよしあれば、いかが也。もし前坊春宮を辞し給ひなどせし後に、御息所参り給ひしならば、父おとどのかぎりなきすぢにおぼしし本意にかなはず、いかにぞや、といへり。げにかくいひつめて見る時は、作りぬしのあやまちに似たり。かやうの事は作り物語のならひにて、さるくまぐままではさしも深くは思ひ構へられざりしと見えて、をりをりいかがしき事どももあれど、そは大かたに見過すべし。但、かかる事をも見出られたる春田氏のいたつきは、いといみじといふべし。

玉歌の意、うちまかせては注のごとく聞えたるを、又思ふに、四の句、かなたより見たる事ならば「見けん」など有べきに、「見つる」とあるは源氏君のみづから見給へることのやうに聞ゆるは、もしは此歌にてはかの簾のすきかげに見えし女どもをさして夕顔の花にたとへたるにもあらんか。詞はよみかけたる歌によりながら、たとへをばこなたかなたうちかへして答るも、例あることぞかし。但初二句のさまは、注のごとく見る方まさりて聞ゆ。

新釈に「したしみて見よ」といはれたるはいかが。旧注いづれもその意にて、「なれ近づきて」などあれど、「よりてこそ」といひたるは、ただ近く立寄てといふ意のみにて、さる意までとは聞えず。小櫛の説はことわりなれど、なほ女の源氏君を見つるよしなり。

かごとばかり

七丁オ(翻刻一四ページ)余契沖云、「榮花物語に、『わかやかなる女房四五人ばかり、うす色のしびらどもかごとばかりひきゆひつれたり』。古歌に『ひたち帯の』とつづけたる、これにおなじ。『かたばかり』などいふにかよひて聞ゆ」雑々記。六帖「あづまぢの道のはてなるひたちおびのかごとばかりもあはんとぞ思ふ」。

げにをこがましう云々

九丁オ(翻刻一七ページ)玉「げに」とは、空蟬の源氏君に逢奉ることを似つかはしからぬ身と思ひて、つれなきをことわりとおぼせる詞也。

この説はわるし。こは聞えたる如くにて、実体なる長者をかくはづかしく思ふは、げに我ながらをこがましく心はづかしくわざ也、といふ意にて、げには、我ながらをこがましきをうけて「げに」といへる也。むすめをばさるべき人にあづけて 同(翻刻一七ページ)細軒端菰をばとどめ置て、少将にあはする事なり。

新案に、「さるべき人に」とある語勢、今既に少将にあはせたる意とは

さぶらひわらは

同(翻刻二〇ページ)新既に廊の方なれば、源氏の近習童のあるしてをらせ給ふとみゆ。「ことさらめきたる、さしぬきの」といふは、此花をらんとてわざと着たらんごとく見ゆるといふ意なれば、是却て常に着て有しもの也。しかれば、女のわらははてふはわるし。

殊更めきたる」といへるは、童の姿の事にて、さしぬきのみもの事にはあらず。右の説はいかが。

余狭衣に、「池の汀のやへ山吹は井手のわたりにことならず見わたさるる夕ばえのをかしさを、ひとり見給ふもあかねば、さぶらひわらはのをかしげなるがちひさきして、一枝をらせ給ひて、源氏の宮の御方にもてまぬり給へれば」と有。これ「さぶらひわらは」とは、狭衣の大將のつかひ給へる童なり。こも源氏のわらはなるべし。

なが屋

十二丁オ(翻刻三三ページ)新万葉十六に「橘の寺の長屋」と侍れば、道ちかく建たる長き屋にて、今いふ物見といふ物のごとく高くゆかをしたるべし。其前に檜垣して、上に五間ばかり半部しわたしたる也。此家いとむねむねしからぬ体なるを、五間ばかり部をあげんは長屋なることしらる。

右近の君こそ

同ウ(翻刻三三ページ)箋「こそ」とは、官女をうやまひていふ詞。「女孀こそ」といふごとし。

湖師「こそ」とは、人をよびかくるといふ詞也云々。

拾今按、「よびかくるといふ詞」といふ説は、誤なり。初の説よし。す系に「京にこそ」といふ詞もおなじ詞と見えたり。後拾遺に「すまひこそ」といふ女の名あり。宇治拾遺に、地藏菩薩を「地藏こそ」といひ、「花こそ物はおもはざりけれ」といふ歌を通俊卿難すとて、「花こそ」といふを女の名のやう也と申されたる事あり。大和物語にも「聞給ふや、にしこそ」とあり。

〔余〕うつほ物語に「ただこそ」「あてこそ」、栄花物語のさまさまのよろこびに「おとどこそ」、若紫巻に「うへこそ」、落くぼに「おとどこそ」、此外あまた見えたり。後拾遺に「くそたち」といふも、同じ詞と見えたり。狭衣に、道成詞に「おとどこそ、これ猶申おほし給へ」。此巻の末に「北殿こそ聞給や」。金葉集恋下「物へまかりける道に、はしたもののあひたりけるを、とはせ侍ければ、上東門院に侍るすまひこそとなん申すといひけるを聞てよめる、源縁法師、名きくよりかねてもうつる心かないかにしてかはあふべかるらん」。清少納言に「わか君こそまづ物きこえん」。

〔釈〕右の説ども、人の名につけたる「こそ」と、辞の「こそ」とまがへたるはわろし。すべてこそは辞ながら、むねと其物事をとり出たる意あり。人に向ひ呼かけなどしていふこそは、皆然なり。ここもその意にて、右近を呼かけて「右近の君こそまづ物見給へ」といへる也。「まづ」といふに心を付べし。他の女房もあれど、第一に右近をとり出たる也。さて、こそこの結びは「給へ」のへなり。次の詞に「中将殿こそ」といへるこそも、「かつらきの神こそ」といへるこそも、皆同じく末に「ぬれ」「たれ」などれといひて結びたり。下に「北殿こそきき給へや」とあるも同じく、こそは「給へ」のへにて結びて、その下にいひすてのや。もじをつらねたる也。然るを、「聞給ふや」とふもじをそへてよみたる本は誤れり。かくてはやもじ激辞となりてとひかけたる意となれば、かしこの事のさまにかなはず、てにをはの格にもはづれたれば、かたがた誤なり。さて、人の名につけたるは、いかなる意にてつけたるにか、そはよく知れねど、中昔の比多かりし事にて、「くそ」といふもかよひて聞えたり。されども、ここなるは彼とは別の事なるを、おしこめてひとつに挙たるは委しからず。もしかの「ただこそ」「あてこそ」「すまひこそ」などの例にていはば、

なり。

かつらきの神

同(翻刻三三ページ)〔余〕清正集「かつらきやくめのつぎはしつぎつぎにわたしもはてじかつらきの神」「かつらきやくめのつぎはしならなくにわたしはやまじくめのかけぢに」。

しひておはしまさせそめてけり

十四丁オ(翻刻二四ページ)〔釈〕一本に「しひて」を「しのびて」とあるは、事もなく聞えたり。然れどもこの宿へ源氏君をかよはせ奉らん事はいとわづらはしき事のさまなるをもて「しひて」といへるもよろしからんとて、今はその方によりつ。さて、源氏君をかよはせ奉らん事のかたきといふ故は、まづこの夕顔上は頭中将におもはれて子さへいできたる後なるを、ただかの北方四君の方よりうたである事の聞えこしにおぢて、はひかくれつつ、めしつかふ女房をも我どちとおもはするさまにしてある所なるを、惟光わたくしのけさうをして立よりたるは、夕顔に文かよはしたるか、又その女房に言よりたるか、今少しわきがたけれど、いづれにしても源氏君にはかにおはしまさせせめんことは、いとかたかなる事の情也。いはんや、下文のさまを考るに、夜中に人をしづめて顔をかくしてかよひ給へるをや。かくては、更に女のうけひくべきさまにはあらず。されば、「しひて」といへるかた、かなへるに似たり。かくむつかしき事の情なる故に、これを委しくかかんにはいといとくるしむべき事なるをもて、次に「此ほどの事、くだくだしければ、れいのもらしつ」とて省かれたる也。見ん人心をつけてよくよく考へささるべし。さて、かくあやしげにかきなされたるは、皆変化の段をあらはさんとて、わざとかくゆくりかなるさまに物せられしなるべし。

あかつきの道

同ウ(翻刻二五ページ)〔余〕清心集「みじかよののこりすくなくふけゆけばかねてものうきあかつきの道」。

ここをも「右近こそ」といへるはかなはぬを、「右近の君こそ」と「君」といふことの下にいへるにても、うやまひ詞にも名につけたるにもあらぬをしるべし。

いそぎくるものは

同(翻刻三三ページ)〔玉〕花宴巻に「こなたさまにくるものか、明石巻に「月夜にいでて行道するものは、紫式部日記に「雪はふるものか」などあり。これらを合せて思ふに、「ものは」と「ものか」と一つにて、はとかとのうち一方は写し誤なるべし。さていづれ正しからんと思ふに、「ものか」のかた正しかるべし。かくて、これは其事にいきほひをあらせてつよくいふ詞也。

〔釈〕栄花物語見はてぬ夢の巻に、「月いとあかきに、御馬にてかへらせ給ひけるを、おどし聞えんとおぼしおきてける物か。ゆみやといふ物こそとかくし給ひければ、御そのそでより、やはとほりにけり」とある「物か」も、小櫛に引れたる花宴巻の例なり。これも一本には「物は」とあり。さて、このかの辞は、おしはかりていへる疑ひの辞にて、花宴巻なるは「おぼろ月夜に似る物ぞなき」と打ずじて、こなたさまにくる物か」とあれば、来るともゆくともおぼつかなきが、やうやうこなたさまにくるさまと推量りてかといへる也。栄花なるは、おどし聞えんとおぼされし隆家の心をおしはかりてかといへる也。これによりておもへば、明石巻なるもかならずかの誤にて、「月夜に出て行道する物か、やり水にたふれ入にけり」と、たふれ入たるよしを、行道すとて立出けんとおしはかりたるなるべし。さらではかしこは聞えがたし。然れば、ここもかの誤にて、橋より落たるをおしはかりて「いそぎくる物か」といへるにもあめれど、猶ここはかくても聞ゆる也。さるは、「急ぎ来る者は」の意にて、物見んといそぎはしりて長屋へ来る女房をさして「者は」といへりとして、たがふ事なければ、本のままにてあるべし。されば、右の例とは別なる詞

あしたの露に云々

二十丁オ(翻刻三四ページ)〔余〕河朝露貪「名利」、夕陽愛「子孫」。長慶集に見えたり。又此作者の歌に「消ぬまの身をもしるしる朝がほの露とあらそふよをなげくかな」。玉葉集雜四に載たり。

何をむさぼる身のいのりにかと

同(翻刻三四ページ)〔新〕此山は皆黄金なりといへば、宝を得、世に富べき願をなすこと、此時の常なりけん。依て、「何をむさぼる身の祈にか」とは書り。されど、「当来導師」と唱ふるからは、此世の富をいのるのみならず、こん世をもかねて願ふといひて、我契り給ふことにたとへ給ふ。

〔釈〕「むさぼる」は、上に引れたる「朝露貪「名利」」の句を思ひてかかれたるなるべし。

あれたるかどの云々

二十一丁(翻刻三六ページ)〔余〕岷江入楚に、「拾遺集第三秋、河原院にて、あれたる宿に秋来といふことを、人々よみ侍りけるに、惠慶法師、八重むぐらしげれるやどのさびしきに人こそ見えね秋はきにけり」。

おきなが川

二十三丁オ(翻刻三八ページ)〔拾〕水源抄等に「奥中河」とある説は、大に誤なり。引ところの歌は万葉第二十に有て、「於吉奈我河波」と書り。日本紀第二十八云、「男依等、与近江軍戦、息長横河破之」。延喜式第二十一諸陵式云、「息長陵。舒明天皇之祖母名、曰広姫。近江国坂田郡。これらを引合せて考ふるに、近江国坂田郡にある息長河なり。万葉に「奈我」と書るも「長」にて、「中」にあらぬ証なり。」「には」は水鳥にて、息のながき物なれば、枕詞におけり。「いき」を、万葉には「おきその風」ともいへり。延喜式兵部式に近江国横河駅あり。横川を、息長にあれば息長川といふなるべし。

べちなふ

同(翻刻三八ページ)〔河〕季部王記、「天慶三年十一月二十七日

巳刻、冷泉院別納所失火。此外書院多在之。別納は、別に建たる屋なり。別納にて大饗おこなはれたる事多し。小寝殿なり。

新禁中に別納と云所あり。また大臣定れる封戸の外に、国より納物のある侍り。それを封戸の別納といふ。此心にて、此預り其別納物ある方に曹司をかまへて住なるべし。

〔釈〕べちなふの名は、もと別納物を入おくより出たるならめど、後世なるは必しも然らず。河海の説の如くなるべし。

御くだものなどまゐらす

二十四丁才〔翻刻四〇ページ〕〔釈〕或抄に、「貴人は殿上人とて、御陪膳申す人もれきれき也。前に『とりつぐ御まかなひ打あはず』といへり。初に惟光は御供に参らざりし也。惟光をたづね出して、さて御菓子をまゐらするなり」といへるは、わろし。上に「御まかなひ打あはず」とありしは朝のほどの事なるを、これはやや夕つかたの事と聞えて、上に「ゆふ露にひもとく花は」と歌にもありて、さて「かたらひくらし給」とあるも、朝のほどとは聞えず。されば、ここは夕づけて惟光たづね参りて、御くだ物を持来て参りし事とすべし。あしたの御かゆなどはともかくもして参らせしなるべし。下に「所にしたがひてこそ」とあるをもおもへ。さて、かかる事を余りに委くあなぐりて注するは、過たる事にて中々也。

なごりなくなりにたる御有さまにて

同ウ〔翻刻四一ページ〕〔玉〕

これは源氏君みづからの御事をのたまへりと聞えたるに、御字いかが。後に誤りて加へたるにや。

〔玉補〕湖月頭書、草子地と見たる説よし。さては御字誤にあらず。嘉基は云、「こは夕顔の上の事をのたまへる也。源氏君に身の上を打まかせて、さそひ給ふままにともなはれながら、猶誰とも名乗給はぬを、『心のうちへのだて』とはの給へる也」といへり。

けんたよりに、かくなりぬこととおぼしいづるにも、ゆゆしくなん」とあるが作りぬしの意と見えて、この変化の事の注釈のごとき詞也。心をつけて味はふべし。そもそも、此変化の事の一段よ、はかなく作り出る物がたりなれば、いかさまにもめづらしくおどろおどろしく書なさるべきを、さはあらずして、皆源氏君の御心よりまねきむかへ給へるさまにかかれたるは、かのもろこしいはゆる「妖は人によりておこる」などいへる類のことわりをふかくしたに思はれたる物とおぼしく、ここかしこ打かすめていかなる故とも知れぬやうに書まぎらはされたる筆づかひかへすがへすもめでたくして、作りぬしのぎえのいたりふかきを見るに足れり。

ことなることなき人を

同〔翻刻四二ページ〕〔細〕夕顔上は三位のむす

め也。其俗姓さしもなきを、かくことなる事なきとはいへり云々。

〔釈〕この注も、あまりにあなぐり過給へる説にて、よろしとも聞えず。頭書に挙たる小櫛の如くなるべし。

つる打してたえずこわづくれ

二十七丁才〔翻刻四四ページ〕〔拾〕万葉

第四「梓弓つまびく夜音の遠音にも君がみゆきをきかくしよしも」。同十「はや人の名におふ夜ごゑいちじろく我名をいひてつまとたのまん」。

むかし物語にこそ

二十八丁ウ〔翻刻四六ページ〕〔河〕余江談抄云、

「資仲卿曰、寛平法皇、与三京極御休所、同車渡御河原院、観覧山川形勢。入夜月明。令取御車、為御座、与御休所、令行内之房。殿中塗籠有レ人。開戸出来。法皇令問給。对云、融候。欲賜御休所。法皇答云、汝存生之時、為臣下。我為主上。何ノ恨アツテ出此言哉。可退帰者。靈物、乍恐抱法皇御腰。御休所、半死失顔色。御前駈等、皆候中門外。御声不可達。只牛童、頗近侍浪御牛。召件牛童、令召入々。差寄御車、令彼乘御休所。」

〔釈〕嘉基が説のごとくなるべし。をかしげなる女にて 二十五丁ウ〔翻刻四二ページ〕〔細〕御息所の念なるべし。

〔万〕御息所の事也。源氏の思ひくらへ給へるによりて、邪気になれるにや。〔釈〕これらの説どもに、この変化の物を御息所の怨念と見られたるは、葵巻の事によりておしあてに定められたる也。そはまづ此巻のはじめに「六条わたりの云々」と書出せしより、次々にかのわたりの事は見えたれど、未いかなる人といふ事をばあはさず、ただ六条わたりの一人の

やんことなき女にかよひ給ふさまにのみいへるに、此夕顔の事は俄に出来たる事にて、御息所の知せ給ふべきやうもなければ、怨念あるべきことわりなし。されば、唯此あれたる院にすめる変化の物の所為とのみ見るべき也。然れども、六条の事もそのにほひとほしたる書さま也。さるは、此巻の初をかしこの事も書おこされたるよりして、御息所の打とけぬ御本上をも書あはしおきて、ここにいたりて御息所と夕顔とを思ひくらへ給ふことをいへるなど、又「おのがいとめでたしと見奉るをば云々」といへるも、全くかの御息所の事を源氏君のいとほしく思ひ出給ふによりてあらはれたる変化とおぼしき書さまなれば也。されば、此院にすめる妖物の御息所のさまになりて、源氏君の思ひしをれ給ひ、夕顔上の物おぢする本上なるを氣どりてあらはれたるさまとは心得べき也。もし旧説のごとき意ならば、「をかしげなる女」とはいはずして、「六条わたりの御ありさまなる女」などいではえあらぬわざ也。さてまた、此下に引れたる江談抄の准拠の事などは、げにさる物語の世にいひふれけんを思はれたりとは見ゆれども、それにつけても中々に御息所の怨念ならぬ事をばしるべし。すべてこの大かたのさまは、此巻の末に源氏君の夢に夕顔を見給ひし処に、「あれたりし所にすみけん物の、われに見いれ

顔色無色、不能起立。令扶抱乘、還御之後、召淨蔵大法師令加持。纒以蘇生云。法皇、依先世業行、為日本国王。雖去宝位、神祇奉守護、追退融靈了。其戸面、有打物跡。守護神、令追入之跡也。又或人云、法皇御簾中、融靈参居櫛辺云。

〔釈〕この物語、そのかみよりいひ伝へし事なるをしたに思ひてかかれたる事、諸抄のごとくなるべし。但し、ここに「昔物語」とあるは、ひろく昔よりの物語をさしたるにて、必しも此物語のみの事にはあらず。さて、此物語のやうを思ふに、「法皇、依先世業行、為日本国王」などいへる口つき、全く僧どもの偽り作れるなるべし。もし又まことにさる事有しならば、好僧どもの融公の霊に託ておどし奉れるにぞあらん。さる類の事、をりをりありげに見えたる。御世のさまなり。

いのちをかけて

三十一丁才〔翻刻五〇ページ〕〔余〕拾遺集恋四、「何せんにいのちをかけてちかひけんいかばやとおもふをりもありけり」。この上句に似たり。

神事なる頃は

三十五丁ウ〔翻刻五六ページ〕〔新〕延喜式神祇三云、「凡触穢惡事、忌者、人死限三十日始計日」。又云、「触死葬之人、雖非神事月、不得参着諸司并諸衛陣及侍従所等」。かかれば、九月の神事をはばかりて、今より内に参らざるよしか。されど、「神事なる頃は云々」てふ文末をかねたりとも見えず。もし石清水の八月十五夜の祭をいふか。其外、八月の神事はきこえず。

かしこくもとめ奉らせ給ひて

同〔翻刻五六ページ〕〔玉補〕嘉基云、「小

櫛いかが。このかしこくは『かたじけなし』の意とは異也。『おろかなる涙ぞ袖に』などいへる『おろか』のうらなり。伊勢物語に、『むかしをとこ女、いとかしこくおもひかはして、こと心なかりけり』、又同書、『昔、かやのみこと申みこおはしましけり。其御子、女をおぼしめして、

いとかしこくめぐみつかう給ひけり』、大和物語、『つつみの中納言のきみ、十三のみこの母みやすん所をうちに奉りけるはじめに、みかどはいかがおぼしめすらんなど、いとかしこく思ひなげき給うけり』など、この外あまたあり。

〔釈〕詞の例は此説のごとく、「いみじく」などいふ意につかひたり。然れども、必しも「おろか」のうらなる詞にはあらず。其本はみな恐多くかたじけなき意より出て転りたるが、その事さまに随ひてさまさまに聞ゆる事、「いみじく」といふ詞のごとし。こは、帝の源氏君をもとめさせ給ひしを、中将の「かしこく」とのたまへるなれば、なほ本の意也。小櫛ひがことにはあらず。

〔さらに事なくしなせと云々〕 三十七丁ウ(翻刻六〇ページ)〔細〕「ことなく」は、無じ事也。難なく沙汰せよと也。

〔孟岷葬礼の事を取つころへとのたまへど、何か事々しくすべきにもあらず、我に任せられよと惟光が申す也。〕

〔湖師〕「更に事なくしなせ」とは、更にことがましからず、ひそかにしなせと也。さやうにはの給へど、惟光が御前を立をご覧して、忍びかねてみづからも出たち給ふとの義也。

〔釈〕「ことなく」は、細流のごとくなるべし。「取つころへとのたまへど」とある注は、語勢過たり。湖月師説はひがこと也。さて、頭書に挙たる小櫛の説に、「ことごとく侍るべきにもあざれば、心やすしと申す也」とあるは、わろかめり。「そのほどのさほう、の給へど」とあるの辞よりうけて「何か」といひたる語勢。また「たつがいとかなしくおぼさるれば」とあるがもじの勢などを、よくよくあちはふべし。岷江・孟津の説のごとき意と聞ゆる也。猶よく考ふべし。

〔川の水にて手をあらひて〕 四十一丁オ(翻刻六五ページ)〔拾敏達紀曰、

しかれども、猶令を以てみれば、忌有べし。穢の日数の世の定め、おのづから御病の立給ふ日までなりしかば、しかいふのみ。〕

〔御名がくしも〕 四十四丁オ(翻刻六九ページ)〔湖〕説此「御名がくし」とは、源の事を云也。「さばかりにこそは」とは、大かた源とは推量したれども、ふかく忍び給ふ故に名を顕し給はぬにこそとおしはかり聞えながら、「等閑にまぎらはし」とは、源の一旦のすさみばかりなればこそかやうにはうちとけ給はざらめと、夕顔の心に源を恨み給ひしと右近が申す也。

〔釈〕此説大かた得たりと聞ゆるを、解さまのわろくて、いとくだくたく、意得にくし。其中に、「ふかく忍び給ふ故に名を顕し給はぬにこそは」といへるは、頭書に挙たる小櫛にも、「かかる小屋に通ひ給ふ事をつつましくおぼして、名をば顕し給はぬにこそあらめと」とあると同じけれど、本文のうへにさる意は見えず。名をかくし給へども、源氏君ほどの人ならんと推量り給ひし、といふ意のみ也。又「源を恨み給ひし」といへるも、詞過たり。只「うき事に覚したりし」とのみあるをや。さてこの「御名がくし」といへる体言、いとめづらし。又「さばかりにこそ」とあるもまぎらはしけれど、これは下に「たしかならねど、けはひをさばかりにやとささめきしかば云々」とあるは、全く源氏君の事と聞ゆれば、こもそれに准へて源氏君ばかりの人といふ意と知れたり。

〔すみわび給ひて山里に〕 四十五丁ウ(翻刻七一ページ)〔余いせ物語〕すみわびぬ今はかぎりとし山ざとに身をかくすべき宿もとめてん。〕

〔さればよと〕 四十六丁オ(翻刻七二ページ)〔湖〕内々其人にやと思ひ給ひし故、さればよと思ひ給ふ也。

〔釈〕或抄云、「前に『なほかの頭、中将のかたりしとこなつたがはしく』と有。内々うたがはしかりしに、今聞あらはしてさればこそと、なほな

「於是、綾糟等懼然恐懼乃下泊瀬中流」、向三諸岳漱水而盟曰云々。〕

〔釈〕こは清水の観音を拜せんとて手をあらひたる也。拜する時手を洗ふ事は今の人もする事にて、何の事もなし。契沖の抄には、かかる無用の事をりあり。

〔ぶくいとくろうして〕 四十二丁オ(翻刻六六ページ)〔河〕清少納言枕草子に、「ぶくいとくろき男の白張きたる」とあり。源光行、俊成卿に申談じて、此物語の句を切、声をさしける時、ここにいたりて筆をおさへて、「右近初参の時分、且又隱密事也。着服しかるべからず」と申されけるに、「清少納言枕草子にもあり」とて、すみて声をさされけり。此事をしらざる人々、服の義を立る歟。「ぶくりとくろき」也。いとりは又音相通の字也。通用つねの事也。たとへば、ぶくらかにて色黒き也云々。

〔明花説、ぶくりと肥て色黒き心と云々。〕

〔新服の黒きといふこと、もとより也。其主の同じくいたみ給ふ服なれば、初参を論ずる場にあらず。且かくし給ふとても、おもてに出て人目にかかるべきにも侍らず。人間に御前に召れなどすれば、是又論ずることなし云々。又ぶくりと肥たるなどいふは、論にもたらぬ説也。〕

〔余今本の枕草子には、「いろくろき人のすずしのひとへきたる」と有て、「ぶくいとくろき男の白はりきたる」とはなし。むかし本にはしかありけん。〕

〔釈〕此段の旧注は、例の余りにあなぐりたる説也。新釈の弁いとめでたし。又引れたる枕草子の文は、例のおぼえたがへ給へるなるべし。「ぶくいとくろき男」とは、何の事ぞや。さらに言の意聞えがたし。すべていともいともひがことなり。

〔けがらひいみ給ひしも〕 四十三丁オ(翻刻六七ページ)〔新穢をばばかり給ふ也。夕の死に源の忌は有べからず。只穢をいみ給ふといふべし。〕

ほのこり多く思ひ給ふ也。〕

〔かのありし院にこの鳥の鳴しを〕 四十七丁ウ(翻刻七三ページ)〔細〕ありし院」とは、河原院也。院に此、とよみ切て、鳥の鳴し、とよむ説あり。

〔此〕といふ詞は、うたひものなどにやすめ詞におくたぐひ也。此時は「いへばと」の声に鼻を思ひ出たる也。さもあるべきにや。一説、ただ「ありし院に」とよみて、「此鳥のなきし」とよむべき也。此河原院には終日居給ひしほどに、鶴の啼事もあるべき也。それをおぼし出すなるべし。物語には、前に鶴の沙汰なかりし故にむつかしき沙汰あり。かやうに心をやりてみれば相違なき者歟。

〔歌〕見し人の云々 四十八丁オ(翻刻七五ページ)〔余〕齋宮女御集まははの北の方、見し人の雲となりにし空なればふる雪さへもめづらしきかな、此歌をかへて用ゐたり。諸抄此歌をひかず。わすれたるにや。

〔釈〕「かへて用ゐたり」といふは、わろきいひさまなり。あまたの歌の中には意の似たるも多かるを、いづれも其歌により其歌をかへたりとせんは、いとあぢきなし。此物語は、さらに他の歌を作りかへたることなき例也。諸抄も忘れたるにはあるべからず。もとよりことなれば引ざりにこそ。

〔拾異本に「むつかしき」とあるは、写しあやまれるなるべし。新古今和哀傷に、おなじ人の歌に、見し人のけふりとなりしゆふべより名ぞむつまじき塩がまの浦、これを引合せておもふべし。〕

〔歌〕とはぬをも云々 同ウ(翻刻七六ページ)〔細〕此歌の結句、花鳥「思ひわづらふ」とあり。「思ひわづらふ」は、源氏の病悩を思ひよせていへりとひ給はぬは、わづらひ給ふ故とおしはかる心也云々。これはあまりなる義歟。此本は「思ひみだるる」とあり。しかれば、わづらひなきか。

〔余源のわづらひ付給へるは、八月十七日なり。この前に、「二十よ日お

もくわづらひ給へど」「九月二十日の程にぞおこたりはて給ひぬる」と有をかぞふれば、三十三四日をへぬ。「右近をめしいでて、のどやかなる夕ぐれに、御物語し給ふ」と有は、それよりわづらひ日比へたる時なるべし。此次に、「かの人の四十九日、忍びてひえの法華堂にて」「ず経などせさせ給ふ」とあれば、此歌よみておこせたるは、わづらひ付給ひてより四十余日をへたるなるべし。源の方には病おこたり給へれど、文のかよひもなければ、猶わづらひ給ふと思ひて文奉りたるなるべし。歌に「いかばかりかは」といへるは、五十日イカをふくみてよめるならんか。三の句「ほどふるに」といひて、「いか」とつづけたれば、五十日イカをふくませていへるにやあらん。こは臆説ながら、思ひよりぬればしつ。源のなやませ給ふは、五十日ばかりにやなりぬらん。わがおもひなやむは五十日のみにあらずといへるを、「いかばかり」といへる詞にそへてよめるにや。

〔釈〕こは穿鑿に過たるか。語脈もきは聞えねど、珍らしければ試に挙つ。

あやしやいかにおもふらんと云々 四十九丁ウ(翻刻七ページ)

〔細藏人少将、自然知たらん事をいかがと也。〕

〔湖師少将の心のうちはいとほしけれども、又軒端の萩のけしきも床しければ、御文をつかはし給ふ也。〕

〔新此所は意得がたし。思ふに、萩のはやく世をしれるを、少将のあやしきことかと思ひみたらんを、今文かよはさば、さればよと思はんもいとほしけれど、又かの女も捨がたくおぼせば、といふならんか。下に「我なりけりと思ひ合せば」と云を見るべし。〕

〔釈〕細流の注は、事の心聞わきがたし。湖月師説は、「いとほしけれども」といへる、少しながへり。新釈は、大かたよろしきを、「少将のあやしきことかと思ひみたらんを」といはれたるは、猶わろし。とにかくに、

て失はれんとし給ひし時、松枝を結びて、磐石の浜松がえを引結びま
さきくあらば又かへり見ん、とよみ給ひしほどを思ふへし。恋の歌によ
めるも、皆ふたたび逢んことの誓にせしさまに聞ゆ。されば、是は別なり
後世にいへるは、ただ縁の結ばるる事、或は契を結ぶなどいふ事を、草
にいひかけたるのみ也。さて其草などを結ぶといふも、殊更に誓ひて結
ぶ意にはあらで、ただものさはりにならぬやうに引結びておくによせ
て「結ぶ」とはいへりと聞えたり。されば、これも少しく意異なり。此
差を思ひ分つべし。

うちとけて 同(翻刻七八ページ) 〔拾〕注空蟬と軒端萩のむかひし事也○

今按、この注のころならば、「うちとけて」のでもじ濁りて、軒端萩
にくらべていよいよ空蟬の用意ありし事をほめ給ふ心なるべし。てもじ
清て軒端の事と見ば、「人」といふ事のかなはねば、誤なり。

〔余〕今案ずるに、契説にては、「なにの心ばせ」と有より軒端の萩をいへ
りと見し也。「むかひみたる人」とは空蟬をいひ、「うとみはつまじき」
とは源の心に飽はつまじきさまよと思ひ給へる也。湖月師説及箋の説は、
ての字を清て、「人」とは萩をさしていへりと見たる也。穩ならず。

四十九日 五十一丁オ(翻刻七九ページ) 〔細〕いづくにても訓によむべし。

〔拾〕拾遺に、藤原輔相が四十九日を音に隠題によめる歌もあれば、只音
しかるべきか。この次にいはく、「幾十よ日」とあるをも「とをかあまり」
とよめといへるは、心得がたし。「とをかあまり」ならば、直にさかくべし。

〔余〕の字をかんなに書たるを見ながら、いかが訓にはよむべき。「五六
日」「七八」日なども、作者は音を用ひてや書けん。「四五人」なども同じ。

願文 同(翻刻八〇ページ) 〔河〕清和天皇貞観九年十月、勸学院南辺ニ更
建ニ一院ヲ。号ニ延命院ト。乃日主上自製ニ願文ヲ云々。願文自作例、是也。

〔花〕重明親王家室、藤原氏四十九日願文、後江相公朝綱書ス之。見ユ文粹ニ。

「あやしや」とあるを少将のあやしと思ふこととしては、語格たがへり。
〔歌ほのにかにも云々〕 同(翻刻七八ページ) 〔新〕煩ひてよみがへり給ふを、
萩をおぼす故といひなして、さてかりそめにも契りし事なくば、かく思
ひわづらふを問給はぬうらみを何しにかかけて申さん、さるほのかなり
とも契のあればこそ、と也。「かごと」は託言にて、うらみなどを人に
かけていふなり云々。

〔余〕この「結ぶ」といへること、諸抄あきらかに注せず。僻案に、思ひ
いづるままをかきつく。万葉第一「君がよもわがよもしれやいはしるの
岡の草根をいざむすびてな」、同卷十一「あし引の何おふ山すげおしふ
せて君しむすばあはずあらめやも」、同十二「しろたへの我紐の緒の
絶ぬまにこひむすびせんあはんひまでに」、伊勢物語「うらわかみねよ
げにみゆる若草を人のむすばん事をしぞ思ふ」、万葉十一「いもが門行
すぎかねて草むすぶ風吹とくなあはん日までに」、古今恋五「花すすき
我こそしたに思ひしかほに出て人にむすばれにけり」などいひて、草を
むすびて男女の相かたらふよすがとせる事、古歌にあまた見えたり。後
世縁結びとて、神の御まへなる木にかうよりしてむすびつくるは、古き
遺風ならんか。こもさる心にて、そこと我なかはかねてむすび置たり
との給へるなるべし。

〔釈〕新釈に、わづらひ給ふをとほぬ事を、かごと、といへるやうにい
れたるは、旧注の意にてわろし。さて、余滴に「結ぶ」といふ事の例ど
もを挙ていへる事は、さもあるべし。草などを結ぶは、男女ひとつによ
りあふにたとへたるにて、今もさる事するならばしの国々もあり。然れ
ども、引たる万葉の歌なるは、皆事の誓にせしわざと見えて、今世にす
る縁結びなどは意異なり。さるは、上に引たる「君がよもわが世もし
れや」などいふ歌も、恋の意とは聞えぬに、卷二に有馬皇子の紀伊国に

生者必滅。積尊未免。梅檀之煙。樂尽哀来。天人猶逢五衰之日。此
願文之詞也云云。

〔歌なくなくも云々〕 同ウ(翻刻八〇ページ) 〔新〕本は、旅などにゆく夫の

紐をば妻のむすびて、又逢ふ時解んなどいふ意の歌、万葉に多し。然る
を、是は身まかれる女の為の布施のさうぞくの紐なれば、源氏「わがゆ
ふ云々」とよみ給へり。されば是も、今かくゆふ紐を、われもこん世と
なりての何れの世にか夕顔とときて夫婦となりてあらんと、先夫婦の上
にていひて、且解脱の門に入べき願をも添たるなるべし。

〔釈〕「解脱の門に」といはれたるは、猶旧注にすがられたる也。此歌に
さる意まではなし。

いよのすけかなな月のついたち比くたる 五十三丁ウ(翻刻八二

ページ) 〔釈〕関屋巻に、「伊与介といひしは、故院かくれさせ給ひて又の年、
ひたちになりてくだりしかば、かのははき木もいざなはれにけり」と有
「故院かくれさせ給ひて又の年」とは、桐壺帝崩御の翌年にて、源氏君
二十四歳の時也。試にこの年よりかぞふるに、八年の後にあたれり。さ
れば、伊予の任四年にして京へかへり、又他国の守になりて四年国へく
だり、さてかへりて、又常陸介になりたるなるべし。さて常陸の任六年
にして上洛するよし見えたるは、任国の政よかりしかば、年を延られた
るなるべし。さて其間の事をすべて省きたるは、空蟬君は巻中のむねと
ある人ならねば、任国へやりて筆を省きたるもの也。

ぬさ 同(翻刻八三ページ) 〔余〕和名抄云、「道祖、風俗通云、共工氏之子、

好遠遊。故其死後以為祖。和名佐倍乃加美」。亦云、「道神、唐韻云、楊
音觸、和名太無介乃加美。道上祭。一云、道神也」。真淵云、「手向の神
は、古事記日本書紀等に、伊弉諾尊、御帯をなげ給ひてなれる神を道
の長ちはの神といひ、御禰を投給ひてなれる神をちまたの神といひ、御

杖をなげ給ひてなれる神をくなどの神といふ。これらの神ぞ、道の神におはせば、旅路に向するも此神也。然るを、和名抄に他国の神をのみ挙しは、よしなし」といへり。

歌あふままでの云々 五十四丁オ(翻刻八三ページ) **河**あふままでのかたみとてこそとどめけめ涙にうかふもくづなりけり

歌せみの羽も云々 同(翻刻八四ページ) **拾**後撰恋四に、「つらくなりにけるをとこのもとに、今はとてさうさくなどかへしつかはずとて、平なかが女、今はとて梢にかかる空蟬のからを見んとはおもはざりしをかへし、源巨城、わすらるる身をうつせみのから衣かへすはつらきころなりけり」。

河ありし薄ぎぬに冬の装束をそへてつかはしけるか。仍て「たちかへてける」といふ歟。

四十月朔日に更衣あり。一年に二度あり。こうちきをかへし給ふを見ても也。

箋河海の義ならば、今返しつかはされし薄衣は夏衣にて、時をうしなへり。我身の有さまかくのごとしと音をなくといふにや。又の義は、衣をかへすは不逢人のしわざなれば、かへすを見ても音をなくといふ歟。

釈河海の説は、文外のおしはかりにて、此歌のみにてはさは聞えず。まして、それをたすけてとかれたる箋の義は、いよいよよろし。「たちかへてける」といふは、ただ夏と冬と、時のおしうつりてかはりたるにそへていへるのみの事と見るべし。巴抄は、其意とは見ゆれど、詞足ずして聞えがたし。

歌すぎにしも云々秋のくれかな 同ウ(翻刻八四ページ) **細**是は十月

の歌なるを、「秋の暮かな」とよめる余情、比類なき也。歌の道、かやうの所に心を付べき事也。惣じては、春と秋の中に、夏冬はこもる也。

拾遺集にも、雑の春秋の中に夏冬はこもれり。

箋此義、非正義歟。只九月尽の歌と分別すべし。其故は、上詞に、「伊与介神無月朔日ごろにくだる」とあるはあらましごとなれば、當時も十月にはあらず。又「けふぞ冬たつ日也けるもしるく」といふも、九月中立冬の節の日をいへり。然ば、これも十月にあらず。「けふわかるる」といふは、九月尽、秋の別の事也。四十九日も過、秋もけふの空にとどむる別にもよほされて、哀傷の心切なれば、かく詠じ給ふ也。過去の人もけふゆく秋も也云々。若「けふ別るる」といふに空蟬が事を含むべくは、詞書にその句有べきを、伊与介下国の事はかきもらしたり云々。其上、此巻は夕顔上の列伝なれば、巻の終を夕がほの事にて書をさむ。旁以、九月尽哀傷の歌と治定すべき也。然れば、秋の暮といへる其煩ひなき物乎。

玉上に「冬たつ日」といへるは、九月末立冬の日なるべければ、此歌に「秋の暮」とよめる論なき事也。又上に「十月のついたちごろにくだる」といひて、此歌に「けふ別るる」とよめる、「けふ」は今といふ意にて、かならずしも其日にはかきらず。「秋のくれ」といふ事、妨なし。**余**「九月の末」といへる、いかが。宣長も九月の末の立冬といへど、夕顔の四十九日は十月四五日頃なるべければ、それ過て後を九月也といはんはかなはず。○孟「齋宮女御集に、過にしもしまゆくす氣もふた道になべてわかれのなき世なりせば」。此歌、齋宮集にあることなし。今おとせるにや。

釈細流は、花鳥の説をさながらに挙げられたる也。さて、「秋の暮」といへるは、頭書に挙げたる鈴木氏が説のごとく、十月になりての立冬の日によめる意也。「過にしも」といひ、「けふ別るるも」といへる、二つのもは、共に秋の事をさしていへりとせざれば、此歌は解がたし。箋に、夕

顔の哀傷とのみ定められたるは、此理を思ひもらし給へるからのしひ言と聞ゆ。又「此巻は夕顔上の列伝なれば云々」とあるも、いかが也。こは帚木卷よりこなたの空蟬と夕顔との事を引、すべて結びたる所なれば、空蟬の事なくてはあへなきなり。「けふぞ」とあるも、空蟬のふりはなれたる事よりうけたる語脈なるをや。さて、孟津に引れたる歌は、河海より見えたるが、余滴にいへるごとく、齋宮女御集の今の本には見えず。歌のさまの余りに似たるを思へば、例の暗記のままにみだりに書つけ給へるなどにやあらむ。かの抄には、さること他にも多く見えたること、拾遺にいへるがごとし。

見ん人さへ 五十五丁オ(翻刻八四ページ) **玉**補源氏君に逢見奉らん限

りの女をさへ、かたほならずよき人のみとせんはものほめがち也、となり。小櫛にはとき誤られたり。

釈此説はひがことなり。もしさる意ならば、「見給はん人をさへ」などいでは例にかなはず。ただに「見ん人さへ」といひたるは、傍より見たる人の意なる事明らけし。小櫛誤にあらず。